

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成26年6月10日

- | | |
|-------|--|
| 開 会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 市長の行政報告 |
| 日程第5 | 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例等の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第7 | 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第8 | 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部改正) |
| 日程第9 | 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正) |
| 日程第10 | 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号) |
| 日程第11 | 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4
号) |
| 日程第12 | 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第13 | 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号) |
| 日程第14 | 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第15 | 議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について |

- 日程第16 議案第31号 岩出市税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正に
ついて
- 日程第18 議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第37号 市道路線の廃止について
- 日程第23 議案第38号 市道路線の認定について
- 日程第24 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約に
ついて

開会

(9 時 30 分)

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成26年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第20号から議案第39号までの議案20件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松下議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、尾和弘一議員及び宮本要代議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松下議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○松下議長 日程第3 諸般の報告を行います。

去る5月28日に開催されました第90回全国市議会議長会定期総会におきまして、増田浩二議員、吉本勸曜議員、尾和弘一議員が一般表彰を受賞されましたので、ご報告いたします。おめでとうございます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案20件と報告4件であります。

次に、受理した請願第2号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につき

ましては、配付の請願文書表のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、平成26年第1回定例会から平成26年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成26年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

事務局。

○事務局 市議会議長会関係につきまして、平成26年4月15日火曜日、大阪府泉佐野市のスターゲートホテル関西エアポートで、第79回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成25年度近畿市議会議長会の会務報告、平成24年度近畿市議会議長会の会計決算、平成25年度近畿市議会議長会の会計出納検査結果報告、支部提出議案1件の審議、会長提出議案の平成26年度近畿市議会議長会の会計予算の審議、役員を選任を行った後、次期近畿市議会議長会定期総会の開催市である大阪府四条畷市議会議長の挨拶が行われ、第79回近畿市議会議長会定期総会が終了されました。

定期総会終了後、アテネ五輪サッカー日本代表監督、NHKサッカー解説者山本昌邦氏を講師に招き「勝つためのリーダーシップとチームワーク」と題して研修会が開催されました。

次に、平成26年5月23日金曜日、和歌山市のダイワロイネットホテル和歌山で、平成26年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、議長と副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、前回の平成25年度和歌山県市議会議長会第3回総会から今回の平成26年度和歌山県市議会議長会第1回総会までの会務報告、議案審議では、平成25年度和歌山県市議会議長会の会計決算報告、平成26年度和歌山県市議会議長会の会計予算案の審議を行いました。

協議事項では、平成26年度和歌山県市議会議長会第2回総会の開催市と開催予定日について協議を行い、協議の結果、次期総会の開催につきましては、御坊市で、平成26年11月7日金曜日に開催することを決定し、次期総会の開催市である御坊市議会議長の挨拶が行われ、平成26年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

次に、平成26年5月28日水曜日、東京都千代田区の日比谷公会堂で、第90回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、平成25年5月1日から平成26年

4月30日までの全国市議会議長会の会務報告、平成24年度全国市議会議長会各会計決算の報告、平成26年度全国市議会議長会各会計予算の審議、各種委員会の報告、部会提出議案25件及び会長提出議案2件の審議、部会推薦役員の選任、閉会式で感謝状の贈呈が行われ、第90回全国市議会議長会定期総会が閉会されました。

○松下議長 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○松下議長 日程第4 市長の行政報告を願います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

夏の気配が感じられる季節となりました。議員の皆さんには、ますますご健勝にてご活躍のことと、お喜びを申し上げます。また、平素は岩出市発展のため、市行政全般にわたり種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成26年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告を申し上げます。

まず、初めに、市政懇談会についてであります。今年度も区・自治会会長会との共催により、7月7日から8月2日までの間、市内18会場で実施いたします。議員各位におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、紀の国わかやま国体リハーサル大会についてであります。平成27年度の紀の国わかやま国体の開催に向けて、本年8月9日と10日の2日間、市民体育館において、ハンドボール競技のリハーサル大会として「第19回ジャパンオープンハンドボールトーナメント」を開催いたします。市といたしましては、競技運営、おもてなし等、各部門において本大会への練習の場と位置づけ取り組んでまいります。

次に、職員採用についてであります。今年度も、より幅広い人材を確保するため、7月27日を1次試験日とし、一般事務職員5名、技師2名、保健師1名を募集いたします。合格内定者につきましては、面接等の2次試験実施後、ご報告をさせていただきます。

次に、使用済み小型家電リサイクルについてであります。平成25年4月から、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行され、現在、国において、リサイクルシステムの構築及びさらなる改良のための試験研究を想定し、実証事業が展開されているところであります。

今般、国の小型電子機器等リサイクル構築実証事業の認定が得られたことから、市では、有用金属を含む資源の有効利用と生活環境の保全を目的とする法の趣旨を踏まえ、本年7月より、家庭で不要となった小型電子機器等分別収集事業を試行してまいります。

次に、クリーン缶トリー運動イン岩出についてであります。この運動は、市民が一体となって環境美化運動に取り組み、ごみのないまち、きれいなまち、美しいふるさとづくりを推進し、美化意識の向上及び生活環境の保全に対する認識を深め、市民一人一人が美しいふるさとづくりに貢献するとともに、自主的に美化運動に取り組む機会となることを願って、毎年開催しております。23回目となる今年度も、河川愛護月間中の7月13日日曜日に、市内5カ所で一斉に清掃活動が実施できるよう現在準備を進めているところであり、多くの市民の方に参加していただけるよう周知啓発を努めてまいりますので、議員各位におかれましても、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、道路渋滞対策事業として取り組んでおります、京奈和自動車道岩出インターチェンジへのアクセス道路、市道根来安上線新設改良事業についてであります。全ての地権者との用地契約が、5月1日に完了いたしました。平成27年度開催の紀の国わかやま国体・大会や、供用開始が予定されている京奈和自動車道の県内全線完了に向け、工事を進めてまいります。

次に、一乗閣旧県会議事堂の利活用についてであります。現在、一乗閣の移転事業が進む中、一乗閣と一体となった総合的な観光拠点としての活用を行うため、移築完成にあわせて、前倒しで事業を進めてまいります。

なお、用地取得のための補正予算を計上させていただいておりますので、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、いわで夏まつりについてであります。毎年、岩出市内外から多くの方々にご来場いただき、楽市などの夜店や花火など楽しんでいただいております。このイベントを通して、「活力あふれるまち、ふれあいのまち岩出」を市内外にPRできるものと考えております。

去る5月15日に開催された夏まつり実行委員会におきましても、今年度も8月の最終土曜日の30日に開催することが決定され、多くの方々にご協力をいただき、計画的に進めていただいております。

次に、教育関係についてであります。平成27年度に開催される紀の国わかやま国体・大会に向け、教育委員会でも国体推進室などと連携しながら準備を進めてお

ります。

学校教育では、全国から岩出市にお越しになる方々を歓迎するため、各学校において、全ての都道府県の歓迎ののぼり旗を作成するとともに、競技大会場などを彩る花の栽培も進めているところであります。

体育施設の整備については、今年度は、バドミントン会場となる総合体育館の整備工事を実施するため、4月24日に総合体育館整備工事設計監理委託の発注を行っております。今後、整備工事設計管理委託業務終了後、整備工事の入札を行い、選手の皆さん方が安全に競技していただけるよう、施設の充実を図ってまいります。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○松下議長 これですべての行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、後にコピーをいたしまして、全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第24 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約

○松下議長 日程第5 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）から日程第24 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約までの議案20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案についてご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が10件、条例の一部改正が4件、平成26年度の一般会計を初めとする補正予算案件が3件、市道路線の廃止案件と認定案件がそれぞれ1件、工事の請負契約の案件が1件の計20件であります。

まず、初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第20号 岩出市税条例等の一部改正、議案第21号 岩出市都市計画税条例の一部改正及び議案第22号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、

いずれも地方税法等の一部改正に伴い、改正を要したものであります。

次に、議案第23号 岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員など公務災害補償等、責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、議案第24号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、上下水道局の組織改編等に伴い、改正を要したものであります。

議案第25号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります。既決の予算の総額に3億893万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を154億5,540万5,000円としたものであります。

歳入では、歳入実績及びその見込みによる法人市民税、各種交付金、地方交付税等のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源などについて補正したものであります。

また、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による請負及び購入差額、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金、決算収支見込みによる基金積立金などについて補正したものであります。

なお、繰越明許費については、繰り越しすべき事業経費の追加及び変更による補正をしたものであります。

次に、議案第26号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額から4,831万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を55億931万5,000円としたものであります。

歳入では、財政調整交付金と一般会計繰入金について、歳出では、一般被保険者の療養給付費や療養費、高額療養費及び介護納付金のほか、一般会計繰出金について補正したものであります。

次に、議案第27号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算総額から1億4,574万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を27億3,556万円としたものであります。

歳入では、介護給付費に係る国県支出金や支払い基金交付金、一般会計繰入金について、歳出では、居宅介護サービス給付費や居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費について補正したものであります。

次に、議案第28号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額から1億217万3,000円を減額し、補正後の

予算の総額を19億2,594万9,000円としたものであります。

歳入では、事業費の確定による下水道事業債や一般会計繰入金、消費税還付金などについて、歳出では、工事請負費や補償費、紀の川中流流域下水道那賀処理区建設負担金、長期債償還金利などについて補正したものであります。

次に、議案第29号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に1,175万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を3,818万3,000円としたものであります。

歳入では、墓園の使用料及び手数料について、歳出では、一般会計繰出金について補正したものであります。

以上が、専決処分の承認を求める案件についてであります。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正するとともに、新たに設置する委員会委員等の報酬額について定めるものであります。

次に、議案第31号 岩出市税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、中小法人等に関する不均一課税に係る規定を追加するものであります。

次に、議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正についてと、議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正につきましては、いずれも、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、平成26年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に4,581万円を追加し、補正後の予算の総額を153億2,566万円とするものであります。

歳入では、事業の補助採択や内示に伴う国県支出金の事業財源などについて補正するものであります。歳出では、人事異動等による人件費のほか、番号制度導入に伴うシステム改修委託料、工場設置奨励金、旧県会議事堂一乗閣を中心とした周辺整備のための用地取得費や物件補償費、下水道事業特別会計繰出金などについて補正するものであります。

次に、議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

ついてであります。既決の予算の総額に1,464万円を追加し、補正後の予算の総額を32億2,236万6,000円とするものであります。

歳入では、歳出に伴う一般会計繰入金について、歳出では、人事異動等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的収入予定額の総額に192万9,000円を追加し、補正後の予定額の総額を13億9,520万6,000円とするとともに、収益的支出予定額の総額に633万9000円を追加し、補正後の予定額の総額を19億81万4,000円とするものであります。

収入では、職員の派遣にかかる交付金について、支出では、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第37号 市道路線の廃止については、既存の市道路線を廃止するため、議案第38号 市道路線の認定については、開発行為による帰属道路13路線を市道認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約についてであります。岩出市公共下水道の下水管布設工事に伴う工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付する契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○松下議長 これでも市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を6月16日、月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、6月16日、月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

散会

(10時05分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成26年6月16日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 報告第4号 専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定及び和解)
- 日程第2 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市税条例等の一部改正)
- 日程第3 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市国民年金保険税条例の一部改正)
- 日程第5 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部改正)
- 日程第6 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部改正)
- 日程第7 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号)
- 日程第8 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4  
号)
- 日程第9 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第10 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
- 日程第11 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第4号)
- 日程第12 議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第31号 岩出市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正に

ついて

- 日程第15 議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第37号 市道路線の廃止について
- 日程第20 議案第38号 市道路線の認定について
- 日程第21 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約に

について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、報告第4号につきましては、質疑、議案第20号から議案第39号までの議案20件につきましては、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）

○松下議長 日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 専決の12号の報告4号について、2点ほどお伺いをしたいと思うんです。

この専決処分については、防犯灯のポールそのものが転倒されて、そして瓦が破損したんだということになっています。

こういう点でいうと、この防犯灯自体の日常管理という点で、日常業務の上での点検体制というものを、そのもの自身が、岩出市ではどないなっているのかという点が1点と、本来、こういうような形で、ポールそのもの自身が傷んできたりとか、転倒するおそれがあるという場合があるのであれば、何らかのやっぱりその兆候かというのがあるのではないかと。そして、同時に、そういうような状況が近隣の住民の皆さんなんかからも、通報なんかがあるのではないかとというふうに考えると、ころがあるんですが、この辺のところはどうだったのかという、この2点についてお伺いをしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

防犯灯ポールの点検については、職員が現場へ出向いた際、点検を行っていますが、ポールの腐食対策には苦慮しているところでございます。

転倒当日は、悪天候の中で突発的に発生したことから、近隣の方や自治会等から

の通報はありませんでした。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 防犯灯のポールについては、職員が点検しているということでしたね。そういう点でいうと、この岩出市内で職員が点検しなければならない防犯灯のポール、これについては、どのぐらい岩出市内であるのか。そういう点については、どのような日常的に定期点検というようなものが、年に何回か行われているとかというようなことはあるんでしょうか。

それと、もう一点は、通報はなかって突発的にそういう状況が起きたから、こういう対処になったというんですが、幾ら突発性があったとしても、そういう根元のほうで腐食しているとかという、そういう状況なんかは、全く倒れた後の状況から見ると、そんな状況というのはなかったんでしょうか。この点だけお伺いしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、ポールの数ですけれども、市内全域にて156カ所となっております。

年間の定期点検についてですけれども、今現在、防犯灯台帳の再整備ということで、今、調査を行っております。その中でポールの状況を確認するようにいたしております。

なお、また、転倒したポールですけれども、私も現場を見ましたけれども、どこが破損していたというような、根元を見ても、ちょっと判断しにくい状況でございました。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、報告第4号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 日程第2 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第21 議案第39号 岩出市公共下水道（1614－3）下水管布設工事請負契約について

○松下議長 日程第2 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）から日程第21 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約までの議案20件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 質疑通告に基づきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第24号、特別職の職員で非常勤の報酬、費用弁償に関する一部改正がありますが、この条例を見てみますと、新しく下水道工務課設計施工嘱託員ということが新たに設けられています。その中では、月額26万円という形で、新たに設けられるわけなんですけど、この中で、この嘱託員に対して26万円という額が示されているんですけど、この理由はどういうものなのかという点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

下水道工務課設計施工嘱託員の報酬につきましては、下水道事業量の増大に伴い、経験豊富で高度な技術力を持った人材の確保が必要となり、先進自治体に適任者を求め、前勤務地の勤務条件を考慮して定めたものでございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この条例そのもの自身は、専決というふうな形になっているんですけど、新たにこの設計施工嘱託員という方については、もう既に、今もう6月なんで、これからこのお給料を払うという形にされているのか、それとも、4月、5月という部分についても、給料そのもの自身は払われているというような状況なんですか。この点をお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

給料については、4月から支払いしております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、4月、5月分は、もう給料として支払われているということでした。そうであるとしたら、本来、人事異動との関係があるとは思いますが、そうなる、なぜ、もう4月、5月分を払っているのであれば、4月には、そういう予定というのが見通せるわけなんですね。そんな中で、なぜ、今議会なのか。本来は、3月の議会に、そういうのを見越して、この3月議会を出してくるべき、そういう案件ではないかなというふうに思いますが、これがなぜ3月議会でなく6月議会になったのかという点だけお伺いをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

今回の嘱託員の決まりましたのが、最終的に、前勤務地の勤務条件等を考慮した中で決定しましたのが、3月の議会の議案提出に間に合わなかったということでございます。

○松下議長 次に、議案第25号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、25号についてお聞きをしたいと思います。

25年度の一般会計の補正については、地方交付税の部分については、説明の中では、基準財政需要額がふえたために交付税の増額がされてきたという説明でした。その点では、市が計算している当初の基準財政需要額、この見積額は幾らだったのか。そして、また、交付税算定された25年度の基準財政需要額というのが幾らだったのか。また、その差額なんかは、どのような違いがあるのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、衛生手数料の収入のところ、事業所の関係で、月額910万円ということが増額になっています。その点では、クリーンセンターに関して、この事業所、月額910万円の増というのが、どのような影響を与えていると見ているのか。また、市として、この910万円増のごみ量という部分については、どのくらいふえたというふうに捉えるのか、この点をお聞きしたいと思います。

もう一点は、財産管理費という形で、警備委託料というのが、264万7,000円の減額ということになっています。市として、この警備委託料の減額の、この中身について、どう捉えているのかという点と、市の警備委託という面、この点については、市としてはどのような基本的な考えを持っておられるのかという点をお聞きしたい

と思うんです。

4点目は、基金なんです。この基金の積み立てについては、各種基金に多額の金額が積み上げられてきています。合計では、6億6,000万円ということになっていきますが、都市計画事業基金、教育施設建設事業基金、財政調整基金や減債基金、公共施設整備基金など、合わせて、こういう6億6,000万円ということが行われてきているわけなんです。この中身については、この積立額については、事業の確定ということなんかで、あったから結果的にはこういう金額が残ったということになると思うんですが、市として、このような6億6,000万円が生まれてきたという点については、まず、どのように市として捉えているのか、この点をお聞きしたいと思います。

以上、4点、お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

地方交付税、当初の基準財政需要額計算の見積額は、また、交付税算定された25年度の基準財政需要額はにつきましては、普通交付税の当初予算額は、平成24年度の交付実績及び地方財政計画における伸び率を勘案し計上しており、当初予算における基準財政需要額として、77億円を見込んでおりました。

また、算定による平成25年度の基準財政需要額は、79億9,593万9,000円となっております。

次に、3点目の、財産管理費として警備委託料が264万7,000円減となっているが、警備委託という点での基本的な考え方はにつきましては、庁舎の安全管理及び緊急時の連絡の確保でございます。具体的には、始業時、終業時の玄関等の開閉、備品等の火災、盗難の防止及び安全管理、郵便物、電報等の受理、来庁舎の対応及び出入りの確認、緊急事態時の関係職員への連絡等でございます。

次に、4点目の、基金積み立てにおいて、事業の確定などがあつたとはいえ、この6億6,000万円という金額が生み出されたことについて、どう捉えているのかということにつきましては、この一般会計補正予算（第5号）における基金の積み立てについては、平成25年度の事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や事業の精算などによる増減差額を積み立てるものでございます。

○松下議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、ご質疑の2点目、衛生手数料の質疑につい

てお答えいたします。

1キログラム当たりの処理手数料が10円となっていますので、ごみ量に換算いたしますと、910トンの増となります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 財産管理費のところ、警備委託料は264万7,000円と。これの関係なんです、これは、庁舎の管理の警備委託という部分のところだけで、この264万円というのが出てきたのか。それとも、それ以外のいろんな警備委託をされている中で、その積み上げがこの264万円というふうなものなのか、この辺がちょっとわかりにくかったので、再度、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、基金なんです、今、お話が、積み上げがそういうような形になったんだということなんです、今回、補正の中では、減債基金ですね、減債基金にこの基金積み上げということがされてきていますが、この減債基金には、なぜこのような莫大なお金が積み上げられるのか、また、市として、この減債基金というところに積み立てていく、その理由は何なのかという点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

警備委託につきましては、庁舎の部分だけでございます。それと、宿直とかの部分になります。機械警備は含んでございません。

それから、減債基金への積み立てでございますが、増加している内容としましては、下水道事業の地方債償還に伴う繰り出しや、臨時財政対策債の償還による公債費負担を緩和するために積み立てているものでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、庁舎の警備なんです、庁舎だけで264万円ということであれば、今、庁舎の警備というのは、当初予算で警備の委託料というのはどれぐらい、これ見ていたのか。そして、それがもう一切、警備会社に委託されないで、これ、もう現在、職員対応されているのか、その辺はちょっとどうなのかというのがあれなんです。庁舎の警備関係という部分で、入札差額というのが、よく言われたときがあるんです。庁舎警備について、入札差額で金額が減ったというのがあったとしても、この264万円というのは、余りにも庁舎警備という部分の経費という部分の中では、

非常に大きい、額としては、大きな部分に当たるのではないかと私は思いますので、その辺、今の現状はどうかという点だけお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

警備委託の当初予算計上額は、780万7,000円です。

それから、宿直はもう随分長い、随分以前に、廃止をしてございます。

○松下議長 次に、議案第26号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、26号について質疑をしたいと思います。

この議案については、25年度の国保関係における補正なんですけど、この中では一般会計に1,561万9,000円というものが繰り戻されるというのですか、繰り出されているという内容になってはいますが、一般会計にこの国保会計の中から繰り出さなければならぬ、その理由はどういうものなのかという点が1点と、現在の国保における基金の積立額、これ今、この国保の基金の積立額というのが幾らなのかというのを、2点お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の質疑にお答えします。

1点目、一般会計への1,561万9,000円の繰り出し理由についてお答えします。

国保事業において、国保会計の安定した財政運営を行うため、保険税負担緩和分として、一般会計から国保特別会計へ繰り入れを行っております。

この繰り入れには、制度化された、いわゆるルール分の繰入金、本年度においては、3億3,126万2,000円と、国保会計において、赤字決算が見込まれる場合、緊急避難的に財源補填された、いわゆるルール分以外の繰入金があり、本年度においては、2,351万6,000円を繰り入れております。

このルール分以外の繰入金について、国保会計において黒字決算が見込まれる際に返還することとしており、今回、黒字決算が見込まれることから、一般会計より財源補填された一部を返還するものであります。

2点目の、国保における基金積立額は、90万円となっております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、国保における基金の積立額というのが、わずか90万円というお答えでした。

この国保における基金という、その必要性について、本来は、国保における基金を積み立てなければならないという、この基金積み立ての必要性という部分については、どのような形になっているのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

基金の積み立てにつきましては、国保における保険給付費等の支払いが困難な場合のために基金として繰り入れ、積み立てているものでございます。

しかしながら、今回、90万円ということで、基金を積み立ててございます。この基金につきましては、以前に出産の貸付制度というのがございまして、360万円の貸し付け基金を持ってございました。それが出産費の直接支払制度というものが施行されまして、その際に360万円を取り崩して、一般会計に負担割合に応じて90万円を積み立てたものでございます。

本来、そういう保険給付のための基金でございしますが、今、そういう国民健康保険の運営は非常に厳しい状況であり、まして、この一般会計から繰り入れた緊急避難的に入れたものについては、基金に積み立てるべきものではないというふうに考えてございまして、今回、一時借り入れのものを返還したものでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 27号について、介護保険の補正についてお聞きをしたいと思います。

この補正予算を見てみますと、居宅介護サービス給付という部分について、本当に非常に大きな額が減額されてきています。その額は、1億2,462万円という、本当に大きな額になってきているわけです。

当初は、施設から介護へという、そういう部分について、介護面で大きくシフトされることが見込まれるから、こういう予算を組んだんだという説明でした。この点では、市は、そういうふうに見積もったけれども、岩出市の実態はどうだったのかという点、お聞きをしたいと思います。

それと、介護保険料という面、こういう面にも、やっぱりそういう点でいうと、こういう見込み違いという部分というのですか、そういう額なんかは介護保険料に

も反映してくるという一面もあるわけなんですけど、こういう点では、介護における市民ニーズ、また、岩出市の現状把握という点については、どのように行ってきたらいいんでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えします。

居宅介護サービス給付費が1億2,462万円の減額となっていることについては、例年、給付費の伸び率、5～7%を加味して予算を積算しましたが、平成25年度では、1%の伸びにとどまったということが主な要因となったものです。本市の実態につきましては、施設介護サービスについては、平成24年度、延べ3,002人に対し、平成25年度は、延べ2,900人となり、延べ102人減少していますが、施設から居宅にシフトしたものではないと考えております。

本市の現状及び市民ニーズの把握についてですが、介護保険制度においては、3年を計画期間とする介護保険事業計画作成前に、高齢者を対象にしたアンケート調査を実施し、介護サービスや介護予防等についてのニーズ把握を行うとともに、介護サービスの給付実績や要介護認定者の推移、高齢者人口の推計等から現状把握や3年間の事業量の伸びを見込み、今後必要となる給付費等と、それに対応できる介護保険料の設定を行うこととなっています。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、24年度で3,002人と、それに対して、25年度が2,900人という説明でした。この点では、当初よりも大きく減っているわけなんですね。実際には、このように、24年度から25年度までで、こういうふうに、むしろ当初は市としては、施設から居宅になるんだという形で、ふえるという見込みをしておきながら、市としては結果的には、利用者の人数については、24年度3,002人から2,900人で、逆に減っているということについて、その原因というのは何だったのかという、この点について、市はどのように捉えているんでしょうか。原因は、こういうふうに、なぜその原因が生まれたのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えします。

岩出市においては、団塊の世代が65歳に到達し、高齢化の上昇とともに、要介護、

要支援認定者数は増加しておりますが、65歳以上の高齢者人口に対しての認定率は、減少傾向であります。認定率が低いということは、元気な高齢者が比較的多いということになります。

要支援の認定者が増加してきたことにより、こういう結果が生まれたものと思っております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、議案第27号を終結いたします。

次に、議案第31号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 31号については、1点だけお伺いをしたいと思うんです。

今回、この税条例の改正において、軽自動車税なんかも含めて、金額の見直しということが行われるわけなんですけど、個々の今回見直しされる部分についての影響額、こういう点で、どのような影響が出るんだという点の影響額についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の質疑についてお答えいたします。

今回の軽自動車税の見直しによる影響額はについてでありますけど、今回の税条例改正により、原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車につきましては、平成27年度から影響があらわれ、平成26年4月1日現在の課税台数で試算いたしますと、約855万円の増となります。また、三輪及び四輪の軽自動車につきましては、平成28年度から、その影響があらわれ、約2,711万円の増が見込まれます。

なお、今後の課税台数の増減等によっては、試算どおりにならないことを申し添えます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、27年度と28年度ということでお答えいただいたんですが、ちなみに原付とか二輪、小型、各これ、三輪とか四輪ですね、これの今の現在の保有台数というのですか、その数字は、どのようなものなんでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員のご質疑についてお答えいたします。

細かく申し上げますと、原動機付自転車、50 C C 以下は、26年4月1日現在で5,203台、50 C C 超90 C C 以下は368台、90 C C 超125 C C 以下は701台、ミニカーにつきましては37台、二輪で125 C C 超250 C C 以下は680台、それから二輪の小型自動車、250 C C 超は722台、三輪はございません。四輪で乗用営業用のものは2台、乗用自家用のものは1万4,905台、貨物用営業用のものは61台、貨物用自家用のものは3,460台、小型特殊自動車につきましては、農耕用のものが100台、その他につきましては37台でございます。

○松下議長 これでは、議案第31号の質疑を終わります。

これで、日本共産党議員団の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質問時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質疑を行いたいと思います。

まず、議案第20号について質疑をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正についての内容であります。外国人法人とは何か、それから、外国税額控除制度の目的についてお聞きをしたいと思います。

それから、東日本大震災に係る控除の対象者数についてお聞きをしたいと思います。これについては、岩出市の住民ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、岩出市に上記言いました外国法人は、何法人あるのかということでもあります。

さらに、この条例改正の目的についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

まず、外国法人とは何かについてであります。法人税法で規定される外国法人とは、法の施行地、つまり国内に本店または主たる事務所を有しない法人でございます。

次に、外国税額控除制度の目的は何かについてであります。外国法人が第三国で得る所得について、日本と第三国の両方から課税されて、二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために創設されたものでございます。

次に、東日本大震災に係る控除の対象者数はどうかについてであります。岩出市内には控除の対象者数はございません。

次に、岩出市に何法人あるのかについてであります。外国法人についてお尋ねになりましたので、外国法人は岩出市にはございません。

次に、この条例改正の目的は何かにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一部改正をさせる必要が生じたために、岩出市税条例の専決処分を行ったものであります。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このいわゆる外国法人の概念の問題で、絡めてお聞きをしたいんですが、外国税額控除制度、この問題については、多くの課題があると思うんですね。今日、岩出市には外国法人はありませんが、大手の法人においては、外国法人、いわゆる内国法人ともに存在をしております。

結果的に外国法人、内国法人が外国で得た所得について、増減があるんですけども、赤字の場合は損金として、いわゆる国内の法人に対して課税から損金控除を行っている。ここに隠れみのを装って、実質的には、企業全体としては利益を上げているにもかかわらず、国内に所得税を払っていないという企業が存在することについてあるんですが、これについては岩出市として、どのようなご見解を持っておられるのか、まず、第1点、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出市には、外国法人は存在しないということではありますが、外国法人をする場合は、3週間以内に法務局に届け出をして、法人化の設立を求めるわけではありますが、このないという日付については、いつの時点なのか、何日現在であるのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

それから、この条例の改正の主な目的については、これは、平成25年の税制改正に伴って、大きく法人税の減税にシフトをした税制改正になっているわけですね。税制財政を確立するためには、一方では、大衆に消費税の増税をする、そして今回、31号でも出てきますけれども、軽自動車関係の増税を行うと、そういうこちらで減らして、こちらで大衆に税収を求めていくと、こういう目的が私はあると思うんですが、これについて岩出市の税務として、どのようなご見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 外国法人ですが、外国法人に対する課税の原則については、従来から全て国内源泉所得を申告する総合主義を日本では採用しております。

一方で、世界的には、支店の帰属の所得に対してのみ課税する帰属主義を採用する国が多く、企業の多国籍化が進む現状において、諸外国との課税バランスを保つ観点から、総合主義から帰属主義へ、国際課税原則を見直すということで、今回の改正がされたものであります。

次に、消費税関係で、法人税率を下げ、軽自動車税を上げるのはというようなことですが、これにつきましては、議案第31号のほうになりますが、法人税法の法人税率の改正というのは、地域間の税源の遍在性を是正し、つまり、東京などの都市部で地方消費税が多額になることを是正するために、財政力格差の縮小を図るために、地方法人税が創設され、その財源を確保するために、法人住民税の法人税割の税率を引き下げるものであります。全体といたしましては、法人税の税負担が軽減されるものではございません。

また、軽自動車税につきましては、近年の技術革新により、小型車と軽自動車での性能、重量、価格について差が見られなくなったこと、課税台数の伸び率も顕著にあることにより、税制面でも是正が必要になったことから、今回、改正するものであります。

法人数のただいま現在の数で、岩出市に外国法人はございません。私が税務課に来てからも、外国法人はございません。26年4月1日現在です。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 軽自動車については、31号で詳しくまた質疑をさせていただきたいと思うんですが、今、ご答弁をいただきました。いわゆる総合課税で、グローバル化の中で、日本の法人が実質的に高い税金を払っていると。そうしますと、外国に企業が逃げていくからだという理由で、今回、法改正をするんだということなんですが、実際そうかといいますと、私は日本の法人税は本当に高いのかという課題に検討せざるを得ないんですね。

日本の法人については、社会保険料の負担とか、そういうものを加味しますと、日本の法人税というのは、世界の中でも上から3番目なんですよ、低いんですよ。それにもかかわらず、今回の改正をするということについては、矛盾があると思う

んですが、これについてのご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 法人税率の件につきましては、ご存じのように、現在、国で検討されているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 次に、議案第22号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第22号、条例改正の国保税の問題であります。第2条による対象者数、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、23条の国保税の対象者数についてお聞きをいたします。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑の1点目、第2条による対象者数は、改正によるもので151人を見込んでおります。

2点目の、第23条による対象者については、改正によるもので、医療分として1,023人、後期高齢者支援分として1,023人、介護納付金分として334人を見込んでおります。

以上です。

○松下議長 これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第23号の質疑を行います。

退職報償金、消防法の関係であります。これによって、市の持ち出し額の総額は幾らと試算をされているのか、第1点、お聞きをしたい。

それから、階級及び勤務年数別に、消防団に入っている市職員数をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 議案第23号についてのご質疑について答弁をさせていただきます。

1点目の、市の持ち出し額は、総額幾らになるのかということにつきまして、今回の条例改正に係る退職報償金は、消防団員退職報償金支払責任共済契約に係る掛

金で支払っており、平成26年度の掛金の支払い額は、654万7,200円です。

なお、今回の条例改正に伴い、消防団員退職報償金は改められますが、現時点で掛金額の変更はないことから、市の持ち出し額は増額することはありません。

2点目の、階級及び勤務年数別の市職員数はどうかにつきましては、まず、消防団員となっている市職員は、24人です。

この中で、退職報償金に係る階級及び勤務年数別にしますと、30年以上の部長及び班長2人、25年以上30年未満の部長及び班長2人、20年以上25年未満の部長及び班長3人、15年以上20年未満の部長及び班長2人、10年以上15年未満の部長及び班長2人、5年以上10年未満の部長及び班長3人、3年以上5年未満の部長及び班長1人、10年以上15年未満の団員1人、5年以上10年未満の団員4人、1年以上3年未満の団員4人です。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 持ち出し総額については増減はないということで、掛金についても同じという理解でよろしいのでしょうか。それが第1点ですね。

それから、第2点目に、市職員の消防団の加入者24名についてであります。この方の所属については、これは一般的には市職員でありながら、消防団でご苦労されてあるわけですが、基本的には、やっぱり分離をすべきではないかと、消防団とね、市職員とは分離をしていくべきではないかと。それを申すのは、いわゆる勤務をしながら、消防団に消防団活動をするという制約があるわけで、一般的には余り好ましいことではないというように、私は思っております。

さらに、それに対して、退職金が報償金として支給される。市職員の退職金とプラスして、消防団の退職金ももらえると。こういうような制度は、やはりなくしていくべきだと、基本的にですね。そのように私は、この絡みで思っておるんですが、それについてのご見解をお聞きしたい。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えをいたします。

掛金については、変更はございません。増額することはありません。

消防団員と市職員、いわゆる兼職というのですか、兼ねるのではなくて、別々にすべきではないかということでございますけれども、一般の方が消防団員になっ

ていただければありがたいんですけども、なかなか人材の確保、我々も国のほうも努力をしておりますけれども、難しい面がございます。

尾和議員のおっしゃられる趣旨もわかると思いますので、今後の検討課題とさせていただきますけれども、市職員の方についてもご苦労いただいておりますので、今の段階では、この状況を続けさせていただきたいと思います。

それと、退職報償金の件ですけれども、これにつきましては、任命権者のほうから、兼職ということで認められている場合については、受け取ることについては問題はございませんので、今後、これに基づいて、今までどおりでさせていただきたいと考えてございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、尾和弘一議員の議案第23号の質疑を終結いたします。

引き続きまして、議案第24号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第24号の条例改正についてお聞きをしたいと思います。

非常勤の部分で、今回、嘱託員が3種類に分類されておりますが、その方の業務内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、設計施工嘱託員として1万円上積みをされているんですが、その理由についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、上下水道工務課嘱託員につきましては、上水道に関する管理指導、下水道工務課嘱託員は、設計補助及び現場管理、下水道工務課設計施工嘱託員は、設計図面の作成、それから設計積算業務の補助及び現場管理を主な業務としております。

また、下水道工務課設計施工嘱託員の報酬につきましては、下水道事業の増大に伴い、経験豊富で高度な技術力を持った人材の確保が必要となり、先進自治体に適任者を求め、前勤務地の勤務条件を考慮して定めたものでございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきましたけれども、設計施工嘱託員ですね、この方については、国家資格というのですか、そういうものを所持された人なのかどうか、そういう制約があるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

設計施工嘱託員の資格につきましては、特に市では定めておりません。ただ、経験につきましては、今回、事業量に伴い、経験豊富な技術力を持った方ということで、下水道の事業の経験が40年近くに上る方でございます。

○松下議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 市は定めていないと言っているけれども、国家資格を持った保持者なのかということを知っておるんです。それについて、答弁をしてください。定めてなくても答弁。

○梅田上下水道業務課長 特にそういった資格はございません。資格については、特に持ってございません。

○松下議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 この問題についてであります、やはり明確に、1万円、ほかの2種の人と上がるわけですから、そういう根拠というのか、市民にわかりやすいように、やっぱり説明する責任があると思うんですね。

今、お聞きしますと、設計等の補助をやっていただくとか、いろいろ言われましたが、その1万円の上積みする根拠というのは、これ私も今聞いた段階ではわかりません。その点について、再度、答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

今回の設計施工嘱託員につきましては、今までの嘱託員の上積みという考え方ではなく、下水道事業の増大に伴い、経験豊富で高度な技術力を持った人材の確保が市として必要となり、先進自治体に適任者を求め、前勤務地の勤務条件を考慮した結果のものでございます。

○松下議長 これで議案第24号の質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時45分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第25号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第25号、補正予算について質疑を行います。

風疹ワクチン接種者数の実績は、どうかという問題であります。男女別をお願いをしたいと思います。

それから、不動産売払収入、場所と平米数についてお聞きをしたいと思います。

重ねて、平米当たりの金額及びその基礎根拠となる金額というのは、どのように決められているのかお聞きをしたいと思います。

それから、区・自治会振興助成金について、これについて詳細に求めたいと思います。

それから、警備委託料の減額理由についてであります。これについてお聞きをしたいと思います。

養護老人ホーム入所の人数について、男女別にお聞きをしたいと思います。

それから、消防施設費、備品購入費のマイナスの内訳についてお聞きをしたいと思います。

それから、諸支出金3億6,600万円増額について、所見を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員のご質疑、風疹ワクチン接種者数の実績はどうかについてお答えします。

平成25年度における風疹ワクチン接種者数は、男性186名、女性505名の合計691名です。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

2点目の、不動産売払収入について、不動産売払収入の場所と面積は、中迫223番1地先、47平方メートル、金屋338番地先、14.42平方メートル、金池15番5地先、0.50平方メートル、溝川90番地先、17.86平方メートル、溝川91番地先、9.67平方メートル、相谷46番地先、120.41平方メートル、金池182番地先、4.57平方メートル、西野340番2、15.95平方メートル、西野333番2、24.30平方メートル、原35番1地先、25.76平方メートル、西野305番2、16.40平方メートル、西野303番5、

12.41平方メートル、野上野233番18、24.59平方メートル、水栖345番2地先、3.41平方メートル、高塚183番17、134.47平方メートル、安上300番1地先、16.47平方メートル、川尻202番3、12.57平方メートル、高瀬82番3地先、14.13平方メートル、中黒525番1地先、7.19平方メートル、赤垣内99番5地先、14.15平方メートルでございます。

平米当たりの金額及び根拠については、普通財産売払事務取扱要綱により算定しております。

次に、4点目の、警備委託料の減額理由は何かにつきましては、入札差額でございます。

次に、7点目の、諸支出金3億6,633万6,000円増額について、所見を求めるにつきましては、この一般会計補正予算（第5号）における基金の積み立てについては、平成25年度の事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や、事業の精算などによる増減差額を積み立てるものであります。

基金積み立てについては、後年度での事業実施などを考慮し、今後の財源調整を円滑に行うため、また、単年度の財政負担を避けるため、目的を持った基金への積み立てを行っております。

財政調整基金については、平成26年度以降での交付金等の減少に対応する資金として積み立てています。

減債基金については、下水道事業の地方債償還に伴う繰り出しや、臨時財政対策債の償還による公債費負担を緩和するため、積み立てています。

公共施設整備基金については、公共施設の計画的な整備を促進するため、財産収入のうち不動産売却収入を積み立てています。

地域福祉基金、土地開発基金については、運用益を基金に編入するものです。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 議案第25号の質疑についてお答えをいたします。

3点目の、区・自治会振興助成金につきましては、助成団体の団体数は383団体で、予算額としては1,580万8,000円を計上していましたが、交付申請のあった団体数は306団体で、実績は1,504万4,000円でありました。

次に、6点目の消防施設費、備品購入費の減額につきましては、当初、消防団小型動力ポンプ付積載車2台の購入を予定していましたが、うち1台は地元の消防団で購入する要望があり、消防関係施設等補助金により購入したため、減額するものでございます。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

養護老人ホーム入所の人数はどうか、男女別についてですが、平成25年度末の入所者数は、男3人、女9人、計12人となります。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 個々の案件の金額、平米単価につきましては、それぞれ現場によって異なりますので、先ほど申しあげました基準に基づいて算定をさせていただきます。

全体の平均でございます。平米当たり8,945円でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 不動産売買については、これはまた、後ほど、情報公開で具体的に求めたいと思いますが、今、答弁できないのであればですね、したいと思います。

それと、警備委託料の問題であります。先ほども若干議論がされておりますが、岩出市庁舎の警備というのは、一般的には私も理解不足だったんですが、夜間の警備だけであるのかなと思ったんですが、全体で700万円ということをおっしゃっていただきました。

警備内容を具体的に、どういう内容で、その金額、個別に求めたいと思います。

それから、消防施設費の備品のマイナスについてであります。今、ご答弁ありました。最近、この消防施設費で、消防のホースの先端の部分が盗難に遭うとということをおっしゃるんですが、岩出市の対応について、これも消防設備の関係で、どのような対応をされたのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、風疹ワクチンの接種の問題であります。これ、男女によって、かなりの差がありますよね。約300人ぐらいあるんですが、主に女性が多くて、男性が180人程度という、この背景については、どうなんでしょうか。私は共同で受けないと、余り意味がないのかなと思うんですが、男性が少ないところを見ると、女性は母体の保持と赤ちゃんの健康な健やかな誕生を願っておられることはよくわかるんですが、男性の啓発というのは若干少ないのではないかなと。啓発活動をして、同時に受けていただくということが大切ではないかなと思うんですが、これについてのご見解をお聞きしたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

警備委託につきましては、庁舎に警備員を派遣して常駐させるという内容でございます。

具体的な業務としましては、庁舎の開閉、備品等の火災、盗難等の防止及び安全確保等々でございます。

個別の金額ということでございますが、一括して入札をしております。警備員派遣についての入札でございます。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑の消防の関係で、ホース格納庫の中の管鎗の盗難の件についての対応でございます。

まずは、消防団長のほうから、消防団の団員のほうに巡回、いわゆるとられないようにという、いわゆる巡回ですね、その徹底を指示されてございます。市といたしましても、総務課のほうでも巡回をさせていただいております。

それから、管鎗に、今までは市の名称は入っていなかったんですけども、とれないペンキで、あるいはマジックで、市名を記入するというので、大きく「岩出市」というふうな記入をしております。

そのほか、一部の格納庫ですけれども、ドアをあけますと、ブザーが大きな音で鳴るという防犯ブザーの設置も、一部の格納庫については行ってございます。全ての格納庫につけるというのは非常に難しいことでございますので、一部のところにつけることによって、岩出市のドアをふたをあけると、大きな音になるというふうなことで、アナウンスされれば、とられないというように、我々は考えてございます。

あと、管鎗の一番自分の手元のほうに来るところに、ゴムの部分がございます。我々タイヤと呼んでおりますけれども、その部分がとっていく者にとっては、要らない部分ということで、そういうようなタイヤの部分だけをまとめて放られてあったというケースがございましたので、それをとれないようにボンドで固めてございます。これによりまして、岩出市の管鎗をとっても、役に立たないというふうなことで、これもアナウンス効果を期待しているところでございます。

いろいろな手段を講じておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

男女の間で差があるのはなぜかということですが、これは対象者自身が女性が19

歳から49歳までの妊娠を希望する女性、男性の方は、現在、妊娠中、妊婦さんの夫ということになってございまして、接種見込み者数がそれぞれ987人、483人と、もともと女性のほうが多くなってございます。

男性にも啓発を徹底することということで、もちろん女性への感染リスクの高い妊婦さんの旦那様におきましては、まず、母子健康手帳の交付時に、妊婦の旦那さんへのワクチン接種を積極的に勧奨し、ご希望の方には、同日申請、交付させていただいております。

それ以外にも、妊娠前の婚姻届け出時に啓発のチラシをお渡しし、助成事業の周知と感染予防を呼びかけております。

今後とも、いろいろな機会を通じまして、啓発活動を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 庁舎、いわゆるこれは庁舎についての警備なんですけど、これは岩出市庁舎のみなんです。今、ちょっと、その点が理解できなくて、当初の予算では、警備、ガードマンの設置については、私の記憶では300万円余りやったと思うんですけども、今、お聞きしますと700万円ということなので、機械とか、いろんな空調とか、いろいろな設備の関係で、個別にそれを委託契約されているのではないかなと思うんですけど、その総額が700万円というのであれば理解できるんですけど、その点について、もう一度、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

今回、補正予算を計上しておりますのは、庁舎の夜間の人を置いての警備の部分でございまして。

○松下議長 次に、議案第26号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第26号について質疑を行います。

25年度の国保の補正予算でありますけど、2款1及び9目、マイナスの要因についてお聞きをしたいと思います。

昨年と、前年度と比較して、どのような状況になるのかお聞きをしたいと思います。

います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員ご質疑のマイナス要因はどうかと、昨年と比較してどうかについて、あわせてお答えします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費、19節の負担金・補助及び交付金のマイナス要因についてですが、本市国民年金保険加入者の平成25年中における通院などに要した診療費は増加していますが、それ以上に入院に要した診療費が大幅に減少したことにより、今回、減額補正をしたものであります。

また、昨年と比較してどうかについてですが、一般被保険者療養給付費は、前年度より3,023万円余りの減額となる見込みでございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 減額になることについては、これは大いに結構なことやと思うんですが、その要因の分析をしながら、反映をさせていくということが大切だと思うんですが、マイナスになる要因が、現実的にはどういう施策によってマイナスになっていっているのか、それは自然減少なのか、あるいは意図的にというのか、能動的に担当課のほうでそういう取り組みをされて、こういう結果になっているのか。そこら辺の判断については、どのような捉え方をしておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

この疾病の増減する要因でございますが、疾病の発症原因についてということで、レセプト情報だけでは原因まではわかりかねますが、レセプトデータから見ますと、入院が減少している要因については、レセプト、いわゆる循環器系の疾患で、脳梗塞や虚血性疾患、動脈硬化などにかかる費用額が大幅に減少したことというようなことが要因に上げられます。

それから、通院、いわゆる入院外はふえてございます。その要因ですが、消化器系の疾患であるとか、筋骨格系の疾患、いわゆる関節炎であるとか、椎間板障がいなどの疾病が増加しているような状況になってございます。

それが、要因の分析でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の件なんですけど、私はもう一つ、欠落しているところがあるんじゃないかなと思うんですけど、最近、がん手術、内視鏡手術が非常に多くて、手術しても、大体、がんで1週間ぐらいしたら、もう退院してくださいというような状況があるんですよ。

だから、そういう重大な疾病でも、短期間で、体に余り影響を与えなくて、手術が可能になったという側面があるんじゃないかと思うんですけども、そして、あとは通院でという、病室自体が手狭になってきて、早く回転をさせたいという病院側の意向もあるみたいですね。なるべく長期には入院を避けるという、その動きがあるんじゃないかなと。

それが、片面で、片方で、入院患者の増加につながっているというように、私は見ておるんですけども、そういう分析の仕方というのは、正しいのか、正しくないのか、市の見解を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えをします。

今、議員、おっしゃられますように、入院につきましては、やっぱり地域医療を推進しているというようなことで、短期入院ということを推進しておりまして、そういうようなことが入院費用の減額になったものということで、我々も考えてございます。

それから、入院外につきましては、やはり入院をして、やっぱり通院が要ってくるというような状況で、通院がふえている状況にあると考えてございます。

以上です。

○松下議長 次に、議案第27号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、議案第27号、補正予算について質疑を行います。

介護保険の問題でありますけど、居宅介護サービス、居宅介護住宅改修、居宅介護サービス計画、高額介護サービス、特定入所者介護サービス等々についての人員ですね、昨年と比較して、どういう推移をたどっているのかについて、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えします。

居宅介護サービス給付費は、平成25年度は、延べ8,629人で、昨年度と比較しまして38人の増です。居宅介護住宅改修費については、平成25年度は、延べ97人、昨年度と比較して16人の減、居宅介護サービス計画給付費は、平成25年度は、延べ8,269人、昨年度と比較して78人の減、高額介護サービス費は、平成25年度は、延べ4,467人、昨年度と比較して163人の増です。特定入所者介護サービス費は、平成25年度は、延べ2,560人、昨年度と比較して26人の増となっております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 介護に関してですが、今回、要支援と介護との間での線引きが行われようとしているんですが、こうしますと、さらに、要支援のほうの支出が増大するんじゃないかなと思うんですが、市としてはどのようなお考えを持っておられるんでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

本市といたしましては、今後ますます高齢化していく中で、いつまでも住みなれた地域で、自分なりの生活ができるよう、元気な高齢者には介護認定を受けるような状態にならないよう、介護予防に向けた取り組みが重要であり、また、要支援が増加していることについては、介護サービスの提供だけでなく、できる限り本人の意欲を引き出し、自立を支援するという観点で今後も対応し、重度にならないよう支援していく必要があると考えています。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 介護にならないよう、そういう施策をやっていくということですが、私は高齢者、私も高齢者の一員になっておるんですが、65歳以上の方、これから団塊の世代が急速にふえてまいります。特に、そういう時期に入りますと、どうしても家の中にとじこもって、地域との交流なり話し合いなり、そういうお年寄り、女性も男性もそうなんですが、特に、男性が井戸端会議というのか、昔の近所つき

合いが下手な部分がありますので、そういう方が非常に多くなってきます。また、コミュニケーションも欠けてまいります。そういう意味では、ある地方自治体でそういう人に対する支援というのですか、取り組みが非常に先進的なところが、今、次から次に出てきております。

岩出市としては、高齢者の交流拡大あるいは元気なお年寄りをつくっていく意味で、どのような施策を、減らしていくためにも、介護保険料を減らしていくためにも、どのような施策をとろうとしておられるのか、重ねてお聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

平成27年度からの制度改正を踏まえまして、さまざまな調査分析を踏まえた上で、元気な高齢者が参加できる場、地域で触れ合う場づくりの事業を検討していきたいと考えています。

○松下議長 次に、議案第30号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第30号、条例改正についてであります。

この非常勤の報酬及び費用弁償についてであります。別表第3、区分の認定審査委員の対象者数及び人員についてお聞きをしたいと思います。

重ねて勤務時間数については、どのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、別表第4の嘱託医の業務内容及び頻度については、どのような予定があるのかお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

別表第3、区分認定審査会の対象者及び人数はどうか、勤務時間はどうかについてであります。身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病のおのおのの専門家4名となっております。

また、審査会は月1回程度の開催となっております。

次に、別表第4、嘱託医の業務内容及び頻度はどうかについてであります。眼科嘱託医の主たる業務内容は、公立保育所の全児童に対する年1回の眼科健診でございます。その他、随時、児童に係る健康相談や事故、けがなどの緊急時の対応を

行っていただくこととしております。

ただいまのご質疑の時間数でございますけれども、1時間から2時間程度でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 別表第4に関してですが、今、嘱託医の業務内容、頻度についてお聞きをしました。指定管理者になっている保育所、保育園ですね、これは該当しないのでしょうか。その点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

ただいまご質疑の指定管理とおっしゃっていただく保育所のことですが、私立の保育所のことでお答えをさせていただきます。

私立保育所も同様に嘱託医を置いて健診等、それから日常の健康相談をしております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、嘱託医というのは、何人おられて、例えば、担当を決められてやられるのか。私立の保育園についての嘱託医は、私立で持ち出しは自分ところでやってくださいと、費用は私立の保育所からお金が出るのか、市のほうから、その費用を出すのか、そこら辺については、どのような区分けになっているのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 ただいまの尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

私立の保育所の嘱託医の費用は、私立の保育所で支払っていただいております。

それから、嘱託医の人数でございますけれども、それぞれの私立の保育所で人数は異なってございますが、歯科、それから内科、それから眼科の嘱託医を主に置いているところが多い形となっております。

それから、公立の保育所におきましては、内科医が4名、歯科医が4名、眼科医が2名です。このような形で設置をしております。

○松下議長 次に、議案第31号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第31号についてお聞きをしておきます。

先ほども若干触れたんですが、今回の市税改正についてお聞きをしたいと思いません。

法人税の引き下げによる金額というのは幾らとなるのか、お聞きをしたいと思いません。

それから、岩出市の法人税割の税率による減少額は幾らと予測されているのか。

それから、資本金1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人数については、どのように把握をされているのか。

それ以外の法人数は何団体あるのかお聞きをしたいと思いません。

それから、軽自動車税の該当する課税客体についてはどうかであります、各課税客体別に詳細を求めたいと思いません。

税収額は幾らとなるのかお聞きをしたいと思いません。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

法人税の引き下げによる金額は幾らとなるかについてであります、法人市民税の法人税割の税率を12.3%から12.1%に改正した場合は、平成26年3月末現在の法人市民税の課税状況で試算いたしますと、法人税割額は、1億4,377万1,000円となり、237万7,000円の減となります。

次に、岩出市法人税割の税率による減少額は幾らとなるかについてであります、条例による不均一課税を行い、平成26年3月末現在の法人市民税の課税状況で試算いたしますと、648万8,000円の減少となります。

次に、資本金1億円以下かつ法人税額500万円以下の法人数はどうかにつきましては、平成26年3月末現在で、687法人でございます。

次に、それ以外の法人数は何団体あるのかにつきましては、平成26年3月末現在で、175法人であります。

次に、軽自動車税に該当する課税客体はどうか、各客体別に詳細に求める税収額は幾らになるかにつきましては、客体ごとに平成26年4月1日現在の課税台数、現行の税率、改正後の税率、重課税率、平成26年4月1日現在の課税台数で試算した税収額の順にお答えいたします。

原動機付自転車、50CC以下、5,203台、1,000円が2,000円、1,040万6,000円でございます。

50 C C 超 90 C C 以下、368台、1,200円が2,000円、73万6,000円でございます。

90 C C 超 125 C C 以下、701台、1,600円が2,400円で、168万2,400円でございます。

ミニカー、37台、2,500円が3,700円で、13万6,900円でございます。

二輪、125 C C 超 250 C C 以下、680台で、2,400円が3,600円、244万8,000円でございます。

二輪の小型自動車、250 C C 超、722台で、4,000円が6,000円、433万2,000円でございます。

三輪は、ゼロ台で、3,000円が3,900円、重課は4,600円ですが、課税台数がゼロ台のため、税収入もゼロとなっております。

四輪、乗用で営業用、2台、うち新規登録1台、うち重課1台、5,500円が6,900円で、重課は8,200円、1万5,100円でございます。

乗用で自家用、1万4,905台、うち新規登録1,362台、うち重課3,317台、7,200円が1万800円で、重課は1万2,900円、1億3,112万6,100円でございます。

貨物用で営業用、61台、うち新規登録5台、うち重課8台、3,000円が3,800円、重課は4,500円、19万9,000円でございます。

貨物用で自家用、3,460台、うち新規登録156台、うち重課1,562台、4,000円が5,000円で、重課で6,000円でございます。1,712万円でございます。

次に、小型特殊自動車、農耕作業用のものは100台で、1,500円が2,400円、24万円でございます。

小型特殊自動車、その他のものは37台で、3,000円が5,900円、21万8,300円でございます。

なお、今後の課税台数の増減等によっては、試算どおりとならないことを申し添えます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 さきも若干述べましたんですけれども、課税客体の小型特殊の問題ですね、これ100台ということでご答弁をいただきました。以前にも一般質問等で、私は、農耕用の小型特殊の課税が十分ではないのではないかということを申し上げましたが、その後の改善、結果ですね、改善方法、そういう手段をされたのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、自動車税の見返りとして、税の公平性、都市化の偏重性をなくすため

に、今回の措置がとられた一面はあるんですけども、これだけ税収が上がってくるわけでありまして。軽自動車だけを見ますとですね。これの使い道については、どのようなお考えであるのか。総合的な問題もあるんですけども、担当課、あるいはその他の担当課のほうで、どういう使い方の計画があるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

小型自動車の農耕作業用についてでございますが、農耕作業用の車両に課税につきましては、市広報紙、市ウェブサイトにて啓発を行っているところでありますが、今年度におきましては、農業収入の申告のある方で農耕作業用車両を課税されていない方に向けて、文書による登録促進を図り、課税につなげてまいりたいと考えております。

もう一つの質疑の使い道についてでありますけれども、一般財源になりますので、それぞれの事業で住民サービスにつなげていきたいと思っております。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで、議案第31号の質疑を終わります。

続きまして、議案第34号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第34号、これが最後ですので、ご清聴お願いしたいと思います。

補正予算についてであります。まず、14款1目のシステム整備計画、これについての日程ですね、このようなどいう日程計画でされるのか。マイナンバー制の導入の件であります。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、がんばる地域交付金の要綱及び補助金の使途等々についての制約ですね、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、20款2目の対象派遣先ですね、これは何名で、どこへ派遣をしているのかお聞きをしたいと思います。

それから、2款7目の13、委託料について、改修する内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、6款1目の藤本食品ですか、奨励金の会社設立、工場設立の奨励金の詳細及び基準ですね、600万円を支出した根拠になるものをご答弁をいただきたいと思っております。

それから、6款2目の用地購入費について、購入先及び平米単価等々の詳細を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 議案第34号の質疑について答弁させていただきます。

1点目と3点目の社会保障・番号制度システム整備の質疑につきまして、一括してお答えをさせていただきます。

まず、整備の計画につきましては、平成28年1月のマイナンバー利用開始に向けて、本年9月ごろから、総務省所管の住民基本台帳システム、地方税務システム、団体内統合利用番号連携システムについてのシステム整備、企画設計及び開発ですけれども、これを予定してございます。

また、厚生労働省所管の福祉系のシステムにつきましても、今後、国県と協議の後、システム整備を計画に進めてまいります。

平成27年度には、主にシステムの製造・総合テストなどを予定しています。

次に、システム改修の委託の中で、主な改修内容は、住民基本台帳システムについては、個人番号を管理項目に追加し、検索、照会等のシステム画面及び各帳票に表示させる機能の開発です。

地方税務システムについては、個人番号、法人番号を管理項目に追加し、検索、照会等のシステム画面及び各帳票に表示させる機能の開発です。

団体内統合利用番号連携システムについては、団体内で保有するデータの名寄せ等の作業を行うための機能の開発です。

次に、2点目の派遣職員給与等交付金の対象派遣先はどこかにつきまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合、公立那賀病院、那賀老人福祉施設組合白水園、和歌山地方税回収機構、和歌山県市町村職員研修協議会で5人です。

以上でございます。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目のがんばる地域交付金は、国の平成25年度補正予算において、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業を支援するため、創設された交付金でございます。

議員ご質疑の要綱は、県に確認したところ現時点では示されておりませんが、平成26年5月に内閣府より交付限度額が示されましたので、補正予算に計上いたしま

した。

補助金の使途につきましては、当初予算に計上しております市道改修事業、かんがい排水事業、保育所改修事業及び公民館福祉避難所対策事業としております。

○松下議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

奨励金につきましては、市の産業の振興と雇用の増大に寄与することを目的といたしまして、岩出市工場設置奨励条例に基づく指定を受けた工場の新設または増設部分の固定資産税に相当する額を限度として、交付するものでございます。

指定工場の基準といたしましては、1番、市の産業振興上適当と認めたもの、2つ目、投下固定資産総額、これは土地に係るものを除きます、これが2,700万円以上のもの、3つ目としまして、常用雇用者が20人以上のもの、ただし、市内雇用者を5人以上含むものとする、4つ目といたしまして、市税を完納している者となっております。

申しわけございません。続きまして、6款1項2目、購入予定地につきましては、旧県会議事堂一乗閣移築先の西側の土地で、約3,000平米でございます。平米当たり約1万5,000円を想定しております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 工場奨励金の問題であります、今、ご答弁をいただきました。工場計画等の申請に基づいて決定をされたということではありますが、600万円のこの根拠について、どういう根拠に基づいて、その税額を決めたのか。どういう計算方法なのか。

今、聞きますと、固定資産税に相当する分だということなんですが、固定資産税、底地については、借地かどうか、自社持ちの土地なのか、そこら辺、あるんですが、そこら辺について、わかっておればお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

尾和議員、ご質疑のとおり、土地につきましては、借地でございますので、この対象とはなっておりません。建物が2棟と構造物が1つが固定資産税の対象となっております。

補正額641万4,000円の根拠について、お答えいたします。

先ほど申し上げました固定資産税額が課税標準額といたしまして1,831万4,300円、これに半島振興に基づく不均一課税の減額が出まして、641万3,400円が固定資産税額となっております。

○松下議長 再々質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 工場振興の条例では、3年間継続という事項も入っていたと思うんですけども、今回限りなのか、あるいは今回控除しますよね、そして、来年、再来年もその対象になるのかですね。その年度について、お聞きをしておきたいと思いません。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

議員ご質疑のとおり、工場奨励金につきましては、3年間奨励金が交付されることとなっております。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第20号から議案第39号までの議案20件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第39号までの議案20件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を、6月24日、火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、6月24日、火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時40分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成26年6月24日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市税条例等の一部改正)
- 日程第2 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第3 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部改正)
- 日程第5 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部改正)
- 日程第6 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号)
- 日程第7 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4  
号)
- 日程第8 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第9 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
- 日程第10 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
- 日程第11 議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第31号 岩出市税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正に  
ついて

- 日程第14 議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第37号 市道路線の廃止について
- 日程第19 議案第38号 市道路線の認定について
- 日程第20 議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約に  
ついて
- 日程第21 岩出市農業委員会委員の推薦について
- 日程第22 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第20号から議案第39号までの議案20件につきましては、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、岩出市農業委員会委員の推薦につきましては、建設常任委員長から被推薦者の報告及び推薦の決定、それと委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市税条例等の一部改正) ~

日程第20 議案第39号 岩出市公共下水道(1614-3) 下水管布設工事請負契約

○松下議長 日程第1 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正) から日程第20 議案第39号 岩出市公共下水道(1614-3) 下水管布設工事請負契までの議案20件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案20件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月16日、月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)のほか議案5件でありました。

当委員会は、6月17日、火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市都市計画税条例の一部改正)、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号)の所管部分、議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算(第1号)の所管部分、

以上 5 議案については、討論はなく全会一致で、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 23 号及び議案第 25 号の所管部分は承認、議案第 34 号の所管部分は可決しました。

議案第 31 号 岩出市税条例の一部改正については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中で主な質疑をご報告いたします。

議案第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）及び議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）については、質疑はありませんでした。

議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度岩出市一般会計補正予算第 5 号）の所管部分については、自主防災組織の現在の数及び設立に当たって苦勞された点。また、新興住宅地が多く、設立に際して、どのような形で相談に対応しているのか。大阪方面バス補助金、巡回バス補助金が減額されているが、主な理由は。また、大阪方面バスについてどのくらいの乗客増になったのか。減債基金積立金について、下水関係と臨時財政対策債の割合は、どのような形で考えているのか、について。

議案第 31 号 岩出市税条例の一部改正及び議案第 34 号 平成 26 年度岩出市一般会計補正予算（第 1 号）の所管部分については、質疑はありませんでした。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○松下議長 ご苦勞さまでした。

次に、厚生常任委員長、山本重信議員。

○山本議員 おはようございます。

厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6 月 16 日、月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）ほか議案 7 件でありました。

当委員会は、6 月 18 日、水曜日、午前 9 時 30 分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度岩

出市一般会計補正予算第5号)の所管部分、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)、議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正について、議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算(第1号)の所管部分、以上7議案については、討論はなく全会一致で、議案第22号、議案第25号の所管部分及び議案第27号は承認、議案第30号、議案第32号、議案第33号及び議案第34号の所管部分は、可決しました。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で承認しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)については、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額引き上げ対象者数は。国民健康保険税の軽減対象者数は、について。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号)の所管部分については、公有財産購入費の減額の理由は。ごみ減量化対策事業補助金の減額の要因と分析は、について。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)については、財政調整交付金の減額の理由について。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)については、居宅介護サービス給付費の減額の理由と原因は、について。

議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、保育所の眼科の嘱託医の報酬額の根拠は。また、眼科医は誰を予定しているのか、について。

議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正については、障がい程度区分から障がい支援区分に変更することによって、事業内容や障がい者に対する影響は、について。

議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、障がい者総合支援給付費の普通旅費の増額の理由は、について。

以上が、議案第22号、議案第25号の所管部分、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第32号及び議案第34号の審査の中で交わされた主な質疑であります。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長、玉田・紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月16日、月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）ほか議案9件でありました。

当委員会は、6月19日、木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の廃止及び市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号）の所管部分、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分、議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第37号 市道路線の廃止について、議案第38号 市道路線の認定について、議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約について、以上10議案については、討論はなく全会一致で、議案第24号、議案第25号の所管部分、議案第28号、議案第29号は承認、議案第34号の所管部分、議案第35号、議案第36号、議案第37号及び議案第39号は可決、議案第38号は認定されました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）については、下水道工務課設計施行嘱託員の任用に当たっては、年齢制限等はあるのか。また、雇用年数は決まっているのか。下水道工務課設計施行嘱託員は、どういう経験を持った方を任用されたのか、について。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号）の所管部分については、災害復旧工事請負費について、当初の見積もりからどういうところが減額の要因となったのか。また、その内容は、について。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）については、紀の川中流流域下水道建設負担金のマイナスになった要因は。長期債償還金利子について減額した内容は、について。

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）については、墓地返還還付金の件数と返還に当たって支出金額は幾らか、について。

議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、工場設置奨励金は、固定資産税の税額全てを減免するということか。観光費の用地購入費について、購入先と購入面積、購入単価は幾らか、について。

議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、嘱託員報酬額の内訳は。また、職員給料の増員は、何名分か、について。

議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑はありませんでした。

議案第37号 市道路線の廃止については、廃止する路線の境界線はどこか、について。

議案第38号 市道路線の認定については、原2号線の先のフェンスを取って、自転車等を通行できるようにできないのか、について。

議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約については、推進工のUVとHPを使う工事の施工場所はどこか。工期はいつぐらいになるのか、について。

以上が、議案第24号、議案第25号の所管部分、議案第28号、議案第29号、議案第34号の所管部分、議案第35号、議案第37号、議案第38号及び議案第39号の審査の中

で交わされた主な質疑であります。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は、終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案について、討論、採決を行います。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市一般会計補正予算第5号）、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第30号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第32号 岩出市障害程度区分認定審査会委員定数条例の一部改正、議案第33号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正、議案第34号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第1号）、議案第35号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第37号 市道路線の廃止、議案第38号 市道路線の認定、議案第39号 岩出市公共下水道（1614-3）下水管布設工事請負契約、以上、議案17件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案17件に対する討論を終結いたします。

議案第21号から議案第25号、議案第27号から議案第30号、議案第32号から議案第39号までの議案17件を一括して採決いたします。

この議案17件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第25号、議案第27号から議案第29号、以上議案8件は、原案のとおり承認、議案第30号及び議案第32号から議案第37号並びに議案第39号、以上議案8件は、原案のとおり可決、議案第38号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、議案ごとに討論・採決を行います。

議案第20号 専決処分の承認を求めることについて、(岩出市税条例等の一部改正)に対する討論がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員、自席でお願いします。

○尾和議員 議案第20号 専決処分の承認を求める条例改正について、私は反対の立場で討論をいたします。

6月中にまとまる安倍政権の新成長戦略骨太の方針に、法人税減税が明記され、減税に慎重であった麻生総務相も、3日、責任ある代替財源が示されるのであればいいと表明しました。代替財源などどこにあるのか。経済の専門家は、財源確保は至難のわざと口をそろえております。割をくうのは一般国民、庶民という事態になりかねません。骨太の方針には、法人税減税の引き上げ幅や時期は示されない。それでも、骨太に盛り込むのは、株価対策であるのです。

法人税減税を欠くと、海外投資家は、日本の市場を見切り、株式市場が暴落する恐れがあります。だから、代替財源の確保は、二の次、三の次、どうしても明記したいのであります。

法人税の実効税率、法人税、法人住民税、法人事業税などの合計は、現在約35%、これを段階的に引き下げ、最終的に20%台とする経済財政諮問会議は、提言をしておりますが、目安は25%だと言っております。実効税率1%は、約5,000億円に相当すると言われるので、税収はがた減りし、実に5兆円が消える計算になります。5兆円分の穴埋めは、困難をきわめます。

政府は、外形標準課税の拡大や政策減税の縮小を検討しているようですが、その程度で確保できる金額ではありません。大企業は、外国法人の支店での赤字を国内の利益と相殺して、所得税を免れているのが実態であります。私たちの生活に待ち受ける物価上昇、収入減、大增税の30億円は、まさに当面する課題であります。自動車製造業の企業負担は、フランス42%、ドイツ37%、日本30%、アメリカ27%、イギリス21%で、日本は先進国5カ国中で3位であります。

もう一つは、高いと批判されている法人税の実効税率は、実際に企業が負担をしている税率とは、大きくかけ離れている点であります。その理由は、研究開発費減税等の企業優遇税制というものがあって、特に、大企業は、このような税制で優遇され、実際の税負担が大きく減っているからであります。

ある専門家が、日本の大企業の実際の税負担を企業が公表している有価証券報告書を使って計算してみたところ、経常利益上位100社平均で31%だったそうであります。表面税率での当面の実効税率は、約41%にしておりますが、大企業はさまざまな優遇税制によって、実際の税負担が10%も下がっていることになるのであります。この点も、私たちはしっかりと見る必要があります。

結局、このような疑念が残ったまま、法人税の実効税率を下げて行うとすれば、庶民の犠牲において、もうかっている大企業を優遇するものになりません。安倍政権が、政治献金の復活を考えている財界に、その見返りとしての利益供用を行おうとしているとすれば、これは許すことはできません。

今回、また、軽自動車税の地方自治体の税負担は、この流れより、多くの国民から吸い上げる何ものでもありません。税収の確保のために、今回の税法が改正されたものであれば、私には理解できません。

よって、反対をいたします。

○松下議長 次に、賛成討論。

梅田哲也議員。

○梅田議員 私は、本議案について賛成の立場で討論いたします。

今回の専決処分については、地方税法の改正に伴い、岩出市税条例等の一部を改正するものでございます。地方税法の改正は、耐震改修が行われた既存建築物にかかる固定資産税の減額措置の創設や、国際課税原則の見直しなどについて、改正がなされております。この法律改正につきましては、先般、開催されました第186回国会等において、さまざまな論議が尽くされ、施行に至ったものだと考えております。

したがいまして、今回の専決議案は、岩出市税条例の施行が4月1日から必要なため、所要の改正について専決処分を行うもので、また、改正の根拠等も明確であり、必要な改正に伴うものであると認められます。

以上により、私は本議案について賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第26号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に反対の討論を行います。

この議案の中身においては、保険基盤安定繰入額の決定や一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、介護納付金などの事業の確定がされたことに伴うものとなっています。事業の確定により、1,561万9,000円が国保会計として余剰金が生まれてきた。この対応をどうするのが問われるものです。

この予算は、一般会計へ1,561万9,000円の繰り出しを行う対応がとられてきています。これまで、一般会計から繰り入れてきてるから、返却するという説明でした。しかし、一般会計から国保会計への繰り入れは、国保税算定を含め、負担軽減分として繰り入れているものであり、余ったから返すという性格のものではありません。

国保という成り立ちからいって、社会保険では、事業者が半額負担されているのに対し、国保では、過度な負担とならないように、国負担分として支援もされてきているのです。今、国負担分が減らされ続けてきている中で、負担軽減分として一般会計から国保へ支援するのは当然であり、一般会計に返すという筋合いのものではありません。

この点からは、国保会計からの繰り出しについては、納得できない点があります。厚生委員会でサラリーマンが負担した税金を自営業者などの加入する国保に投入するのは、二重の負担になり、適切でないというような意見も出ていましたが、税金を払っているのは、サラリーマンだけではありません。自営業者も、年金生活者も、中小企業も、みんなで負担しているのです。この税金を市民の生存権を保障するた

めに使うのは当然のことです。

また、国民健康保険税そのものが、高い状況のもと、高くて支払えず、結果的に、毎年、多額の不納欠損金を生じてきている中で、余剰金が生まれれば、国保税引き下げの財源や、国保会計の健全化を図るための財源として活用するのが当然であります。

よって、この議案に反対いたします。

○松下議長 賛成討論、お願いします。

山本重信議員。

○山本議員 議案第26号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）賛成討論をいたします。

この補正予算、一般会計より財源補填を受けていたものを、確定精算により返還するため繰り出す補正であります。皆さんご存じのように、国民健康保険の財政運営は、非常に厳しい状況にあります。このため、一時的に一般会計より緊急避難的に補填を受けた繰入金については、黒字決算が見込まれる際には、返還することが当然のことです。当然、国や県にも同じことが言えます。

ちなみに、この一般会計財源については、国保加入者以外の人たちにも負担をしていただいている関係上、一考する必要があると感じています。借りたものは返す、当然ですので、本議案は賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

（なし）

○松下議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号 岩出市税条例の一部改正に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第31号 岩出市税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

提案内容の主な特徴は、原動機付自転車と二輪及び四輪の軽自動車等について、その税金を値上げするものであります。例えば、50CC以下の原動機付自転車の場合、1,000円が2,000円に、乗用の自家用車の場合、7,200円から1万800円に引き上げられます。

今回の軽自動車税の増税は、政府が自動車業界の要請に応じて、自動車取得税を減税廃止し、その減収のツケを軽自動車税の増税で補おうというトンでもないものです。背景にはTPP交渉に伴って、非関税障壁として軽自動車の優遇をアメリカに指摘され、消費税にかこつけて、軽自動車税を引き上げたものとの指摘もあり、国民いじめの増税であると言わざるを得ません。国民に対して、消費税増税に加えての二重の負担を押しつけるもので、認めることができません。

さらに、徴収の点から見ても、自動車取得税は取得時徴収ですので、基本的に滞納がなく、しかも、市町村は、県からの交付金として入ってきました。しかし、軽自動車税は、みずから徴収しなければなりません。原付などは、検査を受けることがないので、非常に滞納の多い税金でもあります。市財政にとっても、決して自動車取得税を廃止して、その穴埋めにできるような問題ではありません。

現在、日本国内における軽自動車の普及状況は、新車販売台数で4割近いシェアを占めており、特に、地方や都市郊外において普及しています。この背景には、長期にわたる所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が、国民にとって重いものとなり、価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなっている実態があります。

交通不便地域を初めとして市民の足となり、また、零細自営業者の営業を支えるバイクや軽自動車等の増税は、庶民にとって、消費税とともに二重の増税となるものであります。原付や二輪車も同様です。また、農業者にとっては軽トラックだけでなく、農耕作業用小型特殊も毎日の作業等に大変重要なものであります。

このような軽自動車の税率の引き上げは、市民生活に大きな影響を与えかねません。社会保障改革と一体だとして、約8兆円余りの消費税増税が行われ、一方で、年金や医療など、社会保障改悪が断行されてきました。

また、公共料金の引き上げや諸物価の高騰によって、庶民は、二重、三重の負担増となっています。今回の改正は、新たな負担を生じるものであり、市民が納得できるものではないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 議案第31号 岩出市税条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正については、地方税法の改正に伴い、岩出市税条例の一部を改正するものです。法人住民税率の改正は、地域間の税源の遍在を助成する目的で、地方法人税が創設されることとなり、その財源を確保するために、法人住民税の税率が見直されたものです。

また、軽自動車税については、近年の技術の進歩により、小型自動車と軽自動車の性能、重量、価格に差が見られなくなっており、税制面でも是正が必要であることから、改正されたものです。この法律改正につきましては、第186回国会等において、さまざまな論議が尽くされ、施行に至ったものだと考えています。

したがって、岩出市税条例の一部改正については、所要の改正について行うもので、改正する根拠等が明確であり、必要な改正であると認められます。

以上により、私は本議案について賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第31号 条例改正について、私は反対の立場から討論を行います。

軽自動車の増税は正しいのか、法人減税の財源をどこに求めるのか、安倍政権は明らかにしていません。税制全体から見るべきであります。確かに税金を払う側からすれば、税金が減るということはありがたいことです。しかし、これだけ財政需要が厳しい中では、誰かの税金を減らせば、他の誰かの税金をふやさざるを得ないことも確かであります。

この点、これまでの流れでは、消費税率の引き上げ、相続税が、27年1月からの増税など、個人への課税が強化されております。この流れからすると、個人への課税のうち、大衆にかかる税金が増税されたり、金持ち課税から大衆課税化が進んでいるのであります。私たちは、いま一度、日本の法人税の実効税率が本当に高いのかを検証する必要があると思います。

日本の法人税の実効税率は高いという主張に対して、次のような反論が出されております。社会保険料負担とあわせた比較の必要性であります。その1つは、企業負担を国際比較する場合には、法人税だけでなく、社会保険料の事業主負担もあわせて行うべきだという点であります。そうして、こうした国際比較を行った場合に、決して日本の企業負担は、さきの先進国と比べて高くないというのが、結果として

出ております。

中小企業は、消費税アップにより経営が圧迫しているところが多くあります。新たな税金が加わったら、それこそ経営は成り立たなくなります。しかも、日興証券の試算では、資本金1億円未満の企業に外形標準課税を適用しても、増収分は7,000億円にすぎない。そのほか、政府は代替財源として検討している政策減税の見直しや欠損金の繰越控除の廃止、配偶者控除の廃止などを加算しても、確保できるのは、最大2兆6,000億円と言われております。法人税減税で失われる5兆円の約半分が残る2兆4,000億円であります。弱いところから、取りやすいところから徴収するということでしょう。所得税や消費税がターゲットになっているのも、不思議ではありません。

ここに来て、携帯電話税やパチンコ税などが再浮上しております。4月の実質賃金は、前年同月比で3.1%マイナスで、リーマンショックの影響を受けた2009年12月以来の落ち込み幅になっております。法人税減税で潤うのは、一部の大企業であり、庶民には物価上昇や収入減、増税という地獄の三重苦に突き落とされているのであります。今回の軽自動車にかかわる増税は、安倍政権がやろうとしている1つの一環であり、このような行為を、決して私たちは許してはなりません。

よって、この条例には反対をいたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第31号に対する討論を終結いたします。

議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次の日程第21 岩出市農業委員会委員の推薦の件につきましては、私が関係する議題であります。副議長に議事の進行をしていただきますので、その場で休憩いたします。

休憩 (10時15分)

再開 (10時16分)

○・本副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 岩出市農業委員会委員の推薦

- ・本副議長 日程第21 岩出市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により、松下元議長の退席を求めます。

(松下元議長退席)

- ・本副議長 岩出市農業委員会委員の推薦につきましては、建設常任委員長から報告を願うことにいたします。

建設常任委員長、玉田・紀議員、演壇でお願いします。

- 玉田委員長 岩出市農業委員会委員の推薦について。

岩出市船戸162番地、中芝正幸氏、岩出市根来1287番地の1、岸谷忠彦氏、岩出市中島1090番地、藤井俊三氏、岩出市高塚93番地、松下元氏、以上4名の方を推薦いたします。

- ・本副議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま建設常任委員長から報告のとおり、岩出市船戸162番地、中芝正幸氏、岩出市根来1287番地の1、岸谷忠彦氏、岩出市中島1090番地、藤井俊三氏、岩出市高塚93番地、松下元氏、以上4名の方を岩出市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・本副議長 ご異議なしと認めます。

よって、岩出市農業委員会委員に、岩出市船戸162番地、中芝正幸氏、岩出市根来1287番地の1、岸谷忠彦氏、岩出市中島1090番地、藤井俊三氏、岩出市高塚93番地、松下元氏、以上4名の方を推薦することに決定いたします。

松下元議長の入室を許可いたします。

(松下元議長入室)

- ・本副議長 松下元議長に申し上げます。

ただいま、岩出市農業委員会委員に、中芝正幸氏、岸谷忠彦氏、藤井俊三氏、松下元氏、以上4名の方を推薦することに決定いたしましたので、報告いたします。

以上で、私の職務が終わりました。

議長に議事を進めていただきますので、その場で休憩いたします。

休憩 (10時20分)

再開 (10時21分)

○松下議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 日程第22 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を、6月26日、木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、6月26日、木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時25分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成26年6月26日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

議長から訂正をお願いいたします。

本日、平成26年第2回岩出市議会定例会議事日程第4号の次「平成25年6月26日木曜日」になっておりますが、「平成26年6月26日」に訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

本日の会議は一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、13番、福山晴美議員、2番、宮本要代議員、8番、三栖慎太郎議員、16番、尾和弘一議員、9番、田畑昭二議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、13番、福山晴美議員、総括方式で質問を願います。

福山晴美議員。

○福山議員 皆さん、おはようございます。13番議席、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、国体リハーサル大会についてと高齢化社会の施策について、2点質問します。

まず、国体リハーサル大会についてであります。

昨年の12月議会で、国体開催に向けて「おもてなしの取り組み」と「市民との協働」という視点から一般質問させていただきました。本大会については、いよいよ来年に迫ってきましたが、ことしは3競技のリハーサル大会を開催する予定と聞いていますので、今議会では、リハーサル大会をどのような大会と位置づけているのか、また、開催に向けての準備の進みぐあいについてお聞きしたいと思います。

5月24日の土曜日、25日の日曜日の2日間、リハーサル大会のトップを切って、九度山町でなぎなたの大会が開催されたと思いますが、聞くところによると、観客も少なく、もう一つ盛り上がり欠けてたと聞いています。市民総参加で臨みたい国体です。岩出市に他府県から大勢の方がお越しになります。岩出市を知っていた

だくのに絶好のチャンスです。岩出市ならではのおもてなしで本番に臨めるよう、まず、リハーサル国体を成功させていただきたいです。市民総参加は、ボランティアで参加するのもよし、各会場に1人でも多くの方が足を運び、競技を応援していただくのもとても大事です。市民の皆様にご協力をいただき、盛り上げていただきたいものです。

そこで、まず1点目は、開催に向けた準備状況についてお聞きします。

リハーサル大会の競技日程とあわせて、リハーサル大会の目的や位置づけをどう考えているのか。また、準備は着々と進められていると思いますが、円滑な運営に向けて、どのような準備を進めているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

次に、2点目のリハーサル大会での注意点についてであります。リハーサルということは、本大会に向けての準備の大会だと思います。リハーサル大会を開催するに当たって、どういった視点を持って開催する方針なのか、また、どういった点について注意していくのか、考えてることがあればお答えください。

次に、高齢化社会の施策について質問します。

近年、ますます高齢化が進んでいく社会の中で、いろいろと取り組まなければいけない問題点が浮かび上がってきています。高齢者のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯の増加、認知機能低下等が原因で招く深刻な問題が、新聞や各メディアで大きく取り上げられて、見聞きするたびに心が痛み、早急な対策が必要と感じています。

地域福祉活動に参加させていただいているのですが、その会場に来られた高齢者の方たちは、大きい声で笑ったり、歌を歌ったり、ゲームをして頭を使ったり、ラジオ体操や踊りなどで体を動かしたり、その日のメニューで楽しい時間を過ごされています。毎回楽しみにしてるんやで、いろいろ教えてくれてほんま楽しい、第1回目から参加してるんよ、おもしろいよとか、また、こんなの家のもっと近くにあったらええと思てんねんけど、そんな話も聞かれます。

このように、高齢者といっても、私の周りの人たちはとてもお元気で活発に活動されている方々も多くて、私も元気をいただいているんですけども、こうして足を運んでくださる人たちはいいのですが、定年をされて、家の中に入ってしまいがちになり、外に出るチャンスを失っているケースもあるのではと思います。というのは、ここに参加される方は、女性の方が大変多くて、男性の方は非常に少ないのです。積極的に外に出て人に会い、言葉を交わし、人とかかわり、地域とかかわる機会を、そんな場所をつくってあげる、見つけてあげることがとても大切です。地域が地域を支え、人と人が支え合うことが、これからますます必要となっていきます。

また、最近、認知症の方が増加していることも、深刻な社会問題となってきています。認知症は、誰もがかかる可能性がある病気とされています。早期発見ができればいいのですが、難しいケースも多くあると聞きます。家庭も、周囲の人も、認知症という病気を理解し、早期に発見して治療ができるのかが、本当に大事なポイントなんですけれども、大変難しいと言われていています。認知症の方はもちろんのことですが、その家族の方も含めて、支えていく必要があると思います。というのは、家族の中の人が認知症になって、恥ずかしいから相談もできないと考えて苦しむ家族の方たちがあるようです。

それとまた、高齢者のひとり住まいの方、高齢者夫婦2人住まいも、とっても心配です。その人たちの身の回りのことを少しでも知ることが必要だと思うのです。どこにどういう人がいるのか、どういう状況の中で生活をしているのか気づいて、ご近所の方たちの協力を得ることはとても大事です。本当に高齢化が進むということは、社会にさまざまな問題が数多く出てきます。誰もが安心して生活ができるように、地域と地域、人と人が相互に支え、相互に助け合える社会にしていくことが、非常に求められていることが本当に大事になってきています。

そこで質問します。

1点目は、市の高齢者世帯や認知高齢者の現状は。

2点目に、高齢者が、住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりをどのように考えているのか。

以上、お願いします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 おはようございます。

福山議員の国体リハーサル大会についてのご質問にお答えいたします。

1点目の開催に向けた準備状況について、まず、リハーサル大会の開催日程ですが、ハンドボール競技は、8月9日、10日の2日間、市立体育館におきまして、第19回ジャパンオープンハンドボールトーナメントとして開催いたします。

それから、バドミントン競技ですけれども、11月22日から24日までの3日間、市民総合体育館におきまして、バドミントン日本リーグ2014、2部リーグいわで大会として開催いたします。

それから、ボーリング競技は、11月6日から9日までの4日間、紀の川ボウルで内閣総理大臣杯、文部科学大臣杯争奪第43回全国都道府県対抗ボウリング選手権大

会として開催いたします。

リハーサル大会の位置づけ、目的としましては、本大会のPRはもちろんのこと、本大会開催への練習の場ということで位置づけをしております、リハーサル大会の開催を通じて、問題点や課題を探り出し、本大会の円滑な運営に反映させていくことを狙いとしております。

次に、準備の具体的状況についてお答えいたします。

まず、会場についてですが、ボウリング競技につきましては、民間施設を借り上げることとなりますので、昨年度から県とともに協議を続けてまいりましたが、紀の川ボウルさんとの協議も整いまして、全面的に協力をいただくことを約束していただいております。

各競技の会場設営につきましては、昨年度から競技団体さんとの協議の上で作成いたしました設計書に基づいて進めてまいります。

それから、啓発事業としましては、5月16日、昨年度、東京の国体でハンドボール競技を開催いたしました東京都墨田区の職員さんをお招きしまして、国体開催に向けた取り組みについての研修会を開催して、職員の意識向上を図ってまいります。市民の皆様への啓発としましては、引き続き、広報いわでや市ウェブサイトにて啓発を進めるとともに、各種イベントでのPR活動に努めているところでございます。

運営ボランティアにつきましては、広報5月号、また、市ウェブサイトにも募集要項を掲載するとともに、市の各種団体さんのほうにも協力を依頼しているところでございます。福山議員からも、ボランティアの登録をしていただいております。ただ、目標300名ということで設定をしておりますので、友達、お知り合いの方にお声がけをいただけたら幸いです。ご協力よろしくお願いたします。

次に、2点目、リハーサル大会での注意点についてお答えいたします。

準備を進めるに当たりましては、先催県の情報・データ、いろいろと入手して参考にしておりますけれども、開催地によって、施設の大きさや会議室等の整備状況、また、周辺状況等全て違いますので、岩出市の施設や岩出市の周辺状況に応じた準備が必要でございます。当然のこととしまして、課題や問題点も先催県とは違う結果になるのかなということで想定してございます。

それから、特に注意する点としましては、選手、監督の動き、観客の動き、おもてなしコーナーなどのあり方、駐車場や輸送のあり方など、会場に来られる方々に快適に過ごしていただける環境整備面、この辺が最も重要になると考えておりますが、おもてなしをする側のボランティアの方々、また、市職員など、効率的、効果

的に動けるか、また、来場者に対する対応はどうかというようなさまざまな面で、課題や問題点を探り出し、本大会に反映させていきたいと考えております。

なお、この墨田区の職員さんから、リハーサル大会の反省点、課題として参考にしていただきたいということでお話がありましたのは、マイナー競技のリハーサル大会は集客が難しく、盛り上がりには欠けること。それから、競技会の運営能力の向上に重点を置くことが重要であること。大会終了後、運営の全てを検証し、課題を改善して、本大会の開催準備に移行すること。この3点とあわせて、競技、それから実施本部、式典の運営分野、おもてなし分野、それぞれの反省点についてもご指導をいただいておりますので、参考にしてまいりたいと考えております。

まずは、8月、ハンドボール競技のリハーサル大会を円滑に運営できるよう、全庁体制で取り組んでまいりますので、議員皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

福山議員の一般質問、2番目の高齢者施策についてお答えいたします。

1点目の市の高齢者世帯や認知症高齢者の現状はについてでございますが、本市の65歳以上の高齢者は、平成26年5月末現在、5万3,607人中、1万118人で、高齢化率は18.9%、最近では、平均して1%ずつ増加している現状でございます。

高齢者のみの世帯は、昨年度末で単身者が1,051人、夫婦世帯が1,310世帯となっております。また、認知症高齢者は、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から、認知症状があると判定された方は、平成26年5月末現在822人で、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、8.12%でございます。

市では、民生委員児童委員による高齢者世帯把握調査を実施し、各種介護・福祉サービスの内容等説明を行うとともに、必要に応じて見守りを実施し、また、民間の8事業者との間で市への通報等に関する協定を締結するなど、高齢者の見守り体制の強化に努めております。地域包括支援センターにおいては、さまざまな相談を受け付け、関係機関と連携して対応、支援を行っております。

また、認知症対策では、予防教室や各種研修会の開催、認知症高齢者本人及び家族のストレスや介護負担の軽減を図る支援として、認知症家族の交流会の開催、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支える応援者をふやす、認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症予防や認知症高齢者と

その家族を支援する取り組みを行っているところでございます。

2点目の、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりについてでございますが、今後、ますます高齢化が進行し、核家族化により高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加していく傾向にある中、近所づき合いは疎遠となり、地域社会とのかかわりが希薄化するなど、相互扶助機能の低下が憂慮されるところであり、従来、地域の果たしてきた互助の役割が改めて強く求められるものであります。

市といたしましては、高齢者が年齢に捉われず、みずからの責任と能力において、自由に生き生きとした生活を送り、社会とのかかわりを持ち続けながら、常に充実した生活を送ることが重要であると考えており、高齢者の社会参加を促進する活動とあわせて、現在、児童福祉、高齢者福祉、障害福祉など分野ごとの施策を推進しているところであります。それぞれの制度の谷間にある対応が困難な問題など地域が抱える課題等を洗い出し、時代の要請に対応できるよう、地域社会を構築する市民みずからが主体的にかかわり、地域において、ともに支え合うという地域福祉を推進するための地域福祉計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、高齢者が認知症や要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で自分らしく生活が続けられるよう、地域のボランティア、NPO等、関係機関や団体と連携しながら、高齢者を見守るネットワークの強化や医療、介護、福祉を一体で支える仕組みなど地域包括ケアシステム構築に向けた体制の整備に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 認知症サポーター養成講座のことで、ちょっとお聞きします。

先ほども言ったんですけれども、本当に家族が認知症であることを知られたくないと思うのは、社会で本当にまだまだ認知症という病気の理解が広がっていないことが原因かと思われまます。認知症をよく理解することは、これからますます重要となってきます。より多くの人々が理解し、助け合っていきたいものです。

そこで、岩出市では、この養成講座はいつごろから始められているのか。どういった場所でその講座を開いてきたのか。どれくらいの方たち、人が受講されたか。また、受講された方たちはどういう感想を持たれたのか。そして、これからもより多くの人たちに理解をしていただくために、受講の機会を数多く広げていってほしいのですが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーター養成講座についてでございますが、この講座につきましては、平成21年度から実施している事業で、25年度まで毎年度実施してきてございます。主に対象というところでございますが、一般市民を対象としたり、あるいはまた、民生委員、ボランティア団体、介護施設職員、それから民間企業、そういったところの方々を対象として養成を行っているところでございます。

それから、受講されている方なのですが、平成25年度末までで、延べ450の方に認知症サポーターの養成講座の受講をいただいております。

それから、感想というお話ございました。いろいろと思いはあろうかと思うんですけども、認知症本人の気持ち、あるいはその認知症の方への接し方、話し方について、すごくわかったということで、今後、支援に生かしていきたいなというふうな方のご意見が比較的多いかなというふうに感じてございます。

それから、こういう方々をふやしてはということでございます。地域において、1人でも多く認知症を理解して、支援するサポーターをふやしていくために、これまでは、講座的な形で開催を行ってきてるんですが、要望等ございましたら、こちらから出向くような出前講座なんかも検討していきたいなと、このように考えてございます。

以上でございます。

○松下議長 以上で福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問を願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 2番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして総括方式で一般質問をさせていただきます。

1点目は、岩出駅のトイレ改修についてです。

先日、ご婦人から岩出駅のトイレの苦情を伺いました。私も岩出駅に行ってきましたが、一番の問題は、男女間の仕切りがなく、トイレに行って男性が使用していたら気まずくなります。乗降客の多くは中高生の女生徒であり、働く若い世代の方も多くいます。男女別のトイレになれた方々にとって、使用したくないトイレだと思いました。

トイレの改修の要望については、和歌山おもてなしトイレ大作戦の活用で改修をしませんかと尋ねております。「JR西日本が管理するのであるの、JR西日本

に要望する。」と答弁されました。それより先に、同僚議員が、岩出駅のバリアフリー化について質問をしています。

岩出駅は、1日当たりの乗降客数は3,700人から3,900人と推移しています。エレベーターの設置とトイレの水洗化についてのバリアフリー化を進める基準に合致していることから、今後、JR、国、県との協議が必要であり、経費負担等の課題も含め検討していくと答弁されています。それから2年が経過しています。岩出駅の駅員さんの話では「トイレの改修はすると聞いていますが、いつということはわかりません。」とおっしゃっていました。どのような話になっているのか、進捗状況をお答えください。

また、ことしはプレ国体として、ハンドボール、ボウリング、バドミントンの3競技が開催される予定となっています。来年は、紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会本番です。岩出市においても、花を植えたり、おもてなしの準備をしています。岩出駅は岩出の玄関口です。国体の開催に間に合わせるという努力をさせていただいて、トイレの改修はできないでしょうか。

2点目は、不妊治療についてです。

私たち公明党では、2015年「子ども・子育て支援新制度」の施行について、「子ども・子育て支援会議」を設置し、和歌山県子ども未来課よりレクチャーを受けたり、他府県の働くママ応援コーナーの視察、幼稚園を視察、また、働くママさんとの語る会を開催するなど研修を続けております。

働くママさんとの語る会のさまざまなお話の中で、不妊治療に助成をしていただけるよう、自治体に働きかけてほしいと要望されました。お子さんを望んでいるが、なかなか妊娠に至らず、治療を続けておられる方が多いと語っていました。そして、治療は精神的負担に加え、高額なため経済的負担も大きいと友の悩みを代弁しております。

我が国では、もはや人口減少は避けられないと、日本創成会議の座長を務める東京大学公共政策大学院客員教授の増田寛也氏が講演されています。急激な人口減少をストップするための提言では、希望出生率の実現を掲げています。既婚者が予定する子どもの数や、結婚を希望する未婚者が予定する子どもの数を平均すると1.8人になります。この数を希望出生率といいます。国民の希望をかなえるために国が対策をとれば、出生率が1.8になる可能性があるということだと述べています。

和歌山県では、コウノトリサポート事業として少子化社会の中、真に子どもを産み育てたいと切望するも、不妊に悩んでいるご夫婦を支援するため、実施主体が市

町村としての治療費の一部を助成しています。助成額が1年につき3万円が限度で助成されます。岩出市において、一般不妊治療費助成事業を申請し、妊娠に至ったという実績についてお尋ねします。

また、一般不妊治療で妊娠に至らない場合は、次の体外受精及び顕微授精の治療に進まれるそうです。治療は高額であり、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を県が助成をしています。若い世代が多い岩出市ですが、出産や不妊治療の機関がなく、他市、他府県に依存しています。お子さんを持ちたいという女性の願いについて、助成対象外の出費もあり、高額な治療費の助成をするお考えはありますか。お尋ねします。

3点目は、学童保育についてです。

社会保障と税の一体改革の一環として、子育て関連三法が2012年に成立し、消費税10%になった時点で、毎年7,000億円の新たな財源が子育て施策に投入されることになりました。市町村が実施主体であり、消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ2015年、新制度の施行が予定されています。

取り組みの1つの柱として、地域子ども・子育て支援事業の充実が挙げられ、学童保育の定員枠の拡充もその中に入っています。子ども・子育て支援新制度には、全てのニーズを反映する義務があり、岩出市においても、子ども・子育て支援事業計画策定に向け、ニーズ調査が行われています。岩出市の全てのニーズを把握するため、ニーズ調査はどのように行われたのでしょうか。また、学童保育は岩出市において実施されていますが、実績と今ある課題について、市はどのように捉えられていますか、お尋ねします。

次に、岩出市の行ったニーズ調査の中で、小学校4年生以降の放課後の過ごし方で、学童保育のニーズはあったのでしょうか。また、政府が発表した2015年から5年間で定員枠を拡充するとしていますが、市はどのように取り組もうとしていますか、お尋ねします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員ご質問の1番の1点目と2点目の岩出駅のバリアフリーについて、進捗状況は。それから、岩出駅のトイレを国体開催までに改修をにつきまして、関連がございますのであわせてお答えいたします。

岩出駅のバリアフリー化とトイレの改修につきましては、議員ご質問のように、以前に、宮本議員及び田畑議員にご質問いただいております「経費負担等の課題

も含めて、事業者であるJR西日本和歌山支社や県、国の協力及び協議が必要ということであり、今後検討してまいりたい。」と、このようにお答えいたしました。

その後の進捗状況につきましては、バリアフリー化は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき定められた、移動等円滑化の促進に関する基本方針により、岩出駅もバリアフリー化の対象となっておりまして、JRにおいて、改修対象駅のバリアフリー化を順次進めているところでございます。

また、市政懇談会においても、バリアフリー化の要望もいただいております、市といたしましては、JR西日本和歌山支社と和歌山線活性化検討委員会などで機会あるたびに話題としておりまして、県においても、機会あるごとに基本方針に基づき改修を行うようにと、JRに要望していると伺っております。

岩出駅につきましては、JR西日本和歌山支社において、現在、トイレ改修を含め、どのような形でのバリアフリー化をするのか、検討されているところであります。改修の時期につきましては、国体までにとの認識はあるということですが、明確な回答はいただけておりません。今後も、引き続き、JR西日本和歌山支社に対し、要請と協議を行ってまいりたいと考えております。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、不妊治療についての1点目、一般不妊治療費助成事業の実績についてお答えします。

過去3年間の助成件数と金額は、平成23年度34件、98万7,630円、平成24年度38件、109万4,058円、平成25年度27件、76万1,380円となっております。そのうち妊娠・出産に至った件数は、平成23年度、妊娠が24件、出産が22件、平成24年度、妊娠が20件、出産が14件、平成25年度、妊娠が9件、出産が7件でございます。

次に、2点目の特定不妊治療に市単独での助成をについてお答えします。

岩出市では、少子化対策の一環として、平成19年度から一般不妊治療費助成事業として、1年度当たり上限3万円を連続する2年度にわたり補助を行い、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減に努めているところでございます。また、治療のいかなく妊娠まで至らなかった方につきましては、県が実施している特定不妊治療費助成事業を紹介しているところでございます。

特定不妊治療費助成事業は、体外受精や顕微授精に要する費用に対して、1回につき15万円を限度に助成する制度で、平成26年4月1日から助成対象範囲が変わり、それまで限度がなかった対象年齢が43歳未満となり、通算助成回数が10回から、40歳未満の方は6回、43歳未満は3回に見直されました。

市といたしましては、人口減少問題等少子化対策や子どもを産みやすい環境づくりは、国や県が挙げて解決すべき問題であると考えてございまして、今後、補助金を拡大するなど不妊に悩む方への支援拡大を図られるよう、国、県に要望してまいりたいと考えてございます。

次に、3番目ですね。3番目、学童保育についての1点目、子ども・子育て支援事業計画策定に向け、ニーズ調査はどのように行われたのかについてお答えいたします。

ニーズ調査は、子ども・子育て支援事業計画の策定資料にするため、保育ニーズ、岩出市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態を把握することを目的に、平成25年12月13日から12月25日の間に実施いたしました。

調査方法ですが、ゼロ歳から小学校6年生までの児童の約半数に当たる約2,300名の児童を抽出し、その保護者に対してアンケートを配布、送付いたしました。回収率は70.4%でございます。

ゼロ歳から5歳までの就学前児童のうち、保育所及び幼稚園に通う児童は、地域や年齢、公立、私立の別が均等になるように、調査対象施設とクラスを指定し、それぞれの施設を通じてアンケートを配布、回収いたしました。これらの施設に通っていない児童については、ゼロ歳から5歳までの各年齢ごとに調査対象者を無作為抽出し、郵送により調査を行いました。小学校に通う児童につきましては、年齢、地域が均等になるようクラスを指定し、それぞれの学校を通じて配布、回収いたしております。

以上です。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 宮本議員ご質問の3番目、学童保育についての2点目、学童保育の実績と課題についてお答えいたします。

まず、平成25年度の実績でございますが、ホープ別の月別在籍児童数の平均につきましては、ホープいわで36.4人、ホープやまさき57.5人、ホープあいあい49.5人、ホープねごろ32.1人、ホープかみいわでA 24.3人、ホープかみいわでB 25.8人、ホープちゅうおう47.3人となっております。

次に、課題につきましては、平成27年度からの子ども・子育て支援法施行に当たり、国の指針の中で、支援単位ごとに必要な有資格者の人数が示されており、今後、新制度のスタートに向けて、有資格者の確保が必要となることとございます。

また、児童や保護者のニーズもさまざま、それに対応できるようにするために

は、指導者一人一人の資質向上が不可欠でございます。市教育委員会から指導主事を派遣し、子どもへの接し方などの研修を実施してございますが、県単位の研修会も拡充される見込みであることから、これからの研修会への参加を積極的に促すとともに、参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、3点目の小学校4年生以降の放課後の過ごし方で、学童保育へのニーズはあるのか。また、政府が発表した2015年から5年間で定員枠を拡充するについて、市の取り組みは。についてお答えいたします。

福祉課が実施したニーズ調査では、小学校4年生以降の学童保育に対する保護者のニーズは、就学前幼児の保護者に聞いたところ、18.0%、就学児童の保護者に放課後の過ごし方として聞いたところ、5.8%になっております。また、定員枠の拡大につきましては、平成25年度実績及び平成26年度申請状況を見ますと、平成26年度のホープやまさき以外は定員内でとどまっており、定員を上回ったホープやまさきでも全員を受け入れてございます。待機児童はございません。

さらに、今後、岩出市全体の児童数の減少が予想されていることなども考え合わせ、現時点では、現状で対応可能と考えております。なお、学童保育を含めた子育て支援につきましては、福祉課との合同会議を開催するなど協議しているところであり、今後、県から示される方針や保護者のニーズ等を見守りながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○松下議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 働くママさんとの対話の中でお聞きしたのですが、年々晩婚化が進む中で、不妊に悩む友達が多い。また、卵子が老化するのが原因ではないでしょうか。ということです。そして、若い世代で性教育の機会があれば教えてほしいと語っていました。難しい問題を含んでいると思いますが、知識として持っていることは、結婚観や出産に関して参考になると思います。学校教育以外に性教育を受ける機会があるのでしょうか。

次に、学童保育なんですが、先ほどの1番目の質問と重なるかもしれませんが、先ほどご答弁いただきましたが、ニーズ調査で、4年生以降の放課後の過ごし方で学童保育へのニーズがわずかありました。子ども・子育て支援新制度が施行されていますが、4年生以降の学童保育について、先ほど「可能である」とお聞きしたんですが、再度ご答弁をお願いします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

若い世代の方が、性教育を受ける機会があるのかということですが、不妊の原因には、男女それぞれに直接的な原因がありますが、種々の症状を誘発する間接的な誘因もあり、これらは生活環境や晩婚、晩産に伴う生殖機能の衰えも関係すると言われてございます。また、性感染症や過度なダイエットによる月経不順、生活習慣病など早い時期からの不健康な状態も関係するため、子どものころから思春期にかけて、健康な心と体づくりが重要な対策であると考えてございます。

市では、保健事業において、乳幼児からの健康づくりと生活習慣病予防を目指して、乳幼児検診や健康相談などで保健指導を行っているところであり、また、平成24年度から思春期保健の一環として、学校と連携し、小学校高学年を対象に生命の誕生や体と心の変化、情報とのかかわり方などを内容として、保健師が命の大切さ講座を行っております。次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、将来、安心して子どもを産み育てていくことができるような環境づくりを進める上で、今後、議員ご指摘の点も踏まえながら、関係機関等と連携し、保健活動を行ってまいりたいと考えてございます。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 宮本議員の再質問にお答えします。

小学校4年生以上を対象とした学童保育実施の考えはについてでございます。

福祉課のニーズ調査では、小学校4年生以上の学童保育についても、かなりのニーズが報告されていますが、これは就学前で、今後、学童保育を利用したいと考えている保護者のニーズと重複していたり、現に学童保育を利用している保護者のニーズが重複されていたりするためであると考えております。実際には、平成25年度の学年別平均実績を見ますと、1年129人、2年86人、3年59人となっており、学年が進行するにつれて入所者が減少してきております。こういったことから、先ほども申し上げたとおり、福祉課との協議等の中で、実際のニーズを見守りながら検討してまいります。

○松下議長 以上で宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告3番目、8番、三栖慎太郎議員、一問一答方式で質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 8番、三栖慎太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、昨年の6月、9月議会に引き続き、入院にかかる保険診療の自己負担分に対する助成を中学生まで拡大することについての質問です。前回、前々回同様、まず、私の子ども医療費助成に対する考えを明確にしてから、質問をさせていただきます。

日本の社会保障における子どもに対する給付の低さは、全く情けない状況であり、国の責任において、一日も早く、しっかり拡充していくべきであると考えています。ただ、子どもの入院という大きな費用を伴う突発的なリスクについては、遅々として進まぬ国の改革を待つだけでなく、積極的に支援すべきであると考えています。その上で質問に入ります。

まず、これも前回同様ですが、子育てにかかる費用について申し述べます。平成17年版国民生活白書、子どものいる世帯の年齢層別消費支出で、小学生6歳から11歳の子どもがいる世帯と、中学生12歳、14歳の子どもがいる世帯の1カ月当たりの消費支出を比較すると、保健医療費は、9,600円から約10%の1,000円下がっています。ですが、教育費は、8,600円から2万4,600円と約300%の1万6,000円増、食費も7,000円増加し、トータルで2万4,000円、約8%、小学校から中学生に上がるにつれふえています。生活福祉の視点で子どもの医療費だけを見ると、確かに小学生から中学生へと成長するに従い、入院外医療費や薬局調剤医療費が落ちついてくるという認識を持つことは理解できます。

しかし、子育て世帯は、体が丈夫になってきて、医療費は減ったけれども、よく食べるようになったとか、教育にお金がかかるようになったとか、年々子育て費用がふえていくことを実感として持っているし、そのことは、政府の統計資料にも明確な数字として示されています。子育て世代は、日本の社会保障における子どもに対する給付の低さに嘆き、憤りながらも、娯楽費を削るなど日々の努力によって子どもたちを必死に育てているのです。

しかし、考えてみてください。欲しいものを我慢し、やりたいことを我慢し、ぎりぎりまで削減努力している子育て世代の家計に、子どもの入院という大きな費用を伴う突発的な事態が起きたときのこと、予期していなかった何万円、何十万円というお金を、ぎりぎりの家計から捻出しなければならない負担と不安を。生活福祉部所管の医療費という枠だけで、子育て世代の経済的負担軽減施策を考えるのではなく、教育費や食費等、子どものいる世帯の支出は、中学生になってもふえ続けるという事実に向け、あくまで、突発的な大きな費用抛出を伴う負担と不安を回避させてあげるといふ住民サービスは、あってしかるべきではないでしょうか。その

際、必要となる執行部試算の約150万円の税金使用に、市民の皆さんは「ノー」と言うのでしょうか。ぜひともいま一度、いま三度ですね、生活福祉部所管の医療費という枠を超えた視点で、入院助成を中学生まで拡大する検討をしていただきたい旨申し上げ、1回目の質問といたします。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員一般質問の1番目、入院に係る保険診療の自己負担分に対する助成を中学生まで拡大することについて、お答えいたします。

議員のほうからも先ほどお話がございましたが、これまで過去2回、議員からの一般質問においてお答えいたしましたとおり、市といたしましては、子育て支援策の1つとして、医療機関への受診の機会が多い小さい子どもを対象に、子ども医療費助成事業を実施しており、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたものでございまして、市単独で中学生を対象とすることは考えてございません。

議員ご承知のとおり、この事業は、各自治体の実施主体であるため、自治体間で差異が見られ、子育て世代間で不公平感が生じていることから、国の責任において、統一された制度の中で全ての子ども、子育て家庭に平等に提供されるべきものと認識しており、国に対し、平成25年12月17日付で、市議会議長名による、国において子ども医療費助成の創設を求める意見書が提出され、また、県市長会、近畿市長会及び全国市長会においても、毎年、重点要望として、子ども医療費無料化制度の創設を国に働きかけているところでございますので、ご理解願います。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 毎回同じ答弁をいただいておりますので、十分よくわかっております。

ただ、子育てに頑張っておられる市民の生活実態に目を向け、困っている声に耳を傾け、日々、支援策を進化させていくことは、常に念頭に置いていただきたいと思います。部の枠を超え、入院助成枠の拡大も1つのアイデアとして再検討の余地を残し、研究していただきたいと思いますと考えますが、しつこいようですが、いかがでございでしょうか。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

支援策を進化ということでございます。毎回同じ答弁になって恐縮でございます

が、市の考え方といたしましては、先ほど第1回目で答弁させていただいたとおりということで、よろしく願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 毎回同じ答弁をいただいているわけではございますが、福祉部長とは、少しずつ気持ちがつながってきてるといような感じも、個人的には受けておりますので、今後も懲りずに質問を続けていきたいと思っておりますので、ぜひとも、同じ答弁でも結構ですので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○松下議長 これで、三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問をお願いいたします。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 続きましては、2点目としてスケートボード等、B3スポーツの振興について質問をいたします。

ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、B3スポーツというのは、スケートボード、スケボーですね、スケートボード、BMX、バイシクルモトクロス、自転車でアクロを走る競技ですね。インラインスケート、ローラースケートのタイヤが一直線になっているやつですが、その3つのスポーツの総称です。

質問の内容を具体的にするために、以下はスケートボードをメインに取り上げて進めさせていただきたいと思っております。実は、スケートボード、ロンドンオリンピックの種目候補に挙げられたり、オリンピックで2回金メダルを獲得しているスノーボードハーフパイプ界の王者と言われているショーン・ホワイト選手が、もともとスケートボードの世界チャンピオンであったり、記憶にも新しいところですが、ソチオリンピックで日本史上最年少の銀メダリストとなったスノーボードハーフパイプの平野歩夢選手、彼の技術を支えているのが、実は4歳から始めたスケートボードによるトレーニングといったことから、競技としての評価や注目度が高まっています。世界的にはすごく高まっています。

とはいえ、日本では、まだまだ競技人口も少なく、マイナースポーツの範疇にあることも確かです。さらに、町なか、いわゆるストリートで発展してきたスポーツですので、スロープのついた階段の手すりですとか、ベンチ、縁石、そういった構造物は、スケートボードやる人にとって最高にチャレンジしがいのある障害物、セクションです。一部のスケーターが、そういう構造物のある公共の施設や公園、大型商業施設の駐車場などで、管理者や地域住民への配慮を怠り、迷惑をかけた結果、

練習場所自体をどんどん自分で減らしているというのも偽らざる現状です。

ただ、今回の質問に至った私に、B3パーク建設の要望を話してくれたのは、現状に至ったそういうスケーターたちの行動を反省し、地域社会に認めてもらうことから始めようと組織をつくり、ボランティア活動にも積極的に参加するといった未来のために一歩踏み出した方々です。彼らの目標は、最終的にはB3専用のスポーツパーク建設ですが、数百万円から数千万円の血税を投じていただくために、まずは、地域社会にスケートボーダーのことを認めてもらい、さらには「競技を通じて岩出市の子どもたちに夢や希望を提供できるようなスポーツに育てていきたい。」とおっしゃってくださっています。

ですから、一歩踏み出した志のあるスケーターのために、まずは理解する努力と公平なチャンス、そして、できることなら積極的な応援をしてほしいという思いを込めて、以下の4点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、今、現在進められているスポーツ推進計画策定に当たっては、スケートボード等競技人口の少ないマイナースポーツも、ぜひ、議題に含めていただきたい。また、それに際して、実際に活動している方々、子どもたちも含んでいただくとありがたいですが、の意見を十分に聞いていただきたいというのが1点目。

2点目、スケートボードなどのB3スポーツのグループは、すごく平等的関係性が特徴で、幅広い年代層が集まっているにもかかわらず、とてもフラットで、多様性を許容する自由さが感じられます。そのため、社会的関係性を自然に習得する機会として、非常にすぐれているというふうに、私も実際現場に何度も通い、肌で感じています。ぜひ、教育行政の立場からも着目して、研究を進めていただきたいなと思っています。

と申しましても、いきなり中学校にスケートボード部をつくってほしいとか、学校の校内にミニミニスケートパークをつくってほしいといったハードルの高い取り組み、研究を希望しているわけではありません。例えばなんですが、国際武道大学の松井完太郎教授、僕大好きな先生なんですが、この方は、体の使い方とか精神性における武道とスケートボードの共通性に着目して、武道大学の授業においてスケートボードを取り入れられていらっしゃいます。また、諦めないスケーターと熱い行政マンが出会い、17年越しで世田谷公園スケートボード広場が実現した。これ実際の話なんですが、という劇的な物語を授業で取り上げ、武道大学の授業です。で取り上げ、学生の人格形成の一助に活用されたりしています。

こういった実際にスケートボードの有効性に着目し、既に教育に取り入れている

先例があるわけですから、学習指導要領の枠外という理由だけで、諦める、否定するのではなく、ぜひとも、ひょっとしたら使えるかもしれません。研究していただきたいというのが2点目です。

3点目、スケートボード等のB3スポーツは、スポーツであると同時に、若者を中心とした文化、ライフスタイルとしての側面も持っています。若い人たちの参加が重要な課題である行政の各種イベントにおいて、スケートボードのデモやスケートボード教室の開催は、そういった層の参加動機になり得るものではないかなというふうに思っています。ぜひとも、文化振興行政の観点からも、研究を進めていただきたい。これが3つ目です。

4つ目、これはなかなかいいアイデアだなと思ってるんですが、京奈和道の高架下、これからどんどんできてくるわけですが、の有効利用とか、稼働率の悪いスポーツ施設や公園、駐車場等の利用目的変換、既存スポーツ施設等の改修、公園やスポーツ施設等の新設などの機会には、今まで申し上げたような効果が期待できるであろうB3スポーツ、スケボーを初めとする新しいスポーツの施設を熱望する市民の声が、少なからず存在することを常に意識していただき、そういった点も含めて、研究を進めていただきたいというふうに思っております。

以上、1回目の質問でございます。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 三栖議員一般質問2番、スケートボード等B3スポーツの振興についての1点目、スケートボード等B3スポーツの振興についての考えは、についてお答えいたします。

スポーツ推進計画については、現在、策定作業を進めておりますが、B3スポーツやニュースポーツの施設整備については、一過性の側面も持ち合わせていますので、どれだけのニーズがあるのか、市民のコンセンサスが得られるのか、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 教育部長とお話をさせていただくのは初めてでございますので、今後ともよろしくお願いたします。簡潔な答弁ありがとうございました。

もろもろ申し上げたんですが、要は随分ハードルを下げ、まずは研究してくだ

さいと、スケートボードのことをよく知っていただいて、こういう効果があるよ、こういう施設があったらうれしいんだよ。という市民のニーズがあるんだよ。というようなところを、気にかけていただければなというふうに思って、質問させていただいてるわけでございます。

具体的に言いますと、意見を聞いてくださいというふうに申し上げましたが、何もスポーツ推進計画策定会議のようなところで、仰々しく話を聞くということでもなくても全然構わないと思います。定期的に、今は、さぎのせ公園の隅っこのほうで練習を定期的にされてますから、練習風景を見がてら、担当者の方が、訪ねていってお話を聞くというようなところからのスタートでいいと思います。というか、逆に生の声を聞ける、コネクションをつくれるという意味では、そのほうがいいのかもかもしれません。

また、研究をしてほしいというのも、何もプロジェクトチームを組んでというような大げさな希望ではもちろんありません。私の今回の一般質問に触れて、何か思うところがあった職員の方々は、それこそ時間のあるときに、スケートボードに関連する検索をコンピューターでちゃちゃっとして、気になることや役に立つアイデアがあれば、ブックマークして、ストックしておくというようなことだけでも、とても意義があると思います。例えば、週に10分、週に10分ですよ、週に10分、スケートボードのことをネットで検索したりして、研究するだけでも、1年間で500分、8時間研究したことになるわけですから、1週間に10分だったら無理とは言えないと思いますね。そういう積み重ねが大事やと思います。

複数の担当者がそういうことをしていただいて、それだけの準備があれば、いざ、何かの拍子に、スケートボードパークつくってもいいなみたいな機会があらわれたときに、すばらしい知識とコミュニケーションの集約結果が、1週間に10分の積み重ねだけで発揮できるというふうに思っています。多くの税金投入を認めてもらうために、私も含めスケートボードを愛する方々の継続的な努力というのが、絶対に必要だと思っています。

ただ、その努力を無駄にしないために、機会が来たときには、きちんと土俵に乗せる。その準備をしていくことは、市民との協働がますます重要になってくるこれからの時代、行政にとって最重要の課題であるというふうに私は考えております。ぜひとも研究してくださると、教育部長おっしゃっておられましたので、ぜひとも継続的な研究と、でき得れば積極的な応援もお願いしたいというふうに思いまして、再質問とさせていただきます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 再質問にお答えいたします。

スポーツ推進計画の策定の中で、今回のマイナースポーツなどの議題につきまして、今後、策定委員会等でもご審議する中で、今回、このような一般質問があったことを策定委員会には報告させていただきたいと思えます。

以上です。

○松下議長 これで、三栖慎太郎議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 3点目は、市民が、もっと気軽に自分たちの手で街をきれいにする活動に一步踏み出せる仕組みをつくっていただきたいという質問をさせていただきます。

梅雨のこの季節、皆さん、通勤途中等々で見えておわかりだと思えるんですが、道路際や公園の雑草は、刈っても刈ってもどんどん生えて、驚くほど生い茂っております。また、町なか至るところに散乱するポイ捨てごみは、毎朝毎朝掃除しても、翌日にはびっくりするんですが、ほぼ同じだけ捨てられています。年に数度の行政による雑草処理や清掃活動では、とても追いつかないのが現状であると思えます。

そういった現状を憂いてか、多くの市民がボランティアとして、街の美化に協力してくださっています。私の周りにも、黙々と道路際の草を刈ってくださる80を過ぎたご高齢のおじいちゃんとか、毎週末、大きなごみ袋を手に、ごみ拾いをしてくださってる方がいらっしゃいます。団体や企業による大規模なボランティアも、とても大切で本当にありがたいことですが、ご自分の身の回りや目につくところで気になった雑草やごみといった街の悲しい部分を見て見ぬふりせず、まず、ご自身が一步踏み出して草刈や清掃を始めてみる。決して誰かに褒めてもらったり、応援してもらえないのに、1人でこつこつと身近な社会問題の解決に向けて自分の体を動かしてみる。こういった有志の方々の広がりこそが、市民自治の成熟にとって、最も重要なことではないかと私は考えています。

そして、そうした有志の方々が気持ちよく活躍できるように、制約を緩め、ニーズに寄り添って応援することが、今後の行政に求められることではないでしょうか。そういう観点に立って、以下3つの質問をいたします。

まず、1点目、団体に属さず1人でごみ拾いや雑草刈りといった身近な社会問題の解決に向けて頑張っている方が、個人であっても、公的に応援してもらえる仕組

みを導入していただきたい。北海道滝川市「たきかわまちぴか協働隊」がよい例だ  
と思い、事前の打ち合わせでも提示しておりますので、少し紹介します。

これは滝川市のホームページの制度お知らせからの抜粋です。

「これからのまちづくりを考えると、まちの美化は、住民と行政が互いに協力し  
あって取り組むテーマではないでしょうか。特に、多くの人々が利用する道路や公  
共施設がきれいになっていることは、心地よさとともに、地域や市全体の誇りでも  
あります。ただ、大がかりに取り組むとなると大変な労力を要するので、なかなか  
行動に移せないものです。身近なこと、誰にでもできることから始めると取り組み  
やすいでしょう。そこで、市では、たきかわまちぴか協働隊を随時募集していま  
す。」とあり、特に、ここから大事なんですが「既に環境美化などのボランティア  
活動を実践している方、実践されている方は」という項目を特別に立てて、以下の  
ように案内しています。

「市に登録、届け出をしていただくだけで、活動内容は今までと変わりはありません。  
登録していただくと、ごみや雑草を入れるボランティア袋を提供します。活  
動中、万が一事故が起きたとき、保険で対応します。希望により活動を示す表示板、  
アダプトサインを設置し、市民の皆さんに周知します。」とあります。お一人で活  
動してくださってる方の気持ちをよく理解した、視点がすばらしい制度だと思いま  
す。ぜひ、研究していただきたいというのが1点目です。

2点目、和歌山県もアダプト・プログラム、幾つか実施されています。その中の  
スマイルリバーで、これ振興局に行って「どういうものを借りれるんですか。」と  
聞きにいったこともあるんですが、貸与してくれる物資は、ごみ袋と草刈鎌です。  
何百坪もある河川敷の背の高い草を刈るのに、草刈鎌、実際の作業がイメージでき  
ていない貸与物資等の制度は、逆にボランティアの意欲を奪います。

市に置きかえてみましょう。例えば、高齢者が多くなり、手入れが困難になって  
いる50坪から100坪程度の公園をイメージしてください。とある100坪程度の公園で、  
私、実際に実験を行ったんですが、人力で、正確には草刈り鎌じゃないですね、三  
角ホーというやつなんですけれども、あれで人力で除草するのに2時間強かかりま  
した。2週間ぐらい待って、後日、同じところ、同じ面積、同じぐらいの雑草の伸  
びのときに、今度はエンジン式の刈払機で除草してみました。たった30分で終わ  
りました。実際に、ボランティア活動している方々の何が必要なのかというリクエ  
ストに耳を傾け、本当に必要な物資を貸与する。これは必要だと思いますので、ぜひ、  
ご検討をお願いしたいと思います。

3点目、2点目でも少し触れましたが、高齢化が進んで、公園等の草刈や溝掃除が困難になってきている現状を、アダプト・プログラムの導入による需要と供給のマッチングで、解決の一助としてみてはどうでしょうか。という提案です。

例えば、市において、高齢化により草刈り等、維持整備困難な公園があると、それを需要として管理します。アダプト・プログラムに登録して下さってる会員に向けて、こういう草刈られてない公園があるよ。という需要情報を提供します。それで、アダプト・プログラムの会員から、ボランティアしますよ。という申し出を供給として受け取り、市のほうで、それをマッチングさせて、マッチしたらボランティア作業による公園整備完了というふうになります。その際、先ほど申し上げた使用する刈払機等の機材を市が用意すれば、ボランティアの負担も発生しません。こういったイメージです。

以上3点、ぜひ、ご一考いただきたく、1回目の質問を終わります。

○松下議長 3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員の一般質問3番目、アダプト・プログラムのような仕組みの導入をについてお答えいたします。

まず最初に、個人的にも公的な支援していただけんかという話がありました。現在、市のほうでは、ボランティアする団体等に対しまして、ごみ袋を配布してございます。これにつきましては、単なる美化活動だけでなく、清掃活動を通じて人と人とが触れ合う機会や地域コミュニティー、これを形成していただく、こういったことを目的としているものでございますので、個人は、今のところ対象となってございません。

このアダプト・プログラムの仕組みの導入というところでございますが、アダプト・プログラムは、公共施設である道路、公園、河川などを、区・自治会や各種団体、企業などが行政と役割分担し、協働で取り組む自主的な環境美化活動を行うものであると認識してございます。

市においては、現在、年間で90数団体が、自主的に自分たちが住むまちをきれいにするための清掃活動を公共施設中心に展開されており、市からも、ごみ袋の無料配布やごみの回収等の支援を行っているところでございます。

また、本年度で23回目を迎えるクリーン缶トリー運動の実施を契機として、毎月、定期的に清掃活動を行う団体や、身近な地域で清掃を行う各種団体などが見られるようになり、市民の美化意識は確実に広がり、地域に定着してきているものである

と考えてございます。

市といたしましては、制度について一定の評価ができる取り組みであることは、理解できるものでございますが、必要性に対しては、既に、ボランティアによる活動が数多く実施されていることから、今後、個人参加の状況や貸与物質などを含め、実施効果や問題点等を整理し、他部局と連携しながら、導入の有無を見きわめてまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 そうですね、その団体に参加してコミュニケーションを図るといような考えもあるということ、それは、ちょっと僕も落としてたので、なかなかそれはいい考えだな。というふうに感心しております。

ただ、私もそうですし、1人でやってる方に聞くと「自分のペースでやりたいんだ。1人で」と、「とにかくもう、ウォーキングしている最中に気になって気になってしょうがないから、ごみ拾っちゃうんだよ。」とおっしゃるんです。多分、岩出駅ぐらいまで根来から歩いていかれてると思うんですが、その間に、グレーチングの間から草が出てると、もう気になってしょうがない。刈ってしまうんです。僕も常に自転車に鎌積んでますけど、気になってしまうんですね。危ないですかね。気になってしまうんです。

ですから、そういう人たちというのは、本当に自分のペースで、群れることなく1人で、別に誰に褒めてほしいわけでもないんだけど、やってるという方も、ある一定数以上いらっしゃると思うんですね。そういう方をよく見ていますと、大抵は緑の有料のごみ袋、多分ご自分のなんでしょう。持って、ごみを拾ってらっしゃいます。そういう方々が、例えば、大きな組織を1つ岩出市でつくってあげて、そこへ名前書いといてくれるだけで黄色い袋あげますよと、煩雑な手続なしに応援しますよと、ごみ袋1枚ぐらいのことですけれどね、そういう仕組みが、この北海道の「たきかわまちぴか協働隊」というところ、すごくよくわかって、導入してくださってるんだと思います。

ですから「導入について、効果を見きわめながら研究する。」というふうにおっしゃってくださっていますので、ぜひとも、そういう方々が一定数量いるということ念頭に置きつつ、おっしゃったように、研究を進めていただきたいなというふうに思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

アダプト・プログラムにつきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。個人的に、現在もいろいろと市内の環境美化ということで、ごみを拾っていただいている方がいらっしゃる。このようなこと、我々も認識してございます。非常にありがたいなということでございます。こういう方々に支援をということでございます。個人的な活動の輪が広がれば、団体活動へとつながる場合も、これはある。一方、行政側のほうで支援をするということになりますと、ごみ袋を交付するだけでなく、回収等もあわせて行う必要も出てくるのかなというようなことがあって、これらによる問題等とも当然考えておく必要があるのかなというふうに考えてございます。

ということで、今後、個人への支援につきましては、想定される課題等を整理した上で、その上で問題が生じないかどうか、そんな方法があるのかどうか、それらを含めて検討したいなと、このように考えてございますので、よろしく願いいたします。

○松下議長 これで、三栖慎太郎議員の3番目の質問を終わります。

以上で三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時5分から再開いたします。

休憩 (10時50分)

再開 (11時05分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず最初に、質問項目についてであります。市長の市政運営について。

2番目に、障がい者について。

3番目に、水害被災者について。

4番目に、当市の情報公開について。

5番目に、大門池裁判について。

6 番目に、行方不明者の現状と対策について。

7 番目に、時代認識について。

8 番目に、水道料金について、質問をさせていただきたいと思います。

質問内容については、事前に窓口でお話をしておりますので、略することなく誠実な答弁をまず最初に求めておきたいと思います。

まず、第1の問題であります。市政運営における市長としてのリーダーシップについてであります。

市長として、さきの選挙が終わりまして、2年を経過をするという、9月を迎えますと2年が経過するわけであります。これから、あと2年の任期中における、これからの方針についてということではありますが、まず、前半の総括と、今後の岩出市をどのように導いていくのか、中芝市長の決意をお聞かせさせていただきたいと思えます。

そこで、具体的に質問をさせていただきます。

まず、行政組織運営と市長のリーダーシップについての認識であります。

市長は、1人の政治家であると同時に、行政の長であります。しかし、この政治家の視点と行政の長としての視点が混在することがあると思われます。市長の考える市長としてのリーダーシップについての認識を、まずお聞かせください。

さらに、市長のリーダーシップには、的確なリーダーシップにより、市民が安心して市政運営を付託できると感じる側面と、市役所内において何百人の市職員の意思統一を図り、事務事業を進める側面とがあります。特に、組織人としてのリーダーシップには、みずからの考えを示して、市職員の意見を取りまとめる能力が必須であります。このリーダーシップが、市役所組織内の信頼関係を築くと考えるものでありますが、あわせてご見解をお聞かせください。

2番目に市長の権限と補助職員の認識についてであります。

地方自治法第147条において「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。」とうたっております。また、同法第148条には「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」とうたっているのであります。

市長は1人、地方自治体を総括し、これを代表し、管理、執行する権限を持つ、ただ1人の市長であります。市長以下の市職員は、市長の補助職員であり、市長の権限と補助職員の認識を示していただきたいと思います。市長のリーダーシップとして、人事政策は大きな意味を持つものであります。ある種、経験主義的な部内、

課内持ち上がり的人事政策となっていないのか、と考えるのでありますが、この点についてもお示しをいただきたい。また、経験主義的人事政策が横行すれば、縦割り行政の弊害を生む温床となると考えておりますが、この点についてもお聞かせください。

さらに、市職員の年齢構成は、団塊の世代がここ集中することになります。2035年問題として大きくクローズアップされている現状において、行政のサービスは中断することなく、継続性と斬新なアイデアで市民サービスが求められていると、私は考えております。この間、入所して、短期間で退職する職員が、どれだけ岩出市にはおられるのか、ご答弁を求めたいと思います。

次に、3番目の大きな項目であります。

市長の結果責任と政治責任の認識問題であります。

市長は、行政の長としての行政の結果責任を問われると考えております。これは、作為の結果、不作為の結果の双方について、結果責任を問われることを意味すると考えておりますが、これについてのご見解を示していただきたいと思います。

後半の2年間、市長にとって重要な年次と考えております。市政運営において結果責任を問われることは、同時に、政治的責任を問われることを意味すると私は考えておりますが、中芝市長の認識をお聞かせください。

次に、4番目に岩出市において今何が問題なのか。課題があるという認識を持っておられるのか。どういう課題があると認識をされているのか。具体的にお聞かせいただきたいと思います。

次に、5番目に、これから、そしたらどうすべきか。岩出市の将来あるべく将来の方針についてお聞かせを、まず最初にお聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○松下議長 ただいまの1問目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 少し時間がたってますが、皆さん、おはようございます。

尾和議員の1番目、市長の市政運営についての一般質問にお答えしたいと思えます。私の市政運営に対する基本姿勢ということで、一括してお答えをいたします。

市長の職というのは、市長選挙によって市民の信任をいただき、地方自治法などの定めるところに従い、職務を遂行することになりますが、市長は、市の代表者として、当然のことながら長期的な視野に立って、公正な市政運営に努め、市民生活の質の向上を目指して最大限の努力をするものであります。そのため、私は、市政

運営における基本方針として、「自主財源の確保」「まちづくり」「対話と協調」の3項目を掲げております。

また、岩出市で発生する全てのことに対しては、岩出市が責任を持たなければならないと考えておりました、これまでも真摯に対処してきたつもりではありますが、議会においても、執行部が提案する議案の審議などにおいて、ご意見、ご指摘をいただいておりますので、その役割の一端を担っているということをご認識いただきたいと思います。

私は、市制施行9年目の岩出市は、あらゆる部分において発展途上にあると考えております。私には、市長としての任期がありますが、岩出市は半永久的に存続していくわけですから、職員には岩出市を守り抜いていけるよう、引き続き、能力向上に取り組んでいくよう、指導してまいりたいと考えております。岩出市のあるべき将来の方針については、長期総合計画に掲げたとおりでありますので、岩出市長としての任期期間中は、長期総合計画に掲げる将来像の実現を目指して努力してまいります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の一般質問にお答えいたします。

まず、縦割り行政の関係でございます。行政事務につきましては、それぞれの分野で専門性を発揮し、また、責任と権限を明らかにできるように部局ごとに基本として業務に取り組んでおります。縦割り行政の弊害生じないようにということでございますけれども、部局間を超えた横の連携を図りながら、市民の皆様方のニーズにお答えできるように取り組んでございます。

それから、退職者、短期間の退職者の関係ですけれども、平成23年で2名、平成24年で2名、平成25年で3名でございます。

それから、職員の年齢構成につきましては、10歳刻みでございますけれども、18歳から29歳まで65名、20.1%、30歳から39歳、77名、23.8%、40から49歳、96名、29.7%、50歳以上、85名、26.3%、以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。私は、具体的にお聞きをしたんですけれども、それについてはないということで、全く理解ができないんですが、議会と行政のあり方についてもお聞きをしたいと思うんですね。議会というのは二元代表制ですから、市長に厳しいことを言うことも当然あります。そういう中において、議

会と行政との立場において、岩出市の行政が正しく運営されていくということが求められていくというふうに思うわけでありませぬ。

私は、市の組織そのものについて、やはり先見の目を持って、今、市長も言われましたが、岩出市においては、市長が変われば岩出市がなくなるわけではありませぬ。50年、100年のスパンで物事を考えて、行政運営をしていく。今、最適なことは何をすべきかというのが、現在おられる中芝市長の残された2年間であろうと思うわけでありませぬ。

そういう意味から、もっと具体的に、市長が今抱えている問題、長期総合計画の中で示しているからということじゃなくして、どういう問題が岩出市にあるのか、課題としてどういう解決策をしていくのか、この点について、もう一度、具体的にお聞きをしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問についてお答えいたします。

今後2年ということで、まちの課題はどうかという、こういうご質問でございます。長期総合計画の前期基本計画、これは平成27年度末を計画期間としたものでございます。この基本計画の中に、まちの基本課題として掲げてございますので、この点については、完了年度まで進めていきたい、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総花的で、具体的に聞いたにもかかわらず答えない。こういう姿勢というのは、やっぱり市民に対して失礼に当たると思うんですね。私は、具体的に聞いたことについては、具体的に答弁をするという、こういうキャッチボールのやり方が、議会における健全なる姿勢であろうと、姿であろうというふうに思うわけでありませぬ。

なぜ、私はそれを言うかといいますと、3月議会において、私の質問に対して中芝市長は「いいかげんにせよ」という、この議場内で発言をされました。これはゆゆしいことなんですね。今、東京都議会において、ある議員が、女性の質問に対して、質問したことによって、大きく世界的にも取りざたされております。なぜそういう姿勢が出てくるのか、私は謙虚でなければならないと思っております。

この議場において、品格ある行政のこの最高の決議機関であるこの議会が、こういう実態にあるということは、許しがたいことであるというふうに私は考えております。その上で、具体的に質問をし、具体的に問われたことについては、答弁をす

る。これがあるべき姿だろうと思うわけであります。その点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、人事政策のところ、総務部長のほうから答弁をいただきました。これは、意欲ある人材が前向きに仕事をしようとするほど、魅力を感じない組織となっているのではないかということで、各地方公共団体の中で、入所して短期間で岩出市においても3名、2名、3名の方が、希望と夢を持って岩出市職員として採用されながら、短期間で退職される。これはなぜかということをお考えますと、有能な人材、職員、こういう財産を、給与というコストをかけながら、失うことになっているのではないかというように思っているわけであります。新しく岩出市に就職されて、職員として、これから市民のために一生懸命頑張ろうという人たちの意欲をそぐような人事政策、職場の雰囲気があるのではないだろうか、私は危惧をしている点があるわけであります。そういう中において、今後、人事政策についての方針も再度お聞かせをいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

岩出市の抱えている課題等についてはたくさんございますが、これは、私以下、補助職員が市長の指示に従いながら、精いっぱいこの岩出市の市民の福祉向上、市の発展に向けて取り組んでまいりたいということをお聞きを、まず申し上げておきます。

それから、私が補助職員のトップということで、2年余り、私が岩出市にお世話になってからの私から見た市長ということで、少しお話をさせていただきます。

当然のことながら、この自治体の首長というのは、まず健康で、体力に自信がなくてはできない職だというふうに思います。中芝市長の場合も、年中ほとんど休むことなく、市の発展のために思い切り尽くされているというふうに、その市長の姿を見て感じてございます。

それから、国とか県のこの、特に、幹部職員等とこれまでの間、築かれてきたこの人脈、これは強烈な人脈を築き上げてこられたんだなというふうに感じています。市長自体が民間企業出身者ということで、私どもにない経営感覚というんですか、視点を持たれております。特に、この岩出市の健全財政、これを常々思ってもらえて、みずからが、毎年、国等に出向いて積極的に交渉する中で、岩出市の財源獲得にも努めてきておるといふふうにお聞きをしております。

それから、トップダウン的な部分もありますけれども、これについては、私は、

従来の価値観や仕事のやり方で経験を重ねてきた市の職員が、ある程度いや応なく発想の転換を迫られるんじゃないかという意味も含んでいるというふうに思っております。市の職員は、日夜一人一人、非常によく頑張ってくれておると私は見ております。これから、職員一人一人が地域のこと、それから住民のこと、今は声なき将来世代のことを真剣に考え、対話を繰り返しながら、特に、市長の思い、方向感、こういったことを共有するというのが、非常に大事だと思いますし、我々行政のプロとして、道筋を誤らないよう根拠を明確にした選択肢を市民に示していく。こうしたことが非常に大切であると私は考えてございます。市長を補佐する立場として、これから職員の意識改革を初め岩出市の発展に向けて、職員自体も生き生きとこの職務に取り組めるような、そういう環境も私なりにインプットしながら、仕事をしたいというふうに思っております。

以上です。

それからもう一点、人事の関係で、採用後1～2年で退職する職員が出ているということなんですが、これは、ほかの自治体、あるいは県でもこうしたことが生じております。一概に退職、職場のムードがとかいうようなことで退職をするというふうに私は思っておりません。それぞれ、さらにこの自分が目指すところに向けて進んでいきたい。そういった若手職員も数多くあることを申し添えておきたいと思っております。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問、岩出市の問題点、それにつきましては、先ほどから申し上げてますとおり、長期総合計画に総花的に上げてございます。これを一つ一つ計画的に処理していくことであると思っております。そら、問題はいろいろあります。まず、バランスのとれたまちづくり、進めてまいりたいと思っております。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

2番目の質問は、障がい者、社会的に弱者である障がい者の問題について質問をさせていただきます。

ここで、特に問題にしているのは、国等において、障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律が、平成25年の4月から施行をされております。昨年4月からであります。地方公共団体は、障害者就労施設等の受注機会の増大を

図るための措置を講ずるよう、努める責務が定められているのであります。よって、岩出市において、その取り組み状況についてご答弁をいただきたいと思ひます。

具体的に質問をさせていただきます。

まず第1点は、当市における障がい者数の人数と、就労施設はどのくらいあるのかについてであります。

2番目に、調達方針の策定、公表及び方針はどうされているのか、公表されているのかどうか。

それから、3番目に、また、岩出市職員の雇用実績、これは法定で決まっておりますが、障がい者の法定雇用率の引き上げによって、岩出市の職員においてこの法律をもって定められたように、雇用実績についてお聞きをしたいと、実態をお聞きをしたいと思ひます。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の2番目の障がい者についての一般質問にお答えいたします。

まず、1点目、障がい者の人数と就労施設はどのくらいあるのか、についてでございますが、岩出市の障がい者の人数につきましては、平成25年度末で身体障害者手帳保有者が1,804名、うち18歳以上の方が1,755名、療育手帳保有者が364名、うち18歳以上が210名、精神障害者手帳保有者が248名、うち18歳以上が243名となっております。

岩出市の障がい者が利用している就労施設につきましては、就労移行支援事業所が7カ所、就労継続A型事業所が10カ所、就労継続B型事業所が16カ所となっております。

次に、2点目の調達方針の策定、公表及び方針はどうか、についてでございますが、本市におきましては、平成26年4月1日に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて方針を定め、公表したところでございます。

方針の内容は、本市の全ての部局が発注する物品等の調達を対象とすること、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を市内各部局へ提供すること、この情報に基づき、各部局において可能な限り障害者就労施設等への発注に努めること等となっております。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番、障がい者についての2点目ですけれども、市役所の障がい者の雇用状況についてです。

市役所の障がい者雇用実績につきましては、平成26年6月1日現在で4名であります。実雇用率は2.46%であり、国が定めております法定雇用率は2.3であることから、達成をしております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 生活福祉部長のほうから今ご答弁をいただいたんですが、ちょっと聞き取りにくかったんでもう一度確認しますと、調達方針の作成公表については、26年の4月1日に公表したという理解でいいのでしょうか。私は、これは施行されたのが25年の4月1日ですから、少なくとも2～3カ月のうちに作成をして、公布されたのがその前ですから、施行と同時にこういう政策というのはきちっとプログラムを組んで、決定をしておくべき問題と私は考えております。それについて、まずお聞きをしておきたい。

それから、実績ですね、各担当課において、各部においてそういうふうにしなさいということではありますが、今日までの実績については、各部でどのような実績があるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、岩出市職員の法定雇用数ですね、これについては、達成をしているからというご答弁でありました。達成していることについては、それについては、是とするものでありますが、雇用率を達成すると同時に、さらに可能な限り、これは最低限ですから、可能な限り、そういう身体障がい者の就労にできる範囲で雇用をしていくと、さらに雇用枠を広げていくと、そういう取り組みをどのようにされていくのか、その方針をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

公表が、施行より1年経過しているというところで、なぜ1年おくれたのかというところがございます。岩出市におきましても、平成25年度に準備にかかったというところがございますが、施設側において、購入可能物品のパフレット等も未作成であったということで、庁内各部への物品等の周知が困難であったということで、平成26年4月1日からとしたものでございます。

それから、実績でございますけれども、合計金額を申し上げてよろしいでしょうか。

わかりました。税務課のほうで4万1,475円、長寿介護課で20万4,500円、生涯学習課で45万922円、福祉課で16万2,750円と38万5,875円、市といたしまして、合計で124万5,522円というのが平成25年度の実績でございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

障がい者の雇用実績についてでございますけれども、平成25年4月1日から地方公共団体の法定雇用率が、ご承知のとおり2.1から2.3%と改定されております。それに伴いまして、26年4月1日から1名職員採用して、現在、法定雇用率をクリアしているということです。法の趣旨からいたしますと、障がい者の雇用率を下回らないようにという指導でございますので、その趣旨にのっとり対応してまいりたいと思います。

○松下議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 今後の方針もあわせて聞いてるんで、今後どうしていくのか。これ以上、これをせんのか、どうされるのか。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 先ほども答弁させていただいたように、法定雇用率が2.3%ということですので、その率を下らないように今後対応をしてまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、生活福祉部長ね、今、実績について報告いただきました。それはいわゆる公表は26年の4月1日でしょう。公表策定して、このようにしなさいよと、その前に、25年度の分についてはこれだということですから、何も政策的にやったということじゃないんですよね、この数字については。ある意味ではね。

だから、25年の4月1日に公布されてるわけですから、少なくとも事前に持ちながら、公布と同時にその体制をなぜつくらなかったのかということで、私は言うてるわけで、そこら辺の進捗というんですか、取り組みが非常に悪いなど。

やはり、そういう意味では、ちょっと手を抜かれたんかなという嫌いがあるんですが、ますますこれから、これはなぜそう言うかということ、そういう施設の人たち

は非常に就労施設、A型、B型というのがありますけれども、やはり仕事がなく困っておられるんですよ、実際のところはね。

そういう意味で、こういう光景を地方団体が、そういうところから仕入れをして、そういう人たちに仕事を回していくということの大切さをうたった趣旨でできた法律でありますから、そこら辺も含めて、今後、なお一層、これに倍してそういう機会をなるべく多くとっていただいて、拡大していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。これについてお聞きします。

それから、雇用率の問題ですが、総務部長ね、私はそれで満足されているのかということをお聞きするわけですよ。雇用率は2.3%やから、もうこれ以上雇用しないよということなのか、雇用率を達成して、さらに、その雇用できるような職種があるならそこには雇用、ちょっと静かにしてください。ちょっと注意してください。耳ざわりでしゃあない。議長。ちょっと議長、注意してください。

○松下議長 議長からお願いします。私語を慎んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○尾和議員 さっきの続きなんですけど、そういう機会を設けて、必要などころには拡大していくという方針をやっぱり持つべきだと、私は思ってるんですけども、その答弁を、もう全然雇用率を達成したら、もうそれ以上必要ないんだという考えなのか、いや、必要などころ、さらに、これ教育委員会等も国、地方公共団体等ですから、教育関係も全て含んでるんですけども、そういうところについては、あればそういう、ここはいけるなというところであれば、ふやしていきますという姿勢がとるべきやと思うんですけども、その点について再度確認をさせてください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

公表の時期がおくれているということについて、当然、法自体が25年4月から施行されているということで、そこはそこで反省もしなければいけないところがあるかと思いますが、市といたしましては、公表はできていなくてもその法の趣旨を踏まえて、25年度の実績ということにつながったものと考えてございます。また、平成26年度におきましては、平成25年度の実績を上回ることを目標としてございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

現在の率で満足してるのかということをございますけれども、法定雇用率2.3クリアしておりますので、満足云々という話ではないのかなと思っております。達成してると考えております。

それから、今後どうするのかというふうな話をございますけれども、法の趣旨から言いますと、公共団体においても障がい者等を採用し、この雇用率をクリアするように、下回ることはないようにという通達が出ておりますので、この趣旨に基づいた考えで、先ほど答弁したとおり、対応してまいりたいと思います。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、水害被災者問題についてであります。

これは2年前、昨年とあわせて2回災害に、水害災害に遭われた方の件であります。25年の9月16日から17日にかけての台風18号による豪雨によって、被災者は2年を経過をしております。いまだに心の痛みはいえておりません。今でも雨が少しでも降れば、そのときのことを頭の中でフラッシュバックとしてよみがえり「不安がある。」と言われております。夜は枕を高くして眠れないという状況にもあります。

このような状況を、岩出市としてなるべく早く解消していくと、一日も早く改善をさせて、解消していくということが求められていると思います。被災者の立場に立って対策をしていくことが重要であると考えておりますし、そのときには、皆さんの出されている要望を率直に聞いて、対処していくという姿勢が当然あるべきだと思います。

そこで、具体的にお聞きをしたいんですが、山崎・船戸地区及び岡田地区の被災戸数についてどうであったのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、その後の抜本的対策というのは進められてると思うんですが、どこまで現在進んでいるのか、進捗状況についてご答弁をいただきたいと思います。

3番目に、被災者にとって一番問題なのは、精神的な不安定ですね。PCSDといえますか、そういう状況に置かれると、先ほども申したように、現状としてはそういう状況にある。ここら辺をどのようにしてケアしていくのか、将来、これはどこで起きるか災害はわかりません。大小にかかわらず、そういう人たちに対する心

理的なケアというものをどうしていくのかということが求められると思うんですが、それについてお聞きをしたい。

それから、被災をしますと、当然その家屋というのは資産価値が低下をします。二度とそういう水害に遭ったところで「もうここでは住みたくないわ。」と言いながら、売りに出しても売れない状況にあるわけですね。もし、家屋を売る場合。そういう現状を踏まえると、できることは、岩出市でできることは何かということを考えてみますと、そういう被災者に対しては、固定資産税等の減免をやはりやるべきではないだろうか。市長がその判断をすれば、その対象外、対象に入れることもこれは可能やと思うわけであります。そういう人たちのかすかな願いをやはり聞いて、減免対象にしていくということが大切やと思うんですが、その減免対応についてどのようにお考えなのか、まず、最初にお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、水害被災者についての1点目、山崎・船戸地区及び岡田地区の被災戸数はどうか。についてでございます。

昨年の台風18号において、山崎・船戸地区で床上浸水12戸、床下浸水39戸であります。岡田・溝川地区については、床上、床下浸水はございません。

それから、3番目の3点目、被災者へのケア及び固定資産税の減免対応はどうか。についての固定資産の部分でございますけれども、議員ご質問の被災された固定資産の減免につきましては、岩出市税条例第71条第1項第3号で、市の全部または一部にわたる災害、または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産で、市長において必要があると認めるものについては、減免するとしてございます。

しかしながら、国の事務次官から、災害被災者に対する地方税の減免措置等についての通知があり、この中で、被災者が納付すべき当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについては、減免の措置を講ずることとする。とありますので、昨年度の災害に対して、今年度での減免はできません。

以上です。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員のご質問の3番目、水害被害者についての2点目、その後の対策はどのようになっているのか。についてお答えいたします。

まず、山崎・船戸地区についてですが、紀の川の水位上昇による浸水対策として、山崎排水ポンプφ（パイ）200、3台を設置して対応してまいりましたが、昨年9

月の台風18号では、排水ポンプの能力を上回る想定以上の水量でありました。現在、市といたしましては、紀の川に直接放流する等の計画を立て、検討しております。

次に、岡田地区につきましても、県管理河川の古戸川の浸水対策として、古戸川排水ポンプφ（パイ）500、2台とφ（パイ）200、1台を設置し、対応してまいりましたが、同じく排水ポンプの能力を上回る想定以上の水量でありました。このことから、県に対して浸水対策を強くお願いしているところであります。

また、農林水産省が実施する国営総合農地防災事業において、紀の川市、旧打田町から岩出市岡田地区に流れ込む藤崎井支線水路の水を、岡田樋門から紀の川に直接放流する計画を立てていただいております。今年度実施設計に入ると伺っております。今後も、同事業について関係機関と協議を進め、早期着手を強く要望してまいります。

なお、市内どこでも対応できる排水ポンプ車の購入につきましては、国の交付金を活用して総排水量毎分30トンのポンプ車を購入してまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の3点目、被災者へのケアについてお答えいたします。

災害等つらい体験の後には、心身に思いがけないさまざまな変化が起こることがあり、身体的な健康管理とともに心のケアに関しても、きめ細やかな支援が必要となります。市では、乳幼児から高齢者までを対象に、毎週月曜日9時半から11時まで、保健師や栄養士による健康相談を行っており、必要に応じて、医療機関や保健所の心の相談を紹介することとしてございます。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。

まず、第1点であります。被災戸数については実態そうなる。これは、過去にも小田井用水あたりで水害に見舞われて、市全体としてプログラムを組んで調査をされる。この進捗状況について、まず、お聞きをしたいと思っております。どこまで進んでいるのか、遅々として進んでないのか。

それから、抜本対策についてであります。このポンプ車購入で対応できるということなのか、1台だけで対応できることなのかという点があります。

それから、山崎樋門なんです。この件については、非常に問題があって、現在、

国、県が対応しとると思うんですが、その件について、現在の進捗状況ですね、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、被災者の精神的なケアの問題ですね。今、部長はご答弁をいただきましたが、いわゆる乳幼児とか児童という、これは限定されたものなのか、それとも大きく幅を持って、こういう人たちに対しても、ケアの心理的な相談を受けるということで対象として含まれているのかということもお聞きをしたいと思います。

それから、固定資産税の減免の問題であります。今、総務部長は、よく答弁がわからなんだんですが、25年度にやってたらそれはできるということなのか、26年度はもうやってないよということなのか、25年度でもう実施をしたという理解でいいのか。

これは、もう条例で、71条で、市長の権限でそういう対象者を対象することもできるということになってるよということですから、市長ね、これは、真剣な問題として、これからの問題も含めて、こういう被災された人に対しては、やっぱり少しでもその思いに答えていくと、そんな財政的な負担というのは何百万円もかかるわけじゃないわけですから、単年度、翌年度ですね、そういうものの対応については減免の対象にしていくよというように規定で設ければ、要綱等で設ければできる範囲の問題でありますので、まず、そこら辺についてお聞かせください。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

相談の関係でございますけれども、保健福祉センターのほうで行っている相談につきましても、小さい子どもからお年寄りまで、全ての市民を対象ということとしてございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

固定資産の部分でございますけれども、25年度中に申請しておればどうかというご質問かと思っております。条例上においては、当該年度に申請をいただける、申請はできるとなっております。ただし、水害における減免については、床上浸水だけでは非常に難しいと、当該家屋の10分の2以上の価値を減じたと判断できる場合のみ、減免となっております。

以上です。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、ポンプ車1台だけで対応ができるのかということについてですけれども、1台だけで市内全域全てを対応することは不可能であります。ただ、1台購入することによりまして、これまでの対応に重ねていたしますので、軽減が図れるものだと考えております。

それから、山崎樋門の進捗状況につきましては、実施するに当たる予備設計を現在行っているところでございます。

もう一つ、浸水対策の進みぐあいについてですけれども、これにつきましては、先ほど答弁いたしました国営総合農地防災事業との調整がございましたので、協議を進めているところでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総務部長ね、私ちょっと理解ができないんですが、25年度中に申請をしておけば検討する対象になったけれども、今回のあれについては、床上、それから破損の程度がそれに該当しないから、もし出されても減免の対象にはなりませんよという理解にとっていいんですかね。それなら、そういう仕組みというのが知らないんですよね、市民は。どうしたら、これ減免対象の中になるのかという、ここら辺は、その際に、やはり、市職員の担当者は、やっぱりやるべきではないかなと、事前にね。こういう制度がありますよと、これについては、こういう規則があるのでということなんです。

いずれにしても、そのハードルがあって、そのハードルを超えないと、減免対象にならないということなんでしょうけれども、やはり、そのハードルをなるべく下げて、床下、床上というのは、床上はひどいところになったら、床上1メートルぐらい低いところはかかるとるわけですね。少ないところは、それは床すれすれのところもあったでしょうけれども、それが2回起きてるんですよ。山崎・船戸地区、これ市長の地元ですよ。地元の人がそういう「中芝市長さん、地元やのにもっとしっかりやってよ。」というこの切実な声に、市長がみずから地元の問題、岩出市全体の問題ですけれども、そういう声にやっぱり率直に答えていくと。

これから起こり得る災害についても、そういうことがあったら、前向きに減免の対象に加えていくというような取り組みが、私は、一方で税収ばかり上げていくんじゃなくして、一方ではそういう対応、市民に優しい対応の仕方、心こもる対応、少ないですけれども、そういう減免制度を利用して対応していただきたいと、それ

が市民が求めている声ではないかなと思うんですけれども、これについて、最後になりますのご答弁をいただきたい。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の前段の申請の部分でございますけれども、年度が過ぎておれば対象となりませんので、当該年度中に申請はできるということでございます。当該年度中に申請した場合に、先ほど私申しましたように、水害による床上浸水だけでは、家屋に対する損害の価値率が10分の2以上と減じたと判断することは、非常に難しいということで、減免の対象にはならないということです。

それから、2点目の話ですけれども、こういう制度についてのPRでございます。これにつきましては、市の広報紙であるとかウェブサイト、市のホームページですね、この、それ以上に載せてまいりたいと思います。

それから、最後に、減免基準についてでございます。

これにつきましては、議員おっしゃられるように、被災を受けた各地域の方々、私も面談させていただいて説明会等も参加しました。非常にご理解、大変なことは十分認識しております。

減免の基準についてですけれども、この制度については、いろいろ他の市町村の状況もありますし、その床上、床下、あるいはゲリラ雨との関係もございますので、国の基準なんかも出ております。そういうふうなものを参考にして、他の市町村の状況も勘案しながら研究をしてみたいと、このように考えてございます。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 (12時10分)

再開 (13時30分)

○松下議長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

尾和弘一議員、一問一答方式で4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、当市の情報公開について行います。

まず、第1番目に、岩出市庁議の問題についてであります。3月議会において、庁議は岩出市の政策決定する重要な会議であり、この会議で決定されたことは、岩

出市民の生活にとって最も関連するものであります。

また、この会議については、会議録を作成して市民に公開すべきであると質問をいたしました。そのとき、岩出市は、会議録の作成については重要事項、市の施策、あるいは業務等の意思決定を審議した場合は作成をしていると、ホームページ等での公開はしていない。幹部会議において協議した内容について、公開または傍聴を考えていないと答弁をされておりました。

その後、私は市の情報公開条例に基づいて請求したところ、岩出庁議の公開を文書でしてきました。しかし、その公開した文書を見ますと、議題のみであり、決定した内容は、全く記載されておられません。市民が一番知りたいことは、決定事項であります。なぜ、具体的決定した結果の記載がないのか、まず答弁を求めたいと思います。

次に、指定管理者の公募選定結果についてであります。

さきの3月議会で、同僚議員が、さぎのせ公園の指定管理者選定結果について、もっと具体的に公開すべきだということを申し述べておられました。私も当然だと思っておりまして、その後、これも情報公開条例に基づいて、個々の委員の採点及びその業者名についての公表請求をいたしました。異議申し立てをしたところ、岩出市は、その採点結果並びに業者名については、伏せておりましたが、各委員の採点結果について公開をしてきました。

しかしながら、この公開した内容については、まだまだ不十分な点があります。当然、市の情報は、市民の情報でありますので、市民と協働して岩出市をつくっていく上では、市の決定事項、情報公開というのは欠かすことができません。その際、私は、業者名、あるいはその業者選定に至る前の経過についても、具体的に求めておりましたが、それについては、業者に対して公募の段階で公開すると言っていないので、その結果については公開できないと。次回からは、そのようなことのないようにしていきたいという了解を得ましたので、その後、異議申し立て並びにこの問題については、一応取り下げをいたしましたので、その後の方針、これからの方針について、具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、4の3であります。安全衛生委員会の開催についてであります。これは、過去の一般質問において、安全衛生委員会の問題について、私は質問をしております。その際に、安全衛生法に基づいて、委員会並びにその他のやるべきことについては、コンプライアンス、法に従ってやるべきだということを申し述べてきましたが、情報公開条例に基づいて請求した中身は、全く不十分なものでありまし

た。法にのっとってなぜしないのか、具体的に今後どうしていくのか、その点についてご答弁をしていただきたいと思います。

それから、4番目に、情報公開条例審査会の委員のメンバーの件であります。この委員のメンバーについては、会長以下5名の方が、情報公開条例でも続いて請求したところ、出てまいりました。

しかし、会長である月山弁護士が会長になってるということでもあります。本来、委員の構成は市とかかわりのなく、公平、中立であるべきものであります。なぜ、岩出市のメンバーの中に、顧問弁護士が会長として、この審査会の委員に座っているのか、年間顧問弁護士報酬として片手で150万円をもらい、片手で情報公開審査会の会長を務めるということについて疑問でなりません。この問題について、市はどのような見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の情報公開についてのご質問1点目、庁議の公開についてお答えいたします。

庁議の会議録については、岩出市会議録作成要綱に基づきまして、同要綱第6条に指定されている様式により作成をさせていただきます。会議結果につきましては、会議録に記載したとおりであります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番の2点目、指定管理者の公募選定結果について、非公開部分があるが、今後どうするのか。についてお答えいたします。

公募選定結果につきましては、選定に当たって、審査の公平性及び平等性を高めるため、また、市民の理解を得るため、今後、公募選定結果の公開に向け現在ルールづくりに取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の安全衛生委員会の開催について、回数及び職場巡回でのチェックについてでございます。

現在のところ、衛生委員会を8月と2月の年2回開催しており、その際、産業医による職場巡視を行っておりますが、その際の指摘事項はございません。また、毎月衛生管理者による職場巡視を行い、職員からの要望等を受けており、要望内容は随時、総務課において聞いてございます。

次に、4点目の「情報公開保護審査会のメンバーについて」でございます。

審査会の委員につきましては、岩出市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第

3条第2項において「制度に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。」となっており、この規定に基づき委嘱しており、何ら問題はないものと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、庁議の問題であります。これは私が質疑、質問した内容と全然全く別の答弁をされてるんで、こんな同じような繰り返しをするのは、全くとんち問答みたいになるんですが、会議録というのはどういうものであります。庁議における決定事項、これが前回の3月議会については公開しないと、一般市民に公開すべきものではないと、府内で各担当課で意思疎通した後、公開すべきであるということであります。私は、そうじゃないですよということを主張して、今日まで来て、この条例に基づいて請求したら、公開をしてきたわけであります。

公開した中身が、何々の議題について、何々の議題について、議題だけしか書いてないわけです。その議題を幹部連中、岩出市の幹部が集まって、何々についてどうしましょうかということで、その内容検討をされて、決定されとると思うんですよ。決定されてないんであれば、こんな庁議なんて意味ないですよ。そこまでの議事録をつくってないんですかと、私は不思議でなりません。

決定した内容を、それに基づいて市は、市長をトップに各職員が動いておるわけですね。そうじゃありませんか。これ、情報公開に基づいたら、副市長が最後に印を押されてますよね。議論をして、決定をして、それに基づいて各業務を遂行しているということになって初めて、幹部会というのは存在するわけです。なぜ、そういうような内容だけしか公開しないのか。決定もしてないのか、その点について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、さぎのせ公園に関する指定管理者の公募の問題であります。随時、検討しておるところだということですが、それはいつごろ集約されて、市民に公開されるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生委員会の問題であります。私が質問したのは、法にのっとってやるべきだということをはっきり言ってるわけでありまして。なぜ、まともに答えられないのでしょうか。安全衛生委員会を開催する委員会は、月に何回しなければならないのか。それから、産業医はどのような業務をしなければならないのか。それから、産業医の認定に当たってその是認である産業医というものはどういうものなのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生委員会は、定期的に、衛生委員会については、少なくとも第11条で、少なくとも毎週1回作業場を巡視して設備、作業法等々について必要な措置を講じなければならないとうたっているわけであり、産業医についても第15条で、少なくとも毎月1回作業場を巡視して、これも同様に必要な措置を講じなければならない。これは努力規定ではありません。しなければならないと、拘束されたものであるわけであり、今後、これに基づいてするのか、それから安全衛生委員会を毎月1回開催してない。これについての点と、それから、今申し上げたその議事録の保管について、再度お聞きをしたいと思います。

それから、情報公開審査会のメンバーの件であります、何ら問題ないんだと言われました。民法の108条に利益相反行為は禁じております。さらに、826条等々についても、860条についても、いろいろな後見人の問題も含めて、利益相反する行為の立場にあるものは、その任にあらずということをやっているわけであり、メンバーの交代を求めたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、庁議の位置づけでございますけれども、これについては、議員のご指摘のとおりであります。

庁議の中でですが、これは報告事項が多い中で、審議に付したものにつきましては、その結果を記載をしております。それから、記載の仕方につきましては、会議録作成要綱第5条の規定によりまして、要点記録ということとしてございますので、何ら問題はないと考えております。

それと、その市民への周知ということをおっしゃられておりますけれども、市民の皆さん方にお知らせするということになりますと、その会議結果だけをお知らせするというだけでは足りないものではないと考えています。例えば、こういうイベントをやりますよということについては、市民の立場から考えてみますと、日時や場所とか内容とか、いろいろなそういう詳細にわたっての部分を知りたいんだと、そういうことだと思っております。

そやから、会議で検討した結果だけをお知らせするというだけでは、誤解や混乱を生じることが想定されますので、市民の皆様にお知らせするに当たっては、担当課において詳細まで検討した上で、詳しくお知らせするのが当然であると、こ

のように考えています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のさぎのせ公園の関係の指定管理者の件でございます。

ルールづくり、いつごろできるのかについてでございます。本年度中に近隣の自治体の公表状況等を鑑みた上で、公表に向けてルールづくりを行い、平成27年度から指定管理者の選定結果を公表してまいりたいと考えております。

それから、2点目の安全衛生委員会の関係でございますけれども、産業医による職場巡視、衛生委員会の開催の件でございます。

職場巡視については、議員おっしゃるように、労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医は少なくとも毎月1回、作業所等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置をとらなければならない。

また、衛生委員会については、同規則第23条第1項において、事業者は、安全委員会、衛生委員会、または安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにならなければならないと、このように規定されております。ご指摘のように産業医と調整をして、職場の衛生管理の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、3点目の情報公開審査会のメンバーに月山さんが、利益相反行為ではないのかという件でございますけれども、法律の専門家でありますので、法令等の運用とか解釈、これについて適正な指導判断を現在いただいておりますので、法律を曲げてまで市を擁護するようなことはないと考えており、情報公開については適正に解釈、判断されており、市に誤りがあればただしていただける中立性を持った方だと思っております。

それから、違反行為についてですけれども、顧問契約は、市と月山桂先生との契約でございます。情報公開審査委員会は、月山純典さんでございますので、同率の法律行為ではないと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

○尾和議員 答弁漏れてるんで。

○松下議長 どういうこと。

○尾和議員 1週間に1回巡視せいということを使うとんねん。答弁してない。するんか、せんのか。

○松下議長 答弁できる。

総務部長。

○佐伯総務部長 衛生委員会については、8月と2月の年2回しか実施しておりません。そのほかは実施しておりません。

そのほか、法令に基づく巡視については、産業医との関係もございますので、調整の上、職場の衛生管理の巡視等に対応を、委員会等で協議してまいりたいと思います。

衛生管理者の巡視についてでございます。

現在のところ、実施しておりませんが、実施できるように努めてまいりたいと思います。

○尾和議員 議事録ね、3年間保存しなあかんけれど、ちゃんとやってるんかということに対して答弁してください。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 先ほどの尾和議員からの質問内容の中には、会議録3年の話は、質問の中になかったと思います。会議録の3年保存については保存しております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 情報公開審査会のメンバーのことについては、これは、私のほうから異議申し立てしておきますが、月山桂というのは親で、息子さんが顧問弁護士ということでしょうけど、同じ屋根の下で親子関係の立場でありながら、そういう詭弁を使たら私はいかんと思いますね。それについては、改める意志がないということで承っておきます。

○松下議長 答弁よろしいですか。

これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 大門池の裁判の件であります。3月議会で質問した後、その後、大門池、新池の裁判、所有権の裁判についての最高裁のその後の申し立てに対して、受理されたのかどうかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員ご質問の5番、大門池の大門池訴訟の最高裁についてのその後の経過はどうか。受理されたのか。についてお答えいたします。

平成26年3月25日付で、最高裁判所から記録到着通知書が届いております。上告受理、不受理の判断は、これから最高裁判所で審理されることになっております。

○松下議長 再質問を許します。

これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 行方不明者の現状と対策についてお聞きをしたいと思っております。

まず、岩出市における成人及び乳児、児童等、未成年者の行方不明者数の現状についてどのように把握されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、母子手帳の発行とその後の出生に差異はないのか。残念ながら過日、沼津市の海岸で女児遺棄事件が発生しました。岩出市においてもヤマダ電機において乳児が遺棄されてるといような状態がありましたが、それについての同様にその関連して質問をさせていただきます。

それから、成人行方不明者のうち認知症と思われる人数、その他の内訳についてお聞きをしたいと思っております。

3番目に、行政と警察との連携はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、4番目に、家族へのサポート及び認知サポーターの認定数について質問をいたします。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員のご質問の6番目、行方不明者の現状と対策についての1点目、岩出市における成人、乳児、児童等未成年の行方不明者はどうか。についてでございますが、岩出市として把握している行方不明者はございません。

それから、母子健康手帳発行数と出生届、その後の人数把握等の調査をしているかというところでございます。母子健康手帳を交付した方の中には、いろいろな事情で転出された方なんかもございますし、突合まではしてございません。出生届をもとに、生まれ月別に各種乳幼児検診等の対象者に個人通知しているため、受診者の把握及びその後の対応はできているものと考えてございます。

また、未受診者が出た場合の対応でございますが、電話や手紙による連絡、保健師の家庭訪問等を行い、不明な場合には、警察署に連絡することとしてございます。

2点目の認知症と思われる人数、その他の内訳はどうか。についてでございます

が、認知症の方、認知症以外の方を含め、岩出市として把握している行方不明者はございません。

3点目、行政と警察の連携はどのようになっているか。についてでございますが、岩出警察署が保護した身元が判明しない迷い人及び身元不明の死亡人については、連携しながら対応しているところでございます。

また、徘徊などで行方不明となった認知症の人等については、岩出警察署から連絡を受け、市内放送を行うなどで対応してございます。今般、和歌山県警本部から和歌山県を通じて各市福祉事務所宛に、身元が判明しない迷い人発見、保護時における警察署への通報についての依頼があったところであり、岩出警察署とさらなる連携強化に努めてまいります。

4点目の、家族へのサポート及び認知サポーターの認定者数はどうか。でございますが、岩出市では、認知症家族の支援としまして、介護者同士が交流し、意見交換することで、介護の知識を得たり介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、認知症家族の交流会を実施してございます。

また、認知症サポーター養成講座においては、平成26年5月末現在、450名のサポーターを養成してございます。

以上です。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員ご質問の6番目、行方不明者の現状と対策についての1点目、岩出市における成人、乳児、児童等、未成年者の行方不明はどうか。の児童生徒についてお答えいたします。

本市の児童生徒で行方不明者はありません。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 認知サポーターの件ですが、450名おられますということでありました。この研修カリキュラムですね、これについて、これに沿って講習を受けてされているのか、1点お聞きしたい。

それから、認知症の方の問題で、福岡県大牟田市のモデルがあるんですが、各地方自治体でも、この大牟田市の取り組みについて非常に興味を持っておりまして、そのキャッチフレーズは「安心して徘徊できる町」、安心して認知症の方が徘徊できる町をつくっていきましようということで、2004年からスタートをして、実態調

査に当たっているわけではありますが、今日、認知症の方は、この前も新聞報道等に出ておりましたが、全国で800万人、行方不明者が9,600人、そのうち死亡者が351人ですね。人知れず失われている命が多くあります。

その行方不明者の死亡者のうち、1キロ以内で50%の人が死亡しているという実態になっております。2035年には、ひとり住まいの方が760万人、統計では推定されるということでもあります。

認知サポーターに関して、大牟田市では、中高校生、若年のいわゆる児童ですね、そういう人たちもそのサポーターの中に入って、現在85名の方がサポーターとして認定をされてるという取り組みをされとるんですが、岩出市においては、そういう中高校生を対象にした認定も、ひとつ考えるべきではないかと思っておりますが、それについてのご見解をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーターについてのその養成のカリキュラムの件でございます。市のほうでは、国が定めてございます認知症サポーターと養成事業実施要綱に基づき実施してございます。研修時間はおおむね90分となっております。カリキュラムは、認知症の基礎知識、これは認知症とは何か、認知症の症状とは、早期診断、治療の重要性、そういったことについての学習が60分、認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできることといったことで、30分となっております。

それから、大牟田市の取り組みのお話がございます、大牟田市のほうでは中高生に対してもサポーターの養成をされていると、こういうことでございます。本市としてしないのかということでございます。これにつきましては、現在、市のほうで実施してございますサポーターの養成講座につきましては、特に、年齢制限等を設けてございませんので、受講することは可能かと思っております。ただ、開催時間等につきましては、ちょうど学生、勉強の時間ということで参加ができないということもございます。

今後につきましては、やはり大人から子どもまで、やはり認知症への理解を深めていただくことは、非常に大切なことであると、このように考えてございます。当面は、大人を対象として開催していく予定でございますけれども、幅広い理解を求めていくことも重要であることから、中高生向けの講座の開催時期や時間帯についても検討していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 時代認識についてお聞きをしたいと思います。

これは市長のほうにお聞きをしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いいたします。

まず第1点は、憲法解釈によって変更されようとしている集団的自衛権行使について、中芝市長のお考えをお聞かせください。

通常国会が6月22日、閉会しておりますが、この国会においては、集団的自衛権の行使の問題について、安倍総理が私が最高責任者だということで解釈改憲を強行しようとしているのであります。

私は、これらの行為については、憲法を順守すべき憲法第99条の立場から言って、全く言語道断の言動を繰り返しておるわけではありますが、これについて、市民の命と暮らしを守る立場から、集団的自衛権について、今の動きについて、中芝市長が岩出市民に率直にどういうお考えなのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

それから、2番目の大飯原発再稼働についてであります。

5月21日に、福岡地裁において、裁判官の3名の合議によって大飯原発3号並びに4号の運転再開差し止め判決が出されました。この判決文の内容については、市長も読んでいただいていると思うんですが、まさしく画期的な人間味あふれる旨の訴えに非常に感動をいたしました。

その第1は、その理由として、人格権は憲法上の権利であり、我が国の法制化においてこれを超える価値を他に見出すことはできない。

2番目に、具体的危険性が万が一でもあるのが判断と対象とされるべきであり、この判断を避けることは、裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しいものとする。さらに、本県原発にかかわる安全基準及び設備は、いかなる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立つ脆弱なものであると認めざるを得ない。

その上で、国の富を流失、喪失すると言うべきではなく、豊かな国土と、そこに国民が根をおろして生活していくことが国豊であり、これを取り戻すことができなくなることが国豊の喪失であるとして、今回の福島原発の大飯原発の再稼働については、すべきでない判断をされたのであります。裁判官として、三権分立に司法

が生きてるなと強く感じたわけでありますが、今回の判決に対して、中芝市長についての所見をお聞きをしたいと思えます。

それから、3番目に、福島県の発生している甲状腺がん及び疑いの子どもが75名、この現実について、中芝市長はどのようにお考えがあるのか、お聞きをしたいと思えます。

ある女性の、10代の女性の方がこのように述べております。「私の姉の母乳からストロンチウム90とセシウム137が出た。この母乳を子どもは飲んでいた。そのことを人に言うと、不安をあおるなど言っていて、周囲の者からみんなから非難される。病院に行っても心配し過ぎだと言われる。誰も私の話を聞いてくれない。放射能より人間のほうがよっぽど恐ろしい。」と、このように10代の女性が言っているわけでありますが、今日、福島原発が爆発してから、放射能、小出先生の話では、広島原発の160倍の放射能が、この日本の空に降り注いだと言われておるわけでありまして。今後、ますます児童の甲状腺がん、疑いが増大することは明らかであると言われておりますが、それらも含めてご見解をいただきたいと思えます。

それから、4番目に、原発事故は終息してないと私は思っておりますが、その上で、原発事故に関連して、自殺者が急増しているということが報道をされております。私も、先日、福島から来られた椎名さんとの話でお聞きをしたんでありますが、昨年末、原発に関連して死者は1,600人で、地震や津波による直接死を上回っているという実態が今出てきております。これらの問題について、中芝市長はどのような感想をお持ちなのか、この見解の昨年度の県内の自殺者が23名、前年と比べて約10名ぐらいふえているこの実態ですね。仮設住宅において生活をして、不自由な生活をされているこの現状を見て、この現実を直視していただいて、市長のご見解をお聞きしたいと思えます。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員7番目、時代認識についての一般質問にお答えいたします。

さきの3月議会において、国政に関する事項については、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、全国市長会を通じて対応していることから、個人的な見解を議会本会議においてお答えする考えはない旨、答弁をしております。このことを前提として答弁をさせていただきます。

1点目の、集団的自衛権行使の問題については、国政に関する事項であり、2点目の大飯原発の福井裁判所の判決については、地元住民から関西電力に対する訴訟

であり、福井地方裁判所の司法判断でありますので、個人的な見解はお答えする考えはありません。

3点目の、甲状腺がん、4点目の自殺者対策については、原発事故から3年以上が経過したにもかかわらず、今なお、多くの住民が放射線の健康影響等に対する不安、長期にわたる避難生活など、困難な状況に置かれていることは明白であり、国において原発事故の早期収束に向け、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むべきであることから、全国市長会において、甲状腺検査について検査結果の客観的な妥当性を確保する必要があることから、全国規模の詳細な比較調査を実施すること、原子力災害による放射線に対する健康不安の解消や避難者の早期帰還を促進するため、学校施設における空調設備の整備に対する財政措置を充実することなど、住民の健康確保の観点から要望するとともに、自殺対策については、直接触れておりませんが、災害援護資金貸付制度の拡充、被災者生活再建支援金の拡大、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金免除措置等、被害者の生活再建支援の観点から、さまざまな要望をしているところであります。

以上であります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市長、今答弁をいただきました。余りにも他人事みたいに考えられてるんかなと思うんですけども、大飯原発3、4号機ですね、これは判決の内容見ますと、和歌山は250キロ圏内に入るわけでありまして。もし、あそこで事あれば、この和歌山県岩出市も放射能に被曝という事態になるわけでありましてから、その大飯原発の問題について「司法の判断だから、私は個人の見解は述べない。」という今ご答弁をいただきましたが、個人の見解ではなくて、私は岩出市民の命と暮らしを守る、生命を守る岩出市長であるわけですから、個人ではないわけです。公の公人なんですね。だから、市長としての見解を求めておりますので、それについても再度答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 福井地方裁判所の判決については、議員ご指摘のとおり、人格権を優先したとしたことで、再稼働を差しとめるという判決であることは認識しております。原発事故・子ども・被災者支援法が成立していることから、国の責任において健康

対策や生活再建等、さまざまな課題について一日も早い解決を望むものであります。岩出市といたしまして、引き続き全国市長会を通じて要望をしてまいります。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 集団的自衛権のことについて、再度、お聞きをしたいと思うんですが、集団的自衛権については、これ、前の法制局長官の坂田さん、これは和歌山出身の方であります。その方が、今の安倍総理の解釈は、まともな理屈ではないということで、批判をされております。この見解について、集団的自衛権は何をするかという、他国に日本人が行って、人を殺す行為をするわけでありまして。積極的平和主義と言いながら、現実には、戦前の状態に戻していこうということでありましてから、これについての、これがもし、さらりとなれば、岩出市民が戦争に駆り出されるという事態になるわけですから、これも市長としての見解をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 先ほどから申し上げているとおり、国政に関する事項については、個人的見解は、お答えできません。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、水道料金についてお聞きをしたいと思います。

水道料金の負担金とあわせて水道料金の関係であります。現在の岩出市条例によれば、使用した水量に対し料金を納めるということであれば、一面理解はできるんであります。20立米以下を全て切り上げて、使用してない水道料まで一律に2,160円、今年度から請求して徴収をするということになっております。

公文書請求によって岩出市の回答を求めたところ、26年1月現在、20立米未満のものが2,817栓ですね、世帯といってもいいでしょうけれども、そういう2,800人から20立米を使っていないにもかかわらず、一定料金として2,100円、このときは2,100円でありまして、徴収をされていると。こういう不合理性を私は理解できないんであります。今後、岩出市としてこの問題についてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 8番目の、水道料金の2点目の使用水量に応じて徴収するよう求めるといふご質問にお答えいたします。

現在、岩出市においては、2カ月あたり20立米まで基本使用水量として一律に料金設定をいたしてございます。いわゆる、基本使用水量制をベースといたしまして、料金体系を構築してございますが、これは、県下でも多くの自治体で採用している料金制度でございます。

日本水道協会発行の平成23年度水道統計によりますと、和歌山県下の25事業体のうち、22事業体で基本使用水量制を採用しており、そのうち19事業体が基本使用水量を20立米といたしてございます。なお、和歌山県下におきましては、全ての事業体が基本料金制を採用してございます。基本料金を徴収していない事業体はございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 県下の動きについては、私も承知をしております。だから、使用していない水道料金を逆に20立米未満を一律に切り上げをすると、各節水、一面では節水と言いながら、5立米あるいは10立米、あと残り10立米は、いわゆる使わなくても基本料金として徴収される。10立米を、そしたら使い放しにしたらええやないかと、逆の効果が市民の間では言われているわけでありませう。

だから、現在の一律20立米ではなくして、5、10、15、3段階ぐらいに料金を設定して徴収をするという方法が、より現実的ではないかなと思っております。そのお考えはないのか、それが第1点。

2点目に、これは、最近の20立米未満の使用以下については、一番新しい数値をもしお持ちであれば、ここで答弁をいただきたいと思ひます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

基本使用水量を細分化してはどうかということでございます。これにつきましては、日本水道協会発行の平成23年度水道統計によりますと、岩出市における1人1日当たりの使用水量は310リットルとなっております。これを2カ月に換算いたしますと、18.6立米となります。ひとり暮らしのご家庭でも、おおむね20立米程度の使用水量となることから、基本使用水量の設定はおおむね適正であると考えてございます。

したがいまして、現行の料金体系につきましては、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現行制度を維持してまいりたいと考えてございます。

続きまして、最新の20立米以下の数値はというご質問であったかと思えます。

件数については、控えさせていただきますが、25年度の使用水量段階別につきましては、20立米未満で21.55%でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 だから、今ご答弁をいただきました。20立米未満の方が約5分の1おられるわけですね。21.55%というの、そういう人たちの負担軽減を図っていくべきだということ言ってるわけです。

逆に、その先ほども言いましたが、一方で節水、一方で20立米未満を一律に切り上げ、これは相矛盾する制度になってるわけですね。この使用数量について、21年1月現在では2,817栓ということで、これはそんなに大きく前後することはないと思うんですが、その実態であることについては、そのとおりでしょうか。

水というのは人間の命であり、大切なものであります。無駄な水の使用については、一方では私たちはやめるべきでありますし、そういう意味では、現行の岩出市の水道料金徴収については、市民の皆さんから多くの意見が出ております。私も、この際、この問題については異議申立をして、今、和歌山地方裁判所のほうに提訴をしております。裁判をすることで今進んでおりますが、それまでに段階的な取り組みをしていくということになれば、非常に市民の1人として理解できるなというふうに思っているわけでありましたが、それについての答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

約8割の方が基本水量以上でございます。これは、公平性の立場から妥当であると判断いたしてございます。基本使用水量制につきましては、水道施設を適正に維持していくために必要となる経費や、水道の使用の有無にかかわらず発生する固定費の一部を回収し、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現行制度を維持してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の8番目の質問を終わります。

以上で尾和弘一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 45 分から再開いたします。

休憩 (14時30分)

再開 (14時45分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

尾和弘一議員から発言を求められておりますので、尾和弘一議員、どうぞ発言をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再質問及び再々質問において、水道料金に関する20立米以下未満についての表現のところで・・・・との発言をしました。これについては「20立米未満を一律に切り上げ」という形に変更をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○松下議長 ご苦労さまでした。

一般質問を続けます。

通告 5 番目、9 番、田畑昭二議員、総括方式で質問を願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 9 番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、総括方式で通告に従いまして 3 点、一般質問を行います。

まず 1 点目は、動物愛護問題についてであります。

一昨年 9 月 5 日に、我が党の主張も数多く反映された議員立法による改正動物愛護管理法が公布され、昨年 9 月 1 日より施行されました。全国の状況を見ますと、自治体に引き取られる犬や猫の数は減少傾向にあるとはいえ、2011年度の数字で年間22万匹を超えており、その 8 割に当たる 17 万 5,000 匹が殺処分されているという現状があります。

このような状況を受け、改正法には自治体の目標として「殺処分がなくなることを目指して」との文言を明記し、飼い主や動物取扱業者にも動物が命を終えるまで面倒を見る終生飼育の努力義務を課した上で、自治体が引き取りを拒否できる措置を設けるなど、さまざまな対策が盛り込まれております。

そこでお尋ねいたします。

まず 1 点目は、この法改正により、当市にとりましての対応は何かとられましたでしょうか。

2 点目は、将来的に殺処分ゼロを目指すとなっておりますが、当市にとっての殺

処分の実態は把握されているか、お尋ねいたします。

3点目に、和歌山県は、平成20年から平成29年の10年間で殺処分の半減を目指し、計画の5年後の24年度までに30%減らす目標とされておりましたが、既に目標を上回る36.9%と、着実に処分頭数を減らされております。和歌山県は、さまざまな施策の中で「わうくらす」という施策を行い、人と動物の触れ合いを通じ、命の大切さや思いやりの心を育み、児童に愛護の精神を育てていくことを目的に、平成14年度から実施されており、他府県より多くの視察が来られていると聞いておりますが、こういった施策も、特に、若い世帯の多い当市にとりましても積極的に取り組むべきではないかと思いますが、市としてのお考えをお聞きいたします。

2番目に、根来公園墓地管理料についてお尋ねします。

根来公園墓地設置及び管理条例の第12条の2に「使用者は、平成32年3月末日までの管理料12万円を一括納付しなければならない。」とありますが、平成17年度から32年度末までの15年間の管理料であれば、本年からの使用者は7年間の管理料となり、公平性に欠けると思われますので、本来、管理料は年額としての納付することにより、公平性が保たれると思われませんが、市当局のお考えをお尋ねいたします。

3番目に、大池公園での事件についてお尋ねします。

本年5月8日夕方、私が農免道を西進していたところ、大池公園付近で覆面パトロールカー2台とパトロールカー数台が緊急サイレンを鳴らし、数名の警官が大池公園のほうへ走っていき、大騒ぎしている様子でありましたが、この事件について、市は事情をつかんでおられるのか、また、この事件に対し、適切な対応や住民に対する周知は行われているか、お尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員のご質問の1番目、動物愛護についてお答えいたします。

1点目の改正動物愛護管理法の対応についてでございますが、平成25年9月の一部改正では、動物取扱業の適正化、動物の所有者について終生飼養の責務、愛護動物に対する殺傷罪等の罰則強化を図ることを目的として、改正されたものでございます。

今回の見直しにより、新たに市が対応すべきものはございませんが、引き続き、和歌山県が策定する動物愛護管理推進計画に基づき、動物の飼養やふん害等で苦情

があったときには、保健所等の関係機関と連携し、指導・啓発を行ってまいります。

次に、2点目の殺処分されている実態把握についてでございますが、和歌山県動物愛護センターに問い合わせたところ、平成25年度、県全体の収容件数は3,209頭で、うち岩出保健所に収容された市内の犬猫の件数は131頭であります。また、殺処分された犬猫の件数は、県全体で3,134頭ですが、市町村別には集計していないとのことでございます。

同センターでは、収容した犬猫の譲渡を希望される方には、飼い方講習会を受講していただくとともに、事前に飼い主としての適性を確認するため、飼育環境調査を行った上で、終生飼育をしていただける方に譲渡していると聞いてございます。市といたしましては、今後とも県と連携し、安易に買わない。安易に繁殖させない。飼ったら終生飼育する。ということを経とした動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深められるよう、周知・啓発に取り組んでまいります。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 田畑議員のご質問の1番目、動物愛護問題についての3点目、和歌山県は殺処分の半減を目指し、さまざまな施策が講じられているが、その中で「わうくらす」という施策を行い、当市にとっても、この取り組みに積極的に取り組めないかについてお答えいたします。

家族同様に大切にしてきたペットは、命が全うされるまで責任を持って飼うことが大切で、人間の都合により殺処分されるようなことはあってはならないことでもあります。こういったことは、家庭での幼少期からの教育に負うところが大きいと考えます。このような考えのもと、学校教育においても、あらゆる機会を通じて命の大切さを指導するとともに、特に、道徳の時間では、命の大切さや動植物を大切にすることについて学習を深めているところであります。学校では、今後も引き続き、こうしたことの大切さについて取り組むとともに、教育委員会といたしましては、これらの取り組みの一助となるよう「わうくらす」について学校へ紹介してまいります。

続いて、ご質問の3番目、大池公園の事件についてにお答えいたします。

この事件は、平成26年5月8日午後4時ごろ、大池公園で1人の中学生が、2人の中学生に一方的に暴力をふるったという事件であります。この事件につきましては、学校と警察が連携し、加害生徒とその保護者に適切に指導を行うとともに、被害生徒とその保護者に対しても事情を説明し、解決を見ております。もちろん教育委員会へも学校から報告があり、市教育委員会から県教育委員会へも報告しており

ます。

なお、周辺住民の方々には、たくさんのパトカーが来て不安を覚えられたことと  
思いますが、本件は中学生の事件であることに配慮し、住民への周知は行っており  
ません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 田畑議員ご質問の2番目、根来公園墓地管理料についてお答えいた  
します。

根来公園墓地の管理料は、ご使用いただく墓地区画ではなく、管理事務所、水く  
み場、園路、植樹、その他共用施設についての管理に必要な経費であり、区画の使  
用の有無にかかわらず、これらの共用施設の維持管理に必要な経費に対し、ご  
負担いただく分担金となっております。

現在の管理料については、平成17年度から平成31年度までの15年間分の必要経費  
を算出した上で、総区画2,000区画で均等に分担し、公平にご負担いただいている  
ところであります。また、平成32年度以降の施設維持管理分担金については、公平  
性を考慮し、早急に検討してまいります。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の質問につきまして再質問を行います。

先日、ある新聞に香川県の丸亀市で、5月から犬の迷子の防止が殺処分の減少に  
効果があると、殺処分の約8割が迷い犬だそうです。その迷い犬の防止のために、  
狂犬病予防注射の際に、迷子札&注射済票ホルダー、愛称「安心だワンホルダー」  
の無料配布を実施しているそうです。簡単に首につけられると大変喜ばれていると  
いうことが記事に載っておりました。このように簡単なことなのですが、本市にお  
いても、少しでも殺処分が少なくなるように、こういった助成は行えないか、お尋  
ねをいたします。まず1点目。

3点目の大池公園の件につきまして、内容はよく今わかりました。ただ、非常に  
騒然とした状況でございました。そういうことで、教育委員会が所管でございま  
す議会の総務文教常任委員会のほうへの報告等はできなかったのか、それだけお尋  
ねいたします。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

迷い犬が保護された場合、犬の鑑札、注射済票が飼い主に連絡をとれる手段ということとなります。現在、市では狂犬病予防接種の集合注射会場等において、鑑札と注射済票を首輪などにつけるよう啓発を行っているところでございますけれども、まだまだつけている犬は多くないのが実情でございます。

今後は、つけやすい鑑札、あるいは注射済票、また、今、議員のほうからご提言をいただきました迷子防止のホルダーですかね、等も含めまして、また、飼い主等の意見を聞くなど、いろいろ情報収集しながら、とにかく迷い犬が保護されたときに飼い主さんに戻るよにということで、首輪には装着の徹底について検討してまいります。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

この件に関しましては、学校での早期対応、そして、保護者等の関係等の関係改善にも迅速に図られたということでありましたので、総務文教常任委員会への報告はしてございません。今後、学校へは、さらに生徒の指導ということ、青少年の健全育成ということに努めていくということを強化して、推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○松下議長 以上で田畑昭二議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、次の会議を6月27日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を6月27日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

延会

(15時00分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 6 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第5号）

平成26年6月27日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

6月26日の会議に引き続き、一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

通告6番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の質問については、福祉タクシー券制度について、子育て支援施策の取り組みとしての子育て支援券について、長期総合計画における後期基本計画についての3点について質問を行います。いずれも、住民が安心して暮らし、生活をし、希望の持てる市政づくりを進めさせるための質問です。市当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、福祉タクシー券制度の改善について質問をいたします。

1点目として、岩出市が福祉タクシー券制度を実施している理由、概念について、改めてお聞きをしたいと思えます。これまでに、福祉タクシー券制度の改善を行うべきではないかとの質問に対して、重度心身障がい児者の社会参加の行動範囲の拡大を支援するためにつくられた制度、経済的支援制度ではないとしてきていますが、岩出市において、なぜ、この制度を実施しているのか、その必要性と理由をお聞きをしたいと思えます。

2点目として、福祉タクシー券制度があっても、申請されていない方が多くある現状について、市は、どのような認識を持っているのでしょうか。平成22年度対象者数は、788人に対し、交付者数、350人、平均利用数は、3.8枚。平成23年度は、対象者は、848人に対して、交付者数、390人、平均利用数は、3.6枚。平成24年度は、対象者数は、852人に対して、交付者数、395人、平均利用数は、3.6枚。平成25年は、対象者数が、847人に対して、交付者数、388人、平均利用数は、3.8枚という状況になってきています。

平成23年から人数がふえていますが、日本共産党、市来議員が、21年度に精神障

がい者が対象になっていない、こういう点なども指摘をする中で、市当局も研究する必要がある、こう答えてくる中で、現在では、精神障がい者も対象者となってきている状況となってきています。

岩出市では、タクシーの初乗り運賃10回分となっているわけですが、平均して3.6枚から3.8枚しか利用されてきていません。どうしてなのでしょう。制度として利用できない何らかの理由があるから、このような状況が生まれてきているのです。市当局として、申請されない方が多いことや、利用回数が少ない点において、どのような認識を持っているのかを、2点目にお聞きをしたいと思います。

3点目に、このような現状となっている面において、制度自体を利用しやすい制度へ見直しをすべきではないかと考えます。実際に、紀の川市やかつらぎ町などでは、タクシー券だけではなく、ガソリン券などの導入も行われて、障がい者の社会参加や社会活動の行動範囲を広げる、そのための取り組み、これが行われてきています。

市当局は、障がい者の社会参加のための制度と捉えていると言います。だとすれば、市が行うべきことは、障がいを持っておられる方が、どのようにこの制度を改善すれば、社会参加や活動参加がしやすくなるのかを考えることです。紀の川市やかつらぎ町では、どうすれば障がい者の社会参加や行動範囲を広げることができるのかを研究してきた中で、少なくとも岩出市以上に利用しやすいような改善が行われてきています。岩出市も導入すべきだと考えますが、当局において制度見直しの考え、これはないのかというのをお聞きをしたいと思います。

4点目として、この制度は、福祉施策として、障がい者への社会参加を促す個人施策として行っているとしています。経済的支援策ではないといいながら、社会参加を促す上で、タクシー料金の初乗り料金を補助しており、対象者個人のみが使えるものです。しかし、障がいを抱えている方が社会参加を行っていく上では、家族の支えや協力が不可欠ではないのでしょうか。個人だけの施策だと捉えるのではなく、対象世帯の家族の方をどう支え、援助を行うのかが問われているのではないのでしょうか。この点での市の見解をお聞きしたいと思います。

5点目として、福祉タクシー券制度があるから申請してくださいと、市から書類が届いても、本人しか利用できず、自分で動くことができない方や、介護施設に入所されている方などは、タクシー券として使うことは難しく、利用そのものがしにくいからと、申請そのものをされていない、そういう方もおられます。

先ほど利用状況や実態の数字を挙げましたが、このような方が岩出市でどれくら

いおられるのでしょうか。現在の制度そのものが利用しにくい方に対して、どのようにすれば社会参加につながる制度となるのか、この点から見ても、現在の福祉タクシー券制度の見直しをすべきではないかと考えるものであります。

まず最初に、この福祉タクシー券制度の概念を初めとした質問を1回目の質問とさせていただきます。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

増田議員の一般質問の1番目、岩出市が福祉タクシー券制度を実施している概念についてお答えをさせていただきます。

福祉タクシー券制度は、障がい者の社会参加による行動範囲の拡大を支援するためにやっているものでございます。

2点目、制度があっても申請されていないが、多くある現状について、市はどのような認識を持っているのかについてでございますが、福祉タクシー券は、1人当たり年間10枚を配付してございます。平成25年度は847名の対象者のうち、約46%の388名の方から申請があり、3,880枚を配付しております。このうち実際に利用されたのは、1,489枚で、約38%の利用率となっております。

これらのことから、この制度を拡大する必要性はないと考えてございます。

3点目、ガソリン券の購入についてでございますが、本制度は、障がい者の社会参加のための行動範囲の拡大を支援するためにやっているものであり、個人負担軽減を目的とした経済的援助を行う施策ではございませんので、導入は考えてございません。

4点目、対象世帯への負担軽減施策として捉えるべきではないのかについてでございますが、本制度は、障がい者の社会参加のための行動範囲の拡大を支援することが目的であり、個人の負担軽減を目的とした経済的援助を行う施策ではございません。

5点目、制度内容の見直しをすべきではないかについてでございますが、本制度は、障害者総合支援法による、通院、通所等のための通院等乗降介助サービスに加えて、これら以外の用件での外出を支援し、障がい者の社会参加を促進するものであり、移動手段を持たない方に対して、移動手段を提供する制度と考えてございます。

家族の方が送迎する等に対する経済援助といった制度の創設は考えてございませ

ん。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えをいただきました。

これまでの答弁と何ら変わらないという答弁だったと思います。しかも、私は、問題なのは、今、25年度の時点で、38%も利用者がある。だから見直す必要がないんだと、こんな答えでした。

この視点から見ると、本当に岩出市の福祉という部分において、福祉部自体が障がい者の社会参加を促進する、こういう点で改善策をとろう、考えよう、こういう気が岩出市当局にあるんでしょうか。私は、全くないのではないかと、そういうふうにしかとれません。そういう点では、本当に安全安心のまちづくりを初めとして、市長が日ごろから常々言っている、市民の暮らしをよくしていく、そのためにわれらは頑張っているんだというような視点からも、これは外れているんじゃないかというふうに、本当に思うんです。少なくとも、このような現状がある中で、今の福祉タクシー券制度にこだわる、こういう理由は、私はないと思います。

改めてお聞きをいたしますが、どうすれば、このような現状を変えていくことができるのか、当局として考えていること、手だて、方向性、どういうものがあるのかお聞きをまずしたいと思います。

2点目としては、この福祉タクシー券制度で、紀の川市では、100%とは言いませんが、約8割の方がタクシー券制度とガソリン券制度を利用されて、8割の方が利用されてきている、こういう現実があるんですね。それに比べて、岩出市は4割未満。倍近い差があるんですよ。

なぜ、こんな状況が生まれるのか。私はそこにしっかりと行政として、そういう障がいを持っておられる皆さんの、そういう弱い立場に立って、心を砕いていく、助けていく、それこそ市が言う移動手段、これをしっかりと手助けしていく、そういう視点が要るんじゃないんでしょうか。

岩出市として、この紀の川市なんかで、岩出市の倍、こういう福祉タクシー券制度が使われている、こんな実態、岩出市としても状況をつかんでいると思うんですが、こういう点などについては、当局としてどのような、ええなというふうに思われているのか、それともどんなふうに考えておられるのか、見ておられるのか、感じておられるのかね。岩出市もやっぱり紀の川市さんなんかを見習って、そういう

利用率を高めていく、そういうふうにはせなあかんというふうに考えておられるのか。そういう点、お聞きをしたいと思います。

3点目としては、今のこういう現状を変えていく、こういう点では、なぜそのような要因が生まれてくるのか。先ほど私も言いましたけれども、利用者にとって、なぜ使い勝手が悪いのか。こういうような、市民の皆さんに対して声を聞いていく。例えば、アンケートなんかもとって、どのように改善したら使いやすくなるんでしょうか、こういうようなアンケートこそ必要ではないんでしょうか。

そういう点については、市として、この間、一貫して、こんなアンケートなんかに取り組まないと、する必要がないんだということを言われて続けているんだけど、そういうアンケートをとらないんでいいんだという、この理由はなぜなのか。この点、お聞きしたいと思います。

以上、3点、お聞きを、改めてお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。どうすれば、社会参加を促進できるかということでございますが、この制度は、先ほども申し上げましたように、障がい者の社会参加による行動範囲の拡大を支援するということで行っていると、こういう目的で、この事業はございます。

現在、障害者総合支援法というものが既に施行されて、それに基づく障がい福祉サービスを実施してございます。それは、いわゆる地域社会における共生の実現に向けた新たな障がい保健施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律であるということで、共生社会の実現ということ掲げてございまして、それについては、本市におきましても、障がい福祉サービスを実施してございます。

そういう意味の中で補完する制度として、市単独でこの制度があるということでございます。したがって、考え方につきましては、変えるつもりはございません。なお、利用の関係でいきますと、引き続き、この制度のあることの周知は、それは積極的にやっていく必要があるのかなど、このように考えてございます。

それから、ガソリン券のお話がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、ガソリン券の補助というのは考えてございません。

それから、アンケートの関係でございましてけれども、障がい者の方が窓口に来られたときに、そういう市民の声という部分では、お聞きをしてございますので、改

めてアンケートをとるようなことは考えてございません。

以上です。

○増田委員 紀の川市なんかの点をどう感じているのか、というのをお答えいただいたのかな。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 紀の川市のガソリン券の件でございますか。

市として、この制度は、先ほども申し上げたように、社会参加を促進するという  
ことで、ガソリン券自体のいわゆる補助というのですか、ガソリン券を申請に基づ  
いて交付するようなことは考えていないということで、先ほども制度の趣旨につい  
ては、お話しさせていただいているところでございます。

紀の川市は紀の川市の事情があって、ガソリン券を交付されているんだろうと思  
います。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 アンケートなんかも、窓口に来られている方には、アンケートをとって  
いるんだということでした。

私は、それで市民の皆さんの声が反映できるとは、私は思えないんですよ。なぜ  
ならば、この福祉タクシー券制度そのもの自身を利用しにくいという方は、家から  
出られない方なんですよ。だから、そういう人たちの声は、窓口に来られていると  
いう人から、これは漏れているという形なんですね。だから、現実的には、本当の  
意味での市民の声を聞いて、改善できるというような状況にはつながらないと思う  
んですよ。本当に利用されない、そういう方の声を聞いてこそ、改善が私はでき  
ると思うんです。

そういう点でいうたら、窓口だけではなしに、対象者全員の方に出すということ  
は考えないのか。また、なぜそういうことをしないのか。その理由をお聞きをした  
いと思います。

それと、盛んに移動手段を手助けするために、この制度を行っているんだという  
ことを言われています。こういう点では、市長自身が策定された長計の中なんか  
においても、この自立と社会参加のまちをつくるんだという、この項目の中に、基本  
方針として、岩出市障害者計画の基本理念では、障がい者の全人権的復権と、障が  
いのある方が障がいのない方と同じように生活をし、ともに生きる社会の実現を基  
調に、人権尊重の視点に立った施策の推進により、障がいがある方であっても、そ

それぞれの地域で自立した生活を送ることができ、また、全ての人がともに生きていける共生社会の実現を図るため、関係機関とネットワークを構築し、相談支援体制の充実強化、就労支援に連帯して取り組みますと、こう書かれています。

そして、この相談支援体制の充実強化という部分の中においては、相談支援事業を初めとする地域の障がい者福祉サービスを円滑に実施しますと、これ以外にも在宅障がい者が自立した生活が送れるよう、地域生活支援事業の充実を図りますと、これ、はっきりと書かれているんですね。

ところが、岩出市がやっているというのは、現実には、こういうことを盛んに言うんだけど、充実支援策を全くとろうとしない、改善策をとろうとしない、こういうような状況ではないのでしょうか。

市長にお伺いをしたいと思うんです。みずからがこういうふうにお書きになっているやつを、なかなか岩出市では充実がされてきていないんです。この点については、中芝市長として、こういうような施策の充実、こういうことを目指していく、こういう点については、改善策を図っていく、この福祉タクシー券制度の面においても改善を図っていくというようなお考えはないのでしょうか。充実を図ると書かれているんですからね。

だから、そういう点では、まさに、言うていることと、やっていることと違うんじゃないのでしょうか。書いていることと、やっていることは違うんじゃないのでしょうか。

この点について、市長に、こういった福祉施策の充実という面では、どうお感じなのか、再度お聞きしたいと思います。

○松下議長 市長。

○中芝市長 おはようございます。

増田議員の再々質問にお答えをいたします。

福祉部長、答えたとおりでございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

対象者全員に意見を聞かないのかということでございますけれども、障がい者の方につきましては、本人来られん場合は家族の方が来られたりもしますし、また、手帳交付時に、こういう形での制度がありますよというようなお話もさせていただき、意見も伺うような形にしてございます。そういうことで、改めてアンケートをとる必要はないと、このように申し上げたわけでございます。

それから、長計の関係で、施策の充実のお話がありましたけれども、この障がい者施策につきましても、支援費制度から自立支援法、現在、総合支援法と、法律が変わってきてございます。参考までに申し上げますと、障がい者施策の関係で、平成20年度で3億5,500万円、これは事業費総額でございます。それが平成24年度、6億4,000万円ということで、倍近くに事業費が膨らんでいるということからしても、施策の充実は図っていると、こういうことでございます。

以上です。

○松下議長　これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　2点目の、子育て支援策の取り組みについて質問を行います。

栃木県大田原市では、平成19年から商業の活性化とあわせ、行政の子育て支援に要する経費として活用できる子育て支援券、子育てチケットを実施しています。一般的な金券と異なり、利用に応じて一定割合の金額を基金に積み立て、それを各種の子育て支援に要する経費の原資として活用しています。

大田原市が子育て支援券を導入した背景には、幹線道路沿線に郊外型大規模店や飲食店が進出した一方で、商店経営者の高齢化、後継者不足などから商業の空洞化が起きてきたことや、共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進展などにより、子育て世帯と地域社会のつながりが希薄化し、社会全体で子どもを大切に育てることができる環境づくりのために、家庭、学校、地域、企業等との連携を強化する必要がある。次代を担う子どもを安心して産み、子育てに喜びや楽しみを感じられるよう、経済負担の軽減やバランスのとれた子育て支援が必要な状況となってきたからだとされています。まるで、今の岩出市の状況と同じではないかと思うんです。

大田原市の子育て支援券制度の内容や仕組みは、額面1,000円券と1万円券の2種類があり、市民が支援券を購入し、取扱店で利用すると、取扱店が換金する際に、換金額の1%を手数料として負担していただき、子育て基金に積み立てます。行政も同額を積み立てることを行い、子育て支援券の2%分のお金が基金にたまる仕組みとなっているものです。市民が子育て支援券を利用すればするほど、子育て基金にお金がたまる、こういう仕組みとなっています。

この間、毎年、基金にお金がたまり、大田原市では、少子化対策や子育て支援事業の費用に充てて、予防接種や最近では学校給食費の負担軽減、こういうことにも

活用されてきているということです。

私は、岩出市においても、このような他の自治体のこういった制度、こういうものなんかも、もっともっと研究もしていく、そして、そういうものなんかも調査や研究を行って、この岩出市においても子育て支援策につなげていく、こういうことが必要ではないかというふうに、私は思うんです。

この点について、市当局の、こういった制度についての認識やとらまえ方、これをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの質問に対して、市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員、ご質問の2番目、子育て支援施策の取り組みをについてお答えいたします。

大田原市の子育て支援券は、ユニークな取り組みであると認識しております。大田原市においては、市が子育て支援券の前身となる地域商品券を発行しており、これを平成19年度に子育て支援券として位置付けたものでございます。この地域商品券は、地元商業の振興を目的として、当初より取り扱い事業者の手数料負担が想定されており、平成19年度より、その収入の用途を子育てに限定したものでございます。

岩出市においては、子育て施策のために地元事業者に新たに負担を求めることとなるため、現在のところ同様の制度の導入は考えてございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1回目の質問では、あえて、この支援金制度の概要、こういうものだけしか説明はしませんでした。そして、返ってきた答えが、新たに事業者に負担を与えるから、岩出市ではやる必要がないと、こういうことでした。もう考え方の違い、行政の取り組みの姿勢の違い、本当に違いがあるなというふうに思います。非常に残念です。

私は、これはぜひとも当局に改めて調査や研究、これを私は行ってもらいたいと思うんです。大田原市で、なぜこの制度をやっているのかと。本当に新たに企業に、企業というのか、新たな業者さんに負担されているものなのか、実際に市民に喜ばれている、そういった制度なのか、そういうことなんかも、私はぜひとも調査、研究を行っていただきたいと思うんです。

どこまで、そういう部分でいうと、研究されてきたんですか。もう本当に上辺だ

けで判断されたんじゃないんですか。本当の実態、どのような状況、調査や研究もしないで、そういうことを言われているんじゃないでしょうか。

大田原市でも、最初は、こういう支援金制度、これをつくっていく、こういう部分の中では、もともと大田原市には、地域商業の活性化、こういうものを目的とした一般的な金券制度、こういうものなんかがスタートしたそうです。平成18年にスタートされたそうです。しかし、こういう部分だけでは、実際の地域経済の活性化、これはなかなか図りにくいと。

こんな中で、市長が、もっとええような対応ないやろか、職員にいろんなことを考えるべきじゃないかと、市長自身もこんな発想どうやろかと、市長みずからが発信をされて、こういう基金なんかも積み立てて、市が同額の商品券と同額の手数料なんかも基金として、行政も一緒になって積み上げていく、こういうことをやろうやないかという発想が行われて、そして、いろんな商工会や、また、観光産業を初めとして、福祉部局、こういうところなんかも、この制度、こういった金券制度を、さらに発展させようやないかというところから、この制度がこれ生まれてきたんですよ。

そして、今では、この平成19年10月から平成24年度末、こういうところで、約1,200万円、これお金ができてきています。そうしたお金を、おたふく風邪とか、B型肝炎、こういった子育て支援券のそういう部分に、市民の負担軽減、そのための財源として、これ使われてきているんですよ。

こうした法定外予防接種の接種料金の一部助成、また、健康被害が生まれたと、そういうのが生じたと認定された場合には、こういう補償、こういうものもされてきています。そして、平成22年度、ここからは、学校給食費、この補助にも新たにこういったお金を使うていこうやないかと、子どもらのために、この財源、活用しようやないかという形で、市民の負担軽減策、これをとられてきているんですよ。

また、24年度、ここでは、復興支援、住宅エコポイント、こういった商品の登録もする、平成25年度は、木材利用ポイントの商品、こういったものなんかも登録をされて、実際には、復興支援とか住宅エコポイント、約半数の部分が、この大田原市以外の方が利用されて、大田原市の消費拡大、要するに市民の経済、生活、これも助けていく、こんな制度となってきた、大きな影響を与える、こんな状況なんですよ。

大田原市の産業振興部の主査、阿久津和寿さんという方がおられます。この方は、子育て支援券制度の導入から6年が経過をしてきたが、さまざまな施策の効果を最

大限に引き出し、地域の活性化や子育て環境の充実を図る子育て支援券を、さらにPRしていきたいと、こう話されてきているんです。

こんな他市の制度、当局として、調査、研究が必要じゃないんでしょうか。生活福祉部としても、まさに、子育ての施策の一部として、直接は、この券の制度をやっているのは、担当となるのは事業部です。そういった事業部とも力を合わせて、これやっていくというのが、岩出市が行うべきものではないでしょうか。

今回、この質問をしたときに、これ1回目の答弁で、事業部からの答弁がありませんでした。この点では、まさに、こういった、そういう他の施策、自治体の施策に対しての取り組みや内容、まさに、そういう点でいうたら、岩出市として全くそういうのは考えない。関係ないんやと、そんな状況だと、私は言わざるを得ないと思うんです。同じ大田原市というのは、そんな20万も30万も人口があるようなまちじゃありません。岩出市よりも一回り大きいぐらいの7万5,000~6,000だったと思うんですよ、人口は。

しかも、先ほども言いましたように、全く岩出市と同じような、郊外にどんどんどんどん商店なんか大型店が出てくるとか、そういう点、地域の希薄化、よく市長なんかが市政懇談会なんかでも盛んに使う言葉、それと同じような状況が岩出市、まさに、この大田原市と岩出市と同じような状況だと私は思うんです。

そんな点においては、やはり自治体として、本当に、本当の意味で、この地域を活性化させていく、市民生活をよくしていく、そういう取り組みの姿勢、ここに大きな違いがあるんじゃないかというふうに私は考えざるを得ません。

こういう点では、事業部長、福祉部では、こんなん関係ないやんと、こんな答弁でした。大田原市では、こういう福祉部と事業部、そういうところがぴっちりと手を結んで、自主財源の確保、こういうものをできるんだと、そういう位置づけで、この財政難の中で、新たな財源を生み出していけると、そういうことにもなるんだという、そういう位置づけを持って、これ取り組んできているんですよ。

よく言うんじゃないですか、財源がない、財源がないんだと、自主財源の確保は大変だと。この、私、紹介した制度、自主財源の確保ができるものです。同時に、子育てのための市民の負担軽減策にもつながる、こういう制度です。事業部として、今後も調査や研究、そういうことはお考えになりませんか。この点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

財源ということで、大田原市の子育て支援券は、取り扱い事業者の手数料ということで、事業者から、そういったものを強いています。それで、今、岩出市では、よく似たようなことで、岩出市商工会が発行しますプレミアム付き商品券というのがございます。これにつきましても、現在、岩出市商工会の現状で2%の手数料を事業者より負担いただいているということで、これ以上、事業者に手数料の負担を求めることはできないものと考えております。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 事業部長ね、私、調査、研究をすべきだと言ったのは、そういった部分なんかにおいて、じゃ、最初も言ったんだけど、一般的な金券と違うんです。いろんな、もともと大田原市でも、こういう一般的な金券があったんだと。そんな中で、改めて、こういうような制度にされてきたんですよ。そういうことも含めて、なぜ、事業部長が言われたような、そういう手数料の金利、そういう部分なんかも、どういような形でされてきたのか。そして、業者さんなんかに、どういような形で、それを一般的な金券から、この子育て支援券に、子育てチケット、こういうものになってきたのかと。どんな努力をされたのか。他の部局なんかとも、どういような連携をとってやってきたのか。商工会とか観光協会とか、いろんなこと苦労して、いっぱい努力をされて、そして、こういうような制度が生まれてきたんですよ。

新たな負担、生じるから、こんなできません。単純に、こういうふうを考えるんじゃないに、制度そのもの自身、ここの大田原市では、さっきも言うたけれども、産業振興部の方なんか、胸を張ってよ、堂々と、うちの市では、こんな制度あるんですよと、これ言うているんですよ。立派な制度ですよ。そういうところに学ぼうとしない、また学ぶ努力をしない、それでいいんですか。私は、今の岩出市において、本当に自主財源の確保なんかもやっていく、そういう点では、こういうよその取り組みこそ、学んでいくべきだと本当に思うんです。

そういう点では、もう今後一切、こういうような他の自治体、こういった取り組みは岩出市として考えていかないんですか。そして、事業部として、新たに、こういう自主財源の確保、それをしていく上には、じゃ、逆に言うと、どんな制度なんかを事業部として考えておられるのか。この点、改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、大田原市というのはどういう街かということを知っていただくために、少し説明をさせていただきます。

栃木県の北部にありまして、平成17年に1市1町1村が合併をした市でございます。合併当時は人口7万9,000人余りが、ずっと10年間ぐらいの間に減少してきて、現在、7万5,500人ぐらいになっています。高齢化率は、平成23年で約21%、市内には工業団地が8カ所できています。結構、大手の企業が進出をしております。市の特産品は、地酒であったり、漬け物、こういう農業のほうも、田舎部ということで、農業の盛んなところで、ちょうど紀の川市なんかも工業団地できていますけれども、ああいう街を、紀の川市をイメージしてもらったら、近いのかなというふうに私は感じております。

そこで、今、増田議員、おっしゃられた、この子育て支援券の取り組み、前身は平成14年からずっとやってきていまして、年間、1億5,000万円ぐらいの売り上げということらしいです。ですから、その1%は150万円、市がその同額を出していますから、300万円になるんですね。もともと恐らく、何らかの形で基金というのがあったように思います。平成25年度末の基金残高は、1,335万6,921円、このうちから300万円を取り崩して、子育て支援に回しているということです。

1億5,000万円の売り上げがあるんですから、私は、これはすごい経済効果は出ているというふうに思います。ただ、さっき住宅のエコポイントのお話もされておりましたけれども、市のほうで、担当の方等に聞くところによったら、そういう進出している企業等々に物すごく協力をいただいていたり、市の職員も結構協力をしているみたいです。その300万円が、効果ゼロとは言いませんけれども、そういう形でされている部分やということで、ひとつ認識いただきたいんですけども。

じゃ、岩出市でそのことを、今、商工会でプレミアム商品券、こういった取り組みやっていますけれども、このほうで、もっともっと経済波及効果を出していく方向で、今、やっている部分をもっとさらに前進させるといったほうが、効果は大きいんじゃないかなというふうに思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○松下議長 これで増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願ひます。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の質問として、長期総合計画における後期基本計画について質問をしたいと思います。

岩出市では、長期総合計画が基本構想の目標年次を平成32年を目標として計画がされています。基本計画として、平成27年度、2015年度までの計画として、市民にもIWADÉ CITY、第2次岩出市長期総合計画「活力あふれるまち、ふれあいのまち」の冊子が岩出市から市民に配られてきています。今後、後期基本計画が作成されていくわけですが、この間の取り組みにおいては、どのような点で、反省点としてあるのか。基本計画では、5章にわたって計画がつけられ、第1章で、住んでよかったと思えるまちづくり、第2章で、安全で安心して暮らせるまちづくり、第3章で、笑顔あふれるまちづくり、第4章で、元気で健康なまちづくり、第5章で、地方分権改革の行財政運営となってきました。この冊子にしっかりと、そういうことが書かれているわけです。

後期基本計画を作成する上では、この間の取り組み面をどう見るのかと、計画がどこまで進んだのか、達成状況はどのようなものなのか、達成できなかったのはどうしてできなかったのかなど、市としての分析、解析が必要となります。この点では、岩出市として、どのような分析を行っているのでしょうか。後期計画をつくる上で、これまでの取り組みの反省点はどのようなものがあると捉えているのか、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、重点施策面においては、前期の計画では、どのような点を重点施策として取り組んできたのか。その結果はどう捉えているのか。積み残しがされているとすれば、後期計画においては、どのように取り組んでいこうと考えているのでしょうか。

中芝市政として、岩出市民の生活をどのように改善し、暮らしを守る政治を行おうと考えているのか、住民生活の改善、岩出市民に対する施策推進、暮らしを守るための重点施策について、後期計画でどう位置づけ実行していくのかお聞きをしたいと思います。

3点目として、後期計画をつくる上では、岩出市の特性である県下一若い町としての施策の推進こそ、行うべき重点課題ではないのでしょうか。少子高齢化社会、人口減少が進む中で、若い町として子育て世帯が多く住み、人口については、平成12年までは1,000人を超える増加を経て、平成17年からは大体350人前後ですが、今もふえ続けているという状況です。

このような若い町で、町の宝というべき子どもに対する子育て支援面では、子ど

も医療費助成制度は他の自治体と比べて、制度は貧弱です。教育面でも、大規模化となりながら、適正規模化への改善が図られない中学校、暑さ対策面でも、クーラー設置を積極的に進める他の自治体と比べ、岩出市では必要がないんだという姿勢を貫いてくる中で、医療分野、教育分野を初めとした子育て支援面などにおいては、他の自治体と比べても格差が生じてきている、こういう状況だと思います。

笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくりを進めるとしてはいますが、子育て支援策の充実こそ、今の岩出市に求められている重要課題ではないのか。中芝市政において、子育て面における点は、そもそも重要課題と認識されているのかどうか。また、今後、子育て面では、どのような改善を図ろうとしていくのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の後期基本計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、取り組み面での反省点についてです。

前期基本計画の計画期間は、平成27年度末でありますので、現段階の状況でお答えしたいと思います。

前期基本計画の計画期間における実施計画に掲げた事務・事業につきましては、平成23年度で324事業、平成24年度で349事業、平成25年度で310事業であります。実施計画に掲げた事務・事業につきましては、継続事業を含めて、おおむね着手または完了してございます。

反省点というご質問でございますが、総括作業につきましては、これから進めてまいります。

次に、2点目、重点施策についてですが、後期基本計画は、平成28年度からの5カ年のまちづくり方針となるもので、策定に当たりましては、前期の5カ年の進捗・成果、それから、今後5カ年の社会経済状況等の時代背景を見通して策定することになります。その中で、まず必要なことは、基本構想に掲げたまちの基本課題の検証作業であります。前期計画における取り組み状況や成果を踏まえた上で、分析を行うということになります。

また、住民意識の把握ということは不可欠でございまして、住民意識のアンケート調査、また、市政懇談会での意見・要望も重要な参考資料ということになります。

それから、国の政策等による社会経済状況の変化をどのように見通すかということでございます。重点施策ということでは、こういった作業を経た上で、引き継ぐ

べきものは引き継いでいくとともに、新たな国の動向等も踏まえて考えてまいりたいと思います。

3点目、県下一若い町としての施策を推進すべきということですが、岩出市が人口増加している要因の1つとしましては、商業圏の充実であるとか、交通の利便性の高さによります日常生活のしやすさということもありまして、都市基盤整備のあり方というのも重要な要素でございます。

子育て面におきましては、社会保障制度の改革などが行われておりまして、国の動向に注視していく必要があります。後期基本計画の策定に当たりましては、反映できるものは反映させていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 増田議員ご質問の3番目、長期総合計画における後期基本計画についての3点目、岩出市の特性である県下一若い町としての施策を推進すべきではないかと考える。子育て面では、医療分野、教育分野を初め、ほかの自治体との格差が生じている。笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくりを進めるとしているが、今後の対応はについてお答えいたします。

議員ご質問の中で、中学校の規模やエアコン設置に関する点を例に挙げられ、ほかの自治体との格差というご指摘がありました。学校規模が大きいことをもって、ほかの自治体に比べて劣るとは考えておりません。本市では、加配を活用したきめ細やかな指導や、生徒のニーズに対応できるたくさんの部活動など、大規模校ならではの利点を最大限に生かした指導を展開しているところであります。

さらに、子どもの安全確保が最重要との観点から、ほかの自治体に先駆けて、校舎の耐震化を完了したり、本年9月から各小学校へ岩出図書館の司書資格を持った職員を派遣したりするなど、ほかの自治体にはない施策も実施しており、総合的に見て格差はないものと考えております。

また、エアコンの設置についても、ご指摘がありました。各自治体では、予算や教育施策の優先順位等を総合的に勘案しながら諸施策を進めており、本市においても同様であります。

そのような中で、エアコン設置につきましては、これまでも市議会の議員の皆様からのご質問でお答えしてきたとおりでございます。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 再質問を行います。

岩出市、これをどう住民が暮らしやすいまちにしていくのかという点では、この計画は本当に大事だと思います。また、まちづくりという、そういう計画については、市民生活にも密接にかかわってきますし、この長期計画については、道路や下水道、河川などを初めとしたインフラ整備、福祉面や教育面、防災や防犯対策などを初めとして、岩出市民に対して、中芝市政が目指す方向を決めていく、こういうものです。

今回、この中の部分において、岩出市の特性、一番の特性である子どもたちという、子育て面から見て、今回は質問をさせていただいたわけです。この中では、今、答弁がありましたけれども、自治体ごとに違いがあるんだと、要はそういうことだと思うんですね。しかし、実際には岩出市の現状を見てみると、子育て支援策という面では、今でも他の自治体と比べて格差が生じてきていると、こういうわけです。今後はますます他の自治体も、そういう点では力を入れていく、こういうことになってくるとすれば、岩出市が今の現状をそのまま捉えていくということになれば、ますます格差が開いていくのではないのでしょうか。そのためにも、やはり改善策なんかがとられる必要がある、こういうふうに私は思うわけです。

同時に、こういった点で、いわば子どもたちを初めとして、今度のこの後期の計画を立てていくという面において、例えば、子どもたちやお年寄り、障がい者なんかを初めとした社会的弱者という方に対するそういう施策、そういうような点においては、中芝市長として、基本的な考え方とか、取り組んでいく方向、こういう点はどのように感じておられるのかをお聞きをしたいと思います。

もう一点は、前期の計画においては、岩出市の職員の方も、積極的にこの計画をつくっていく、こういう中で、作成というのがされてきています。よくコンサルタントなんかにも委託をして、全面的に職員が余りかかわらないというようなことが多い中で、岩出市自体は、職員さんなんか積極的にこの間、かかわってきて、この計画なんかがつくられてきたという状況だったと思います。今回の、今後のこの計画なにかについては、どのように対応というのを考えておられるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

3点目は、地方自治法の改定、これによって、議会の議決事項でなくなったという状況が生まれてきています。東京の清瀬市というところなんかでも、こういう計画をつくっていくという点なんかでも、地方自治法の第2条第4項という部分で、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における

総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという、これまでこういうような規定があったやつが削除されましたということによって、議決事項ではなくなったんだということがあるけれども、こういった清瀬市なんかでは、法改正によって基本構想の策定義務が撤廃されたとはいえ、まちづくりを進めていく上での指針となる中長期的な計画は必要だということで策定をしていくんだということなんかも、ここがされているように、他の自治体なんかでもしっかりと計画そのもの自身をつくっていくというようところが、本当に私は多いと思うんです。

そんな中で、より、市民の声、これを反映していくという、こういう対応が必要だというふうに思うんですね。こういった計画をつくっていく審議会に、一般の市民、この一般の市民を募集して、こういう審議会を構成していく、こういう自治体もたくさんあります。そういう点では、岩出市でも、こういった一般市民の公募ということも行われてはどうなんでしょうか。

この点、3点について改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、後期基本計画を策定していく上での、その子育て面の問題であります。

今回、その後期計画をつくっていく上で、ちょっと注目しておりますのは、先般、日本創生会議のほうから、人口減少についての報告がなされております。これにつきましては、国において、経済財政諮問会議の下に選択する未来委員会というものを設置しております。この中で、政府目標を盛り込んだ中間報告というのがまとめられてございます。

この中間報告では、今後、集中的に対策を講じ、出生率を2.07程度に引き上げることを目標に、出産子育て支援策を拡充し、出生率の向上を目指すとともに、高齢者に手厚い社会保障の予算を見直して、財源を捻出し、子育て世代に重点配分すると、こういうことで出されてございます。

岩出市としましても、今のところ人口は増加しておりますけれども、減少問題というのは避けられない問題でございます。この国が行う人口減少対策の動向には注視していく必要があると考えておまして、後期基本計画に反映できるものは反映させていきたいと思っております。

それから、後期基本計画を策定する上で、職員ということでしたが、も

ちろん、これにつきましても、全庁体制で後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

それから、義務づけ、枠づけの廃止のお話でしたが、この廃止というのは、地方分権改革の中で、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたと捉えてございます。

今後、どうしていくのかということですが、一定規模の業務と社会的責任を有する組織、業務を計画的に行うためには、業務全体を対象とした計画を策定するということは、これは行政に限らず不可欠であると考えてございます。地方自治法が改正されたからといひまして、計画を一切考えない市町村はないというふうに考えてございます。ただ、人口規模の大きい小さいといういろいろな形がありますので、地域の実情に応じて計画のあり方も多様化してくるのではないかとこのように思います。

そういうことで、中長期的な方針ということについては、市民の皆様方と共有してまちづくりを進めていくための基本となるものでございますので、長期的な計画の必要性ということについては考えてございます。

それと、もう一点、後期基本計画を策定するに当たって、審議会で公募という話でしたが、長期総合計画、基本構想と基本計画を策定するに当たっては、岩出市長期総合計画審議会の条例というものがございまして、構想と計画を策定していく上では審議会を開催しまして、市民の皆様方にも参画をいただいておりますが、後期基本計画の策定については、その構想を実現するために、前期を引き継いでいくものと、こういうことでは、庁内の本部会において、全庁体制で検討していくと、こういう形になります。よろしく申し上げます。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、審議会のお話もありました。前回、この計画をつくられていくという部分の中の審議会、これは29名で構成されてきています。今も条例の規定というのは、30名以内と規定されており、こういう点では、その対応というのは、公募という方なんかも、数は少ないんですけども、条例改正をやって、もっともっと一般公募の人を入れていくということも大事ではないかと思うんですが、仮に、この条例改正をしなくても、公募の委員さんというのは入れられるんでないんでしょうか。また、前期においては、審議会、このメンバーというのは、決めていかれたわけなんですけど、その点においては、後期計画を策定していく、その審議会のメンバーで

すね。この点については、そのまま同じ各種団体の、そういう方を対処されていくのか、それとも若干の見直しなんかがあるのか、その点についてお聞きをしたいと思うんです。少なくとも、公募していける、そういうことはできる状況だということとは申し上げたいと思うんです。そういう点で考慮なんかはされないのか。

その点と、第2次の長期計画については、策定のための本部会というのが、平成21年5月から12月に行われてきています。そして、第1回の審議会が同じ平成21年12月に開催をされて、それから、約1年弱の平成22年10月に答申が出されてきています。こういう点においては、この後期計画を作成していく上での、そうしたスケジュールですね、本部として、審議会に出す素案、これを大体いつごろまでに、その案を本部としてつくっていく計画なのか、そして、また、審議会においては、大体いつごろぐらいから始められるというふうにお感じなのか、そういうタイムスケジュールですね。その点、どのように感じておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、条例の改正、公募の方を入れたらどうなど、こういうことですが、これについては、今後の検討課題といたします。

それから、今後のスケジュールというお話がございましたけれど、ちょっと認識が、さっき私説明させていただいたんですけれども、審議会は、今回は開催はいたしません。本部会の中で検討するというのを先ほど答弁させていただきました。ですから、本部会の中で、これは庁内の中で全庁体制で検討するというございます。ただ、当然、前期の部分での成果という面では、市民の皆様方のご意見をお伺いする必要がございますので、これについてはアンケート調査を実施します。

それと、議会へというお話がありましたけれども、これは私どものほうでは、議決事項というふうには考えてございませんので、議会のほうへ提案することについては考えてございません。

○松下議長 これで増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時5分から再開いたします。

休憩

(10時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番、市來利恵議員。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。

議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、初めに、子どもの発達や教育、幼児期から青年期まで継続した支援体制についてであります。

発達障がいとは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、そのほかこれに類する脳機能障がいであって、その症状が通常、低年齢において発現するもの、発達障害者支援法における定義第2条よりと定義されております。これらのタイプのうち、どれに当たるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもあります。大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった、その人自身に目を向けることが一番大事であること。そして、その人その人に合った支援があれば、誰もが人間らしく、自分らしく生きていけるといえることです。

発達障がいとは、生まれつき脳の発達が通常と違っているために、幼児のうちから症状があらわれ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。成長するにつれ、自分自身の持つ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることもあるかもしれません。ですが、発達障がいとは先天的なハンディキャップではなく、一生発達しないのでもありません。発達の仕方が通常の子どもと異なっていますが、支援のあり方によって、それがハンディキャップとなるのかどうかが決まると言えます。早期に気づき、その人その人に合った対応をすることが大事だと言われています。

また、保護者へのかかわりも重要となってきます。あくまでも、支援等の施策を講じるに当たっては、本人を含め、保護者の意思ができる限り尊重されなければなりません。障がいに対する理解や子育てに関することなど、常に、悩みを抱えないようにすることも必要です。

そこで、大事になってくるのが、早期の発見と支援体制ですが、1点目の質問として、現在の岩出市の取り組みについてお伺いいたします。

1、幼児期の相談窓口、また対応、そしてその後の支援についてどのようにしているのか、2、学齢期の相談窓口、対応、そしてその後の支援について、3、青年期の相談窓口、対応、その後の支援についてお聞きします。

2点目は、各機関との連携についてであります。

保育所入所前から、そして、保育所または幼稚園、公立、私立、市外保育所に入園するとき、また、そちらから小学校に上がるとき、小学校から中学校に上がるとき、子どもの成長とともにかかわりを持つ大人は変わってまいります。成長とともに支援についても変わってきますが、各機関の連携について、どのような対応を行っているのかをお聞きします。

3点目は、支援体制についてです。

これまでに、子どもの発達について、市民の方から相談が寄せられております。具体例を挙げますと、子どもの発達について、保育所で指摘され、市の相談機関、専門家の指導のもと、支援を受けていましたが、それも今後、継続、観察ということで終了し、保育所から小学校へと入学しました。入学してしばらくして、学校から発達について指摘され、専門家にかかるように言われ、行きました。ところが、その専門家もこのまま様子をというふうな形で継続という形になり、心配ないというふうに言われたそうです。その旨を、今度は学校に伝えると、また、違う専門家を紹介され、行ってきてくださいと言われた。その保護者からは、一体何を信じていいやら、誰を信じていいやら、どこに相談したらいいか、どうしたらいいのか、たらい回しされているみたいでというふうに悩んでおられました。

また、別の例では、市の乳幼児健診で、発達について指摘を受けました。しかし、そのことを通っている園に伝えると、先生から、大丈夫ですよと言われ、どっちを信じたらいいのかと悩んだというお話も聞いております。

子どもを持つ親にとって、発達への指摘に対し、理解し、受けとめることはつらいことです。しかし、早期の専門化に相談し、問題がなければ安心するし、問題が発見されれば、素早く対応することができます。一番大事なのは子ども。しかし、なぜ先ほど述べたように、保護者がいろいろと戸惑うのか考えたところ、1人の子どもの成長に合わせて各機関が連携がとれていないからではないか。それぞれの機関が、子どもの成長とともに、かかわりから離れてしまうからではないかと思っております。

市には、相談窓口、電話窓口など対応していただいているが、子どもの成長、保護者とのかかわりをずっと持ち続けてきたわけではありません。それでは、安心することもできません。1人の子どもの成長を保護者も含めて見守る体制が必要と考えております。支援体制の充実について、市の考えをお聞きいたしたいと思っております。

○松下議長 失礼いたしました。一問一答方式ということでございますので、ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、子どもの発達や教育幼児期から青年期まで継続した支援体制をについて、一括してお答えいたします。

幼児期についてでございますが、保健推進課では、障がいの早期発見、早期対応と子育て支援を目的に各種乳幼児健康診査を実施しております。

その中で、フォローが必要な幼児について、運動や精神の発達相談を行い、必要に応じて医療機関や発達支援センター等、療育機関の紹介、また、各種フォロー教室への参加を勧奨します。

また、フォローが必要な幼児の保育所、幼稚園への入所、入園に際しましては、適切な集団生活ができるよう、保健推進課からこれらの施設に情報提供し、また、入所、入園後におけるフォローが必要な幼児への発達相談では、その場に担当保育士を同席させ、集団における幼児へのフォローについて指導を行っております。

続きまして、学齢期についてでございますが、保健推進課において発達相談事業、高機能自閉症の児童に対するセラピーを実施しております。

また、岩出障害児者相談・支援センターにおいて、フォローが必要な子どもについて、学校など教育機関、教育委員会と連携を図り、関係機関を集めたケース検討会を行い、情報を共有し、子どもの発達支援を図っております。

また、幼児期、学齢期にわたり、保護者の申請に基づき、療育の専門家が障がいのある子どもが日常的に過ごす保育所、幼稚園、学校等に出向き、教員等に助言を行う事業を福祉課において行っております。

続きまして、青年期についてでございますが、岩出障害児者相談・支援センターにおいて、発達につまずきがある方や障がいのある方の交流の場を提供し、相談員によるアドバイス等の支援を行っております。また、必要な社会資源の情報提供や紹介、同行などの支援を行っております。

なお、ひきこもりの一時相談窓口を福祉課に設置しております。

各機関の連携についてでございますが、乳幼児、学齢期、青年期等を通じた一貫

した支援を行う市の総合窓口として、岩出障害児者相談・支援センターを設置しているものでございます。

同センターにおいて、全ての障がいのある方、発達につまづきがある方及びご家族の相談に対応し、障がいのある方や発達につまづきがある方が地域で自立した日常生活、社会生活を営めるよう、助言及び福祉、保健医療、療育、就学、就労等の関係機関への紹介、同行などの支援を行っているところです。

今後とも、同センターを中心に、福祉課、保健推進課との連携はもとより、学齢期における教育委員会との連携、また、関係機関と連携しながら、支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 市来議員ご質問の1番目、子どもの発達や教育、幼児期から青年期まで継続した支援体制をの義務教育期の状況について、一括してお答えいたします。

幼児期から青年期までの一貫した市の総合窓口につきましては、先ほど生活福祉部長がお答えしたとおり、岩出障害児者相談・支援センターであります。その中で、特に、学齢期の部分についてお答えさせていただきます。

まず、就学前の幼児につきましては、岩出障害児者相談・支援センターを初めとして、小学校、保健推進課、各保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設、医療機関等と連携し、特別な支援の必要な幼児を把握します。その後、学校と市教育委員会とで、当該幼児全員の様子を観察するとともに、必要に応じ、保護者とも面談を行った後、岩出市教育支援委員会、これは昨年度まで適正就学指導委員会と呼んでおりましたけれども、その委員会で、当該幼児の就学先や必要な支援等について検討しています。

岩出市立の小学校入学以降は、支援を要する児童生徒について、個別の指導計画を作成し、それに基づいて各学校の特別支援学級で必要な支援を受けながら学習する子どもと、通常の学級に在籍しつつ支援を受ける子どもがいます。相談窓口につきましては、保健推進課の発達相談、医療機関、子ども・女性・障害者相談センターなどがあり、本人と保護者だけでなく、必要に応じ、担任も同席して相談を受けていますが、これらの機関の総合窓口として、岩出障害児者相談・支援センターが位置づけられています。

小学校から中学校への接続につきましては、小学校就学前と同様に、岩出市教育支援委員会で再度検討するとともに、個別に小学校から中学校への引き継ぎを行っ

ています。さらに、中学校から高等学校等への進学についても同様であります。

支援体制の充実につきましては、現在も十分に努めているところでありますが、市の総合窓口としての岩出障害児者相談・支援センターとの連携はもとより、LD等通級指導教室担当者の育成のため、和歌山大学大学院で1、2年間、専門知識を学ばせるために、計画的に後継者を派遣するとともに、特別支援教育に関する教員研修を実施するなど、今後も支援体制の充実に努めてまいります。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点目の質問で、各機関との連携及び取り組みについて等々もお聞きいたしました。

発達障害者支援法の定義には、第3条で、国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2、国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期にその者の状況に応じて、適切に就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3、発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4、国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等による発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局、その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。とあります。

各機関との連携、支援体制について、総合支援センターというものがあるということが言われました。しかしながら、これをどこまで市民が知っているのかというふうには、大変疑問が残ります。

先ほども、私、申し上げたとおり、現実には市民の皆さんから、そういったご相談、この発達に関する子育ての問題の相談、また、学校での指摘をされたことによ

る学校への不信感、または、乳幼児健診で指摘をされいながら、園に帰ると、大丈夫やから安心してと言われることに対しての不安感、不信感、そういったことが現実に起こっているということがあります。

そうした点では、この総合支援センターが本当によりよいものになっているのかということが1つ疑問を感じるわけです。

この問題、先進の地域という形で言いますと、各機関との連携、支援体制の充実については、全国でも先進自治体では、幼児期から、そして青年期まで継続した支援を行えるよう、新たな課というのを設け、対応するところも出てきています。例を挙げますと、滋賀県の甲賀市では、発達や教育、心理面で支援を必要とする人やその家族に対して、幼児期から学齢期、青年期を通して相談をずっと継続することができるように、福祉部と教育部の相談機能を一本化し、新たな発達支援課というのを、この4月から開設されておるそうです。

この問題というのは、何が一番大事なのかというのは、やはり発達障がいという問題は年々、研究が進んでいき、いろんな分野で勉強、研究というのがされてきてはおりますが、まだまだ、この先、いろんな形で知ってもらわなければならない分野でもございます。そうした意味では、行政がしっかりとした体制を整えること以外に、こうした問題というのは進まないと思っております。

やはり、私はこの総合支援センターというものを置いておりますが、主となっているのは、何なのか。そこには各機関がきっちりと入って、その1人の子どもに対して、どういう体制を整えていくのかということとをきちっと連携を図っているのか。

私が、この問題を質問するに当たりまして、部局とのやりとりをしたわけですが、そのときには、教育はどのような支援を行っているの、福祉はどのような支援を行っているのという形で言われておりました。というのは、行政自身が知らないという形で、私は見えたんです。それは、支援センターがあるからというふうには任せるのではなく、やはりこうした行政自身が先頭に立って、この問題をどうかかわっていくのか、どう支援していくのかということが十分大事になってくると思いますので、その辺のこの問題、行政が責任を持ってしっかりとやっていくという心得で、この総合支援センターを含めてやっていくのかどうかについても、お聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、障害児者相談・支援センターについてでございます。

これは市が設置しているものでございまして、先ほどのお話の中では、周知が足りないのではというようなこともございましたけれども、これについては、引き続き周知していききたいと、このように考えてございます。

それから、相談機能の関係、教育部と、それから福祉部との相談機能の一本化ということでございますが、それにつきましては、現在も連携をとった中で進めてございます。

それから、行政が責任を持ってやっていくのかということでございますけれども、当初お答えさせていただきましたとおり、当然、連携は非常に大事なことであり、また、情報を共有するというのも、これは当然、必要なことでございます。行政としてやるべきことはやっていきたいと、このように考えております。

○松下議長　これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

○市来議員　2点目の質問にまいりたいと思います。

学校図書館の活性化への環境整備についてであります。

今、私たちを取り巻く環境は、テレビの普及に始まり、パソコン、携帯電話など多くの情報をどこからでも自由に検索し、瞬時に手に入れるとともに、それを他人に伝えることも簡単に行える時代となっております。今後、さらに普及、発展することが予測されます。しかし、このことによって、児童から青少年までの幅広い年代における読書の量がより一層低下することが予想され、このままの傾向が進むと、表現力や創造力を身につけ、豊かな感性を育てるという人間形成の一面において大切な部分の発達が心配されています。

本は、人がその人生の中で得た知識をほかの人間に、また、次世代の人間に伝える力を持ちます。人は知識を得るためだけでなく、感情を得るためにも本を読みます。本を読み、さまざまな感情を知り、感性を豊かにしていくことは、人間の成長にとって極めて重要なことです。この意味で、人は本を読む必要があるし、特に、子どもは必要です。楽しい、おもしろい、そして悲しい本、こうした本を子どもにはたくさん触れてほしいものです。

子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館や地域の図書館等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが求められています。その中でも、学校図書館は、子どもたちにとって最も身近で密接な読書活動の場所です。また、指導の工夫次第で、読書活動の持つ意義や、目的に対する反応が最も

理解できるという点や、今後の成長に合わせた読書活動の基礎をつくるという意味においても重要な役割を担っております。

学校図書館法が改正され、12学級以上の全ての小・中・高等学校に司書教諭の配置が義務づけられました。司書教諭の役割は、学校図書館の管理運営、読書計画、図書館資料の選択、教材としての活用の工夫など多岐にわたっております。そして、子どもたちが本と出会う機会を提供することです。しかし、市内の小・中学校では、司書教諭が配置されても、実際には、学級担任を兼務しているため、司書教諭としての役割を十分発揮できないのが現状ではないでしょうか。

児童の図書委員の活動や、地域のボランティアによる読み聞かせなどの取り組みがありますが、子どもたちの読書活動推進には、児童・生徒がもっと学校図書館を利用できる時間をふやす必要があります。学校図書館司書は、図書館の環境整備、授業での資料提供を行うとともに、子どもへの働きかけにより、読書活動推進に大きな役割を担っています。専門性を持つ学校図書館司書の常勤、正規での配置が求められます。各小・中学校に学校司書の配置を求めますが、いかがでしょうか。

2点目は、読書推進のための取り組みについてであります。

子ども読書活動推進法に策定の努力規定がある「子ども読書推進計画」、岩出市においては、平成20年3月に子どもの読書活動がより広まるよう推進し、子どもの読書環境を豊かにするために、岩出市子ども読書活動推進計画第1次を策定し、子どもの自主的な読書活動の推進や子どもの読書環境の整備、充実に努めてきました。これまでの第1次計画期間での取り組みにおける成果と課題を踏まえ、さらなる岩出市における子ども読書活動推進のため、第2次岩出市子ども読書活動推進計画を平成25年策定しております。

第1次計画期間における岩出市の子どもの読書活動推進の取り組みと、今後の課題を検証し、子どもたちの生涯にわたる生きる力の基礎的な部分を育む豊かな読書環境づくりを継続的に推進していくために、第2次岩出市子どもの読書活動推進計画を策定していますが、読書推進のための今後の取り組みについての計画、その辺について、あるのか、お伺いをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の2、学校図書館の活性化への環境整備について、小・中学校に学校図書館指導員、学校司書の配置を、読書推進のための取り組みについてということについては、一括してお答えさせていただきます。

読書は、先ほど、市来議員がおっしゃるように、豊かな心や感性を育むとともに、全ての教科の基礎、基本となる読解力を高める上で大変有効であり、学習指導要領にも、学校図書館や公共図書館を利活用した学習活動や読書活動の推進が示されており、

本市の小・中学校における読書推進については、全ての学校で朝の読書を実施するとともに、小学校では、教員やボランティアによる読み聞かせを実施するなど、各学校で工夫した取り組みがなされています。

また、市内の全ての学校図書館では、国が示す学校図書館標準に基づく蔵書冊数の達成割合は、100%をクリアするとともに、貸し出しや蔵書管理等についても、コンピューター管理ができるよう環境整備が整っております。

また、岩出図書館においても、これまで岩出市子ども読書活動推進計画を1次、2次と策定し、現在は2次計画にのっとり、子どもたちの生涯にわたる生きる力の基礎的な部分を育む読書活動を推進するとともに、お話し会や体験教室を初め、さまざまなイベントの開催などを図書館ボランティアの協力を得ながら実施し、利用促進に努めております。

また、学校支援のため、学校団体貸し出しの制度を設けたり、学校と連携して、家庭における読書活動を推進するため、推薦読書リスト一覧と読書記録が記入できる「うちどくノート」を作成し、市内全ての小・中学校に配布するなどの取り組みをしております。

今年度、教育委員会は、これまでの取り組みを踏まえ、県下トップクラスの蔵書数や機能を有する岩出図書館と連携し、さらなる読書活動の推進と学校図書館の活性化を図るため、新たな取り組みとして、岩出図書館の司書資格を持った職員を、9月当初から市内全小学校に週1回派遣することとしております。

派遣された職員は、その専門性を生かし、学校図書館の環境整備、児童への読書支援や各校の図書館ボランティアによる読み聞かせの研修など、各校のニーズに合った業務を行うとともに、岩出図書館の施策がより確実に学校に反映されることにより、これまで以上の学校の図書館や読書活動の活性化が図られるものと考えてございます。

また、中学校には、これらの取り組みを参考に、各校の司書教諭及び図書館関係者を通して、学校図書館や読書活動の活性化を図るよう指導することとしてございます。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 学校への司書の配置について、今、答弁がございました。1週間に一度、小学校がですか、1週間に1回、司書を岩出図書館から司書の資格がある方が、小学校だけではあります配置すると。私は、これについては、一歩前進と評価をします。しかし、まだまだ不十分であると考えております。

先月、総務文教常任委員会で、北海道の恵庭市に視察をしてまいりました。恵庭市の取り組みについて述べておきます。

読書のまち恵庭として、恵庭市、人とまちを育む読書条例を制定され、平成25年4月から施行されている都市でもあります。まち全体で、子どもから大人までの生涯各期において、いつでも、どこでも、誰もがひとしく読書活動に親しむことができるよう、読書の環境づくりに力を注ぎ、市民とともに地域ぐるみで読書のまちづくりを進めております。

取り組みの中には、子どもたちへの読み聞かせを初め、ブックスタート、図書館システムの整備、ネットワークの充実といったことがありますが、こうしたことは、岩出市でも取り組みは同じように進められてきています。しかし、ここで違うことは、恵庭市では、平成16年には市内全小学校、平成18年には市内全中学校に専任の学校司書、小・中学校合わせて13校ありますが、北海道で初めて配置しているところ。司書教諭と学校司書の連携により、児童生徒が豊かな心、みずから学ぶ力を身につけ、読書習慣を形成しています。

学力・学習調査の質問紙調査において、読書が好きと答える児童生徒が全国、そして、北海道全体と比べ多いという状況がここでは生まれています。市は、豊かな心の育成や課題解決のための情報源として、本を抵抗感なく活用できる子どもたちの将来にとって、大切なことであり、読書が好きと感じている子どもたちが多いことは、それらにつながると評価されております。

もう一つ、これは日本教育新聞に掲載されていた記事からですが、学校図書館の効果的な活用は、児童生徒の学力向上につながるという考えのもと、千葉県柏市では、平成15年度から学校図書館を利活用しやすい環境の整備を行ってきています。この年から学校司書を配置し始め、本年度では、全小・中学校への配置を目指し、学校司書を増員しているそうです。

市では、小・中学生対象の学力テスト結果を分析し、学校図書館を活用した学校ほど、学力テストの正解率が高いなどの傾向があると分析しています。司書を配置し

たから、すぐに学力の向上、効果があられるということは少ないですが、人間として生きていく上で、本を読むことで視野を広げ、豊かな視点で幅広く考え、深めることができるよう成長すれば、それはすばらしいことです。今から充実を図ることが将来の力となってきます。

ことしの秋から配置予定になると思いますが、今後、段階的に、1週間に一度だけではなく、学校に常に司書を配置する方向への充実を求めますが、これについてお答えを求めたいと思います。

それから、岩出図書館から、週に一度、学校に司書を送るということですが、これは市の職員でやるのかどうか、これについてお聞かせ願いたいと思います。それとも、図書館は委託されておりますが、その中から行かれるのか、きちっと岩出市の職員としての司書の資格を持った職員が配置をすることになっているのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の、派遣される職員についてですが、これは、現在、岩出図書館はTRCという図書流通センターの業者委託をしておりますので、その司書資格を有する職員を派遣するという、業者委託の職員を派遣するということでございます。

2点目の、常勤で正規の派遣はできないのかというふうなことについての質問でありますけれども、市内全ての小・中学校に司書資格を持つ正規の職員を、図書館司書として配置するというのは、人材確保等多くの点で、市単独で行うことは困難であると考えております。

本県の状況ですけれども、本県においては、小・中学校に学校図書館司書を配置する市町村がまだまだ少なく、その場合でも、全てが非常勤で、週1、2回程度の勤務と、しかも、司書資格を有しているとは限らないというふうな状況にあります。

北海道の恵庭市の話も聞かせていただいたんですが、北海道でも、市として、全小・中学校に常勤を派遣しているというのは、現在、恵庭市だけではないかというふうなことも聞いております。全ての小・中学校に司書資格を持つ正規の常勤職員をとことんの有用性を考えれば、これはある意味で、基本的に国とか県が行うべき施策ではないかというふうに考えてございます。

それから、議員もありましたように、学校図書館司書が配置になったからという

ことで、一気に図書館の活動とか読書活動が進むものといえ、そうでもない場合もあるかと思えます。そういう意味も含めて、先ほど、今年度の取り組みにおける活用方法とか、有効性などを検証した上で、継続等について、今後、十分検討してまいりたいと、そういった意味で考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 さっき、司書のことでお聞きをしました。これは、職員、直での行政の職員ではなく、センターですか、委託されているそちらから行かれるということですが、これ、財政的な点、この委託先との形では、どのようになっているのか、これまでの契約の中に、行ってくださいという形で含まれているのか、どのような契約になっているのかという点を一部お聞きをしたいと思えます。

委託料の中に、それも含めて、全て含まれているのか。この学校に派遣という形で今年度から行くということは、新たなことを始めるということなんですが、その辺については、どのような形になっているのかというのをお聞きしたいと思えます。

2012年の文部科学省の調査で、学校図書館担当職員を配置、学校司書ですね、配置した公立小・中学校がゼロなのは、全国で和歌山県のみだったということが、調査の結果でわかっています。13年度から配置を始めた学校はあるが、これと和歌山県の教委は、今後も配置を働きかけたいと話している。という記事も見ました。

学校司書は、学校図書館の環境整備や、図書館を利用した学習支援などを行う文科省の学校図書館の現状に関する調査、これ12年5月現在によると、学校司書の配置割合は、全国平均で小学校が47.9%、中学校が47.6%となっています。和歌山県の教委、学校指導課は、学校司書は本と人をつなぐ、配置校では、図書館の利用がふえている、学習面でも全国学力テストの点数は、配置校が全科目で未配置校を上回っていると話しております。

文科省は、小・中学校への学校司書配置のため、12年度から1年度あたり約150億円の予算を措置、これは1週当たり30時間の職員を2校に1人程度配置できる規模という。ただし、用途を特定しない一般地方財源で、配置には市町村での予算化が必要になる。平成24年度の予算として、文部科学省では、1番目に、学校図書館の図書整備に約200億円、2番目に、学校図書館への新聞配備に約15億円、3番目に、学校図書館担当職員いわゆる学校司書ですが、その配置について約150億円という予算措置をしたということがあります。

これは、地方交付税措置としての財源措置でありますので、図書費として、これだけという形ではございません。先ほどもおっしゃっていたように岩出市では、増冊、本をしっかりと100%整えてくれているとおっしゃっておりますが、大変、この地方交付税の一部として入ってきているのでわかりにくいということはあります。しかし、このお金をしっかりと予算化して、司書配置を行うことは必要ではないのかということを考えます。なぜ、予算化に積極的に行わないのか、まず、お聞きをします。

子どもの教育にお金をかけることは、将来の日本、また、岩出市のためになると教育長はお思いになりませんか。それについて、お答えをしていただきたいと思えます。

地方交付税として算定基礎に入れられて、一般財源化されているものを、岩出市が予算化しないということは、市民も納得できないものであったと考えております。一方で、地方債の減債基金に積み立て、借金の返済優先に回すというのが岩出市、そのように言われても弁明しようがないのではないのでしょうか。これは、司書の問題だけでなく、第三中学校建設に動こうとしないところを見ても、市政の教育、子どもに対する基本的な姿勢の冷たさが背景にあると言わなければなりません。

加えて、先ほどお聞きした委託先の財政の点も含めてですが、やはり財政が豊かなこの岩出市で、子どもの教育にお金をかけない市の姿勢というのは冷た過ぎます。一遍に小・中学校全て配置が難しいとしても、来年度から徐々に常勤の司書配置ができるよう、しっかりとした予算措置を求めます。ちゃんときちっと地方交付税に含まれているということであれば、この岩出市としても、予算措置をして行うべきと考えますが、これについて、再度答弁を求めたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

まず、業者委託の件でありますけれども、これは3年間の業者委託ということで、昨年度、委託しておりますので、その中には、この事業は入れてございません。その時点では、こういう計画はなかったということで、その範疇の中で、工夫しながら、こういう制度をつくり上げてきたということ、まず、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、地方交付税のことですが、これにつきましては、交付税措置ということで、国のほうで、平成24年度から措置されておりますが、昨年も言いましたように、

これはあくまで地方交付税の措置でありまして、これにつきましては、その自治体等でいろいろの施策の中で、バランスをとりながらしていくことだろうと考えております。

これにつきましては、私も先ほど言いましたように、この措置そのものにつきましても、1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度、しかもこれにつきましては、司書資格を有する者とか、非常勤だとか、何も記載されていない中で、換算しますと、週に1回ないし2回というふうなことの派遣になろうかと思いますが、こういうことよりも、やはり、先ほども言いましたように、やっぱり図書館司書の重要性というのを国が考えるならば、これはやっぱり基本的に国・県がやっていくべき事業だというふうに考えてございます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

交付税の関係でございますけれども、ご承知のように、交付税については、一般財源ということでありまして、教育関係にどれだけ充当されているかということもあるわけですが、それぞれ、施設整備であるとか、ソフト整備であるとか、そういうものに充てられておりまして、おっしゃったように、図書館の整備、蔵書ですね、この関係にも使われておるということでもありますので、総合的な中で、教育費への予算化ということになると思いますので、必ず交付税で入っているから、教育のほうに必要な予算化をとということではないのではないかと思います。

それから、あと、予算化の関係なんですけれども、司書の関係の予算化ですね。司書の関係については、先ほど教育長さんがおっしゃられたように、司書を配置したからといって、その効果がどうであるとかいう、活用方法とか有効性などを検証した上でということでもありますので、そういう実績効果が見られないという、きちんと成果が出ていない段階で、予算措置は難しいのではないかとというふうに思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○松下議長 これで市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて平成26年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成26年6月27日

岩出市議会議長 松 下 元

署名議員 尾 和 弘 一

署名議員 宮 本 要 代